町田市環境白書2017

データ集

「水とみどりとにぎわいの調和した
環境都市　まちだ」
を目指して

町　田　市

町田市環境白書は 2012 年に策定された「第二次町田市環境マスタープラン」（以下「環境マスタープラン」）に基づき、環境の状況および施策の実施状況を「活動報告」に、市の環境の現状に関するデータを「データ集」にまとめた２分冊となっています。

本書は市の環境の現状に関する 2016 年度のデータを取りまとめています。アンケートは、2016 年の状況を評価するものとして 2017 年４月に実施しました。「活動報告」とあわせてご活用ください。

なお、＊印のついた用語は、巻末に用語解説をまとめてあります。こちらもご活用ください。

はじめに

私たちは、急激な近代化や高度経済成長を経て、物質的な豊かさと便利さを手に入れてきましたが、その陰では、世界規模の地球温暖化や、自然環境破壊による生物多様性の喪失などが進行しており、将来の課題として残された環境問題はますます深刻なものとなっています。

町田市においては、2012 年 4 月に第二次町田市環境マスタープランを策定し、「望ましい環境像」である「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市　まちだ」の実現に向けた取り組みをスタートしました。

環境白書 2017 は、この「環境マスタープラン」の 2016 年度の取り組み状況の紹介とともに、2016 年度の町田市の環境の現状や動向についてもまとめたものとなっています。

また、本書「データ集」は、町田市の環境の現状や環境施策の進捗状況をまとめたもので、市が特に力を入れた取り組みを紹介した「活動報告」と構成を分けて編集しています。

より多くの市民・事業者の方に本書を手にとっていただくことで、市内の環境問題に関心を持っていただき、また環境に配慮した活動に積極的に参加していただけるのではないかと願っております。

本書により、一人でも多くの方に町田市の環境の現状に関心を持っていただき、共に行動することができましたら幸いです。

町田市長　　石 阪 丈 一

目　次

１．町田市の環境測定結果および統計データ 1
1.1. 町田市の気温・降水量および人口・世帯数の推移 1
1.2. 町田市のエネルギー消費量の推移 2
1.3. 町田市の自動車保有台数の推移 3
1.4. 町田市のごみと資源量の推移 4
1.5. 町田市の大気環境 6
1.6. 町田市の水環境 7

２．2016 年度環境に関する市民アンケート調査結果 8
2.1. 調査の概要 8
2.2. 調査結果 8

３．環境マスタープランの目標への達成状況 24

４．基本目標に向けた事業の進捗状況 27
4.1. 重点事業 27
4.2. その他の事業 41

５．町田市環境マネジメントシステムの概要 67
5.1. 2016 年度実績報告書 67
5.2. 内部環境監査結果 82
5.3. 2017 年度環境マネジメントシステム外部評価結果 94
5.4. 2017 年度市長総括記録 100

６．町田市環境基本条例 101

７．参考資料 105
7.1. 環境基準 105
7.2. 主な関係法とその解説 111
7.3. 用語解説 113

1.　町田市の環境測定結果および統計データ

町田市の環境測定結果について過去 20 年分のデータを示します。

1.1.　町田市の気温・降水量および人口・世帯数の推移

表１　町田市の気温および降水量の変化

年度/単位	最高気温 ℃	平均気温 ℃	最低気温 ℃	年降水量 mm
1997	39.0	14.7	-5.3	1,272
98	36.7	14.9	-5.8	2,393
99	35.7	15.1	-5.7	1,775
2000	37.8	14.9	-5.7	1,686
01	38.4	14.4	-6.7	1,562
02	37.7	14.7	-4.3	1,872
03	36.0	14.2	-5.8	2,028
04	37.8	15.4	-5.2	1,779
05	36.3	14.3	-5.8	1,456
06	36.7	14.6	-6.1	1,645
07	38.7	15.1	-3.9	1,390
08	36.2	14.7	-5.5	2,103
09	35.7	14.9	-5.4	1,414
10	37.3	15.2	-5.5	1,720
11	36.7	14.6	-6.5	1,672
12	37.5	14.4	-6.1	1,505
13	37.7	15.0	-7.1	1,468
14	37.7	14.5	-5.5	1,798
15	37.5	15.2	-6.0	1,740
16	38.0	15.3	-6.2	1,487

出典：気象庁データ（八王子地域観測所）

表２　町田市の人口・世帯数

年度/単位	人口	世帯数	世帯あたり人口	人口の前年度との差
1997	364,332	138,135	2.64	2,755
98	367,155	141,072	2.60	2,823
99	372,599	145,019	2.57	5,444
2000	379,147	149,594	2.53	6,548
01	385,689	153,755	2.51	6,542
02	393,666	158,536	2.48	7,977
03	401,672	163,325	2.46	8,006
04	406,281	166,583	2.44	4,609
05	409,017	169,364	2.42	2,736
06	413,176	173,085	2.39	4,159
07	416,693	176,197	2.36	3,517
08	419,816	179,290	2.34	3,123
09	422,700	181,847	2.32	2,884
10	424,828	183,836	2.31	2,128
11	425,380	185,258	2.30	552
12	425,762	185,300	2.30	382
13	426,222	186,820	2.28	460
14	426,648	188,406	2.26	426
15	426,937	190,100	2.25	289
16	428,572	192,320	2.23	1,635

出典：住民基本台帳町丁別世帯と人口
（データは外国人登録を含む値。各年1月1日現在）

1.2.　町田市のエネルギー消費量の推移

表３　町田市エネルギー消費量

	エネルギー消費量合計	総電力使用量	都市ガス総供給量		事業系		家庭系		ガソリン等消費量	軽油		ガソリン		一人あたりのエネルギー消費量
					供給量	契約件数１件当たり供給量	供給量	契約件数１件当たり供給量						
年度/単位	GJ*	GJ	GJ	千m^3	千m^3	m^3/件	千m^3	m^3/件	GJ	kℓ	GJ	kℓ	GJ	MJ
1997	16,823,455	4,649,191	2,387,744	51,855	12,686	5,344	39,169	485	9,786,520	76,511	2,922,859	204,956	6,863,660	46.176
98	17,089,181	4,777,675	2,489,369	54,062	13,606	5,712	40,456	486	9,822,137	75,514	2,884,766	207,157	6,937,371	46.545
99	17,221,802	4,779,925	2,592,283	56,297	14,768	5,986	41,529	479	9,849,594	74,519	2,846,784	209,111	7,002,811	46.221
2000	17,993,699	4,833,659	2,887,763	62,714	19,247	7,477	43,467	482	10,272,277	73,277	2,837,339	211,990	7,434,938	47.458
01	18,176,377	4,933,732	2,962,175	64,330	20,687	7,680	43,643	468	10,280,471	71,189	2,756,498	214,529	7,523,973	47.127
02	18,925,503	5,414,375	3,200,650	69,509	22,409	7,916	47,100	482	10,310,478	69,014	2,672,283	217,786	7,638,195	48.075
03	18,859,652	5,346,691	3,205,208	69,608	21,869	7,575	47,739	472	10,307,752	65,370	2,531,185	221,731	7,776,567	46.953
04	18,460,598	4,831,114	3,242,460	70,417	23,318	7,381	47,099	456	10,387,024	64,739	2,506,770	224,687	7,880,254	45.438
05	19,029,710	5,180,364	3,440,322	74,714	24,164	7,183	50,550	480	10,409,024	63,400	2,454,912	226,793	7,954,112	46.525
06	18,834,472	5,077,627	3,444,052	74,795	25,054	7,241	49,741	464	10,312,793	61,896	2,396,676	225,710	7,916,116	45.585
07	19,112,128	5,178,452	3,618,338	78,580	27,255	7,834	51,325	470	10,315,338	62,740	2,429,363	224,851	7,885,975	45.866
08	19,661,247	5,943,132	3,544,111	76,968	26,472	7,653	50,496	453	10,174,005	60,615	2,347,061	223,167	7,826,943	46.833
09	19,502,421	5,799,985	3,513,904	76,312	26,262	7,516	50,050	444	10,188,531	60,507	2,342,898	223,700	7,845,633	46.138
10	19,933,842	6,059,912	3,673,962	79,788	28,213	8,117	51,575	455	10,199,968	61,681	2,388,364	222,730	7,811,604	46.922
11	19,415,684	5,609,447	3,565,845	77,440	25,939	7,418	51,501	452	10,240,393	62,004	2,400,854	223,527	7,839,539	45.643
12	19,143,978	5,712,674	3,642,650	79,108	27,531	7,812	51,577	448	9,788,653	60,089	2,326,710	212,760	7,461,944	44.964
13	19,087,105	5,718,236	3,577,679	77,697	27,583	7,807	50,114	430	9,791,190	59,806	2,315,766	213,145	7,475,424	44.782
14	18,874,762	5,497,708	3,581,593	77,782	27,144	7,642	50,638	430	9,795,463	60,459	2,341,033	212,546	7,454,430	44.240
15	18,694,922	5,407,924	3,438,526	74,675	26,058	7,316	48,617	408	9,848,473	60,886	2,325,832	213,586	7,390,076	43.788
16	18,751,418	5,484,431	3,512,707	76,286	26,324	7,558	49,962	413	9,754,280	61,584	2,321,717	214,814	7,432,564	43.753

出典：（総電力使用量）東京都提供資料（速報値）
（都市ガス供給量）東京ガス（株）提供資料

1.3.　町田市の自動車保有台数の推移

表４　自動車保有台数および一人あたりの保有台数（1/2）

年度/単位	登録自動車台数	貨物自動車	普通車	小型車	被けん引車	乗用車	普通車	小型車	乗合自動車	特殊用途車	大型特殊車	乗用車の占める割合	一人当たり保有台数	世帯当たり保有台数	一人当たり保有台数（乗用車のみ）	世帯当たり保有台数（乗用車のみ）
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	%	台	台	台	台
1997	131,684	12,881	3,392	9,471	18	115,592	35,948	79,644	526	2,424	261	87.8	0.36	0.95	0.32	0.84
98	132,740	12,469	3,319	9,131	19	116,829	39,260	77,569	512	2,672	258	88.0	0.36	0.94	0.32	0.83
99	133,510	11,985	3,274	8,687	24	117,815	42,045	75,770	507	2,948	255	88.2	0.36	0.92	0.32	0.81
2000	134,518	11,569	3,134	8,413	22	119,117	44,980	74,137	508	3,068	256	88.6	0.35	0.90	0.31	0.80
01	135,231	11,274	3,054	8,220	22	120,196	47,708	72,492	477	3,028	256	88.9	0.35	0.88	0.31	0.78
02	136,319	10,916	2,986	7,930	-	121,830	49,872	71,958	485	2,837	251	89.4	0.35	0.86	0.31	0.77
03	136,452	10,241	2,801	7,440	-	122,854	52,038	70,816	493	2,619	245	90.0	0.34	0.84	0.31	0.75
04	137,342	10,003	2,740	7,263	-	124,071	53,618	70,453	539	2,481	248	90.3	0.34	0.82	0.31	0.74
05	137,458	9,745	2,631	7,088	26	124,566	54,474	70,092	556	2,341	250	90.6	0.34	0.81	0.30	0.74
06	135,902	9,456	2,546	6,886	24	123,377	54,287	69,090	561	2,253	255	90.8	0.33	0.79	0.30	0.71
07	134,964	9,493	2,540	6,935	18	122,394	54,866	67,528	598	2,230	249	90.7	0.32	0.77	0.29	0.69
08	132,580	9,070	2,476	6,580	14	120,591	54,521	66,070	618	2,056	245	91.0	0.32	0.74	0.29	0.67
09	132,329	9,004	2,552	6,438	14	120,391	55,058	65,333	623	2,072	239	91.0	0.31	0.73	0.28	0.66
10	131,698	9,000	2,542	6,441	17	119,707	55,279	64,428	680	2,068	243	90.9	0.31	0.72	0.28	0.65
11	131,572	9,008	2,609	6,385	14	119,558	56,338	63,220	693	2,071	242	90.9	0.31	0.71	0.28	0.65
12	131,100	9,067	2,720	6,333	14	119,048	56,769	62,279	680	2,060	245	90.8	0.31	0.71	0.28	0.64
13	130,697	9,080	2,767	6,299	14	118,643	57,664	60,979	659	2,066	249	90.8	0.31	0.70	0.28	0.64
14	129,408	9,110	2,788	6,308	14	117,291	57,819	59,472	687	2,070	250	90.6	0.30	0.69	0.27	0.62
15	129,143	9,081	2,720	6,346	15	117,044	58,584	58,460	723	2,047	248	90.6	0.30	0.68	0.27	0.62
16	129,513	9,127	2,801	6,306	20	117,305	59,625	57,680	741	2,093	247	90.6	0.30	0.67	0.27	0.61

出典：市町村別自動車保有車両数（一般財団法人　自動車検査登録情報協会編、各年度3月末現在）

表４　自動車保有台数および一人あたりの保有台数（2/2）

年度/単位	原動機付き自転車等の登録台数	原動機付き自転車	第一種（50ccまで）	ミニカー	第二種乙（51～90cc）	第二種甲（91～125cc）	軽自動車	二輪車	三輪車	四輪乗用	四輪貨物	小型特殊自動車	農耕作業車	その他	二輪の小型自動車
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1997	59,148	30,164	27,604	12	1,505	1,043	24,685	5,416	5	7,764	11,500	484	286	198	3,815
98	59,726	30,597	27,977	11	1,549	1,060	24,834	5,267	6	8,427	11,134	484	287	197	3,811
99	59,803	30,427	27,728	12	1,475	1,212	25,125	5,054	6	9,193	10,872	483	292	191	3,768
2000	61,334	30,847	27,931	13	1,510	1,393	26,120	4,992	6	10,502	10,620	467	291	176	3,900
01	62,481	30,675	27,555	13	1,501	1,606	27,262	5,076	5	11,616	10,565	470	294	176	4,074
02	63,694	30,874	27,514	10	1,474	1,876	28,260	5,247	5	12,674	10,334	461	291	170	4,099
03	68,825	32,077	28,007	35	1,601	2,434	31,792	5,737	5	15,422	10,628	457	291	166	4,499
04	70,979	32,561	28,207	55	1,615	2,684	33,365	6,033	5	16,491	10,836	458	297	161	4,595
05	73,907	33,330	28,536	93	1,631	3,070	35,394	6,331	4	18,024	11,035	457	296	161	4,726
06	75,459	33,507	28,349	153	1,574	3,431	36,822	6,557	3	19,371	10,891	460	305	155	4,670
07	77,021	33,701	28,157	188	1,556	3,800	38,063	6,768	3	20,435	10,857	452	305	147	4,805
08	78,722	33,517	27,556	210	1,578	4,173	39,816	6,794	4	22,116	10,902	446	306	140	4,943
09	79,285	32,991	26,666	232	1,517	4,576	40,804	6,610	4	23,281	10,909	433	299	134	5,057
10	79,567	33,023	26,695	234	1,522	4,572	41,035	6,663	4	23,292	11,076	433	299	134	5,076
11	79,804	32,058	24,970	256	1,377	5,455	42,266	6,420	4	25,104	10,738	422	301	121	5,058
12	79,058	32,022	24,934	256	1,378	5,454	41,568	6,413	4	24,562	10,589	421	300	121	5,047
13	79,774	31,608	24,167	272	1,285	5,884	42,622	6,346	4	25,754	10,518	420	300	120	5,124
14	81,033	31,190	23,474	254	1,244	6,218	44,195	6,310	4	27,398	10,483	410	295	115	5,238
15	81,908	30,644	22,660	258	1,226	6,500	45,604	6,135	4	29,037	10,428	417	299	118	5,243
16	81,909	29,813	21,732	284	1,163	6,634	46,460	6,047	5	30,058	10,350	418	295	123	5,218

1.4.　町田市のごみと資源量の推移

（1）ごみ排出量の推移

表５　町田市ごみ排出量（1/2）

項目	排出量総量（ごみ・資源回収量）	収集・持ち込み量総量	ごみ量	家庭排出ごみ	可燃	不燃	粗大	有害	土砂・瓦礫	持ち込みごみ	許可業者（事業系一般廃棄物）	公共・一般持ち込み	大口
計算式	Ⅰ+Ⅱ	Ⅰ=A+B	A=a+b	a=①+②+③+④+⑤	①	②	③	④	⑤	b=⑥+⑦+⑧	⑥	⑦	⑧
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
1997	142,482	132,431	115,619	84,616	76,256	6,800	1,512	14	34	31,003	21,749	9,254	-
98	145,982	135,675	115,787	85,124	76,109	7,188	1,741	15	71	30,663	22,058	8,594	11
99	145,401	135,035	114,086	83,283	74,445	6,718	1,866	198	56	30,803	22,549	8,244	10
2000	150,819	139,367	117,887	83,084	73,507	7,324	1,934	243	76	34,803	25,811	8,986	6
01	152,742	141,288	121,154	84,118	75,421	7,131	1,303	233	30	37,036	26,836	9,507	693
02	153,726	142,617	122,448	86,685	77,516	7,706	1,233	230	0	35,763	25,931	9,077	755
03	156,480	145,131	125,298	89,086	79,685	7,953	1,186	262	0	36,212	26,808	8,649	755
04	154,380	142,868	123,153	88,085	78,622	8,046	1,165	252	0	35,068	26,147	8,146	775
05	156,400	144,166	122,142	84,473	73,073	9,810	1,333	257	0	37,669	28,015	8,773	881
06	143,772	131,957	109,642	73,720	65,568	6,444	1,471	237	0	35,922	27,122	7,939	861
07	139,432	127,445	105,958	73,034	65,501	5,803	1,484	246	0	32,924	25,651	6,551	722
08	136,035	124,481	103,650	72,589	65,165	5,788	1,390	246	0	31,061	23,958	6,409	694
09	130,558	119,068	99,152	72,029	64,549	5,845	1,369	266	0	27,123	20,532	5,902	689
10	129,948	118,593	99,105	71,994	63,995	6,519	1,221	259	0	27,111	21,636	4,814	661
11	130,821	118,605	100,376	72,964	64,794	6,772	1,241	157	0	27,412	22,259	5,153	-
12	129,081	117,344	100,198	72,350	64,402	6,566	1,241	141	0	27,848	23,064	4,784	-
13	129,280	117,462	99,438	71,809	63,889	6,490	1,277	153	0	27,629	23,020	4,609	-
14	127,587	115,995	98,671	71,780	64,035	6,303	1,290	152	0	26,891	22,962	3,929	-
15	125,988	114,316	97,553	71,894	64,236	6,220	1,277	161	0	25,659	21,937	3,722	-
16	123,121	111,549	94,880	71,040	63,553	6,009	1,337	141	0	23,840	20,995	2,845	-

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）

表５　町田市ごみ排出量（2/2）

項目	資源回収量	家庭排出資源	ビン	カン	古紙・古着	拠点回収	集積所ペットボトル	実験プラスチック	容器包装プラスチック	持ち込みリサイクル広場まちだ	剪定枝	地域資源化回収量
計算式	B=c+d+e	c=⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	d	e	Ⅱ
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
1997	16,812	16,812	4,100	2,022	10,590	100	-	-	-	-	-	10,051
98	19,888	17,214	4,036	1,831	11,178	169	-	-	-	-	2,674	10,307
99	20,949	17,821	4,000	1,627	11,796	238	-	160	-	-	3,128	10,366
2000	21,480	18,579	3,798	1,691	12,617	299	-	174	-	-	2,901	11,452
01	20,134	18,635	3,675	1,553	12,927	317	-	163	-	-	1,499	11,454
02	20,169	18,533	3,675	1,588	12,770	340	-	160	-	-	1,636	11,109
03	19,833	18,434	3,626	1,460	12,904	362	-	82	-	-	1,399	11,349
04	19,715	18,477	3,487	1,426	13,164	400	-	0	-	-	1,238	11,512
05	22,024	20,883	3,526	1,386	15,330	423	218	0	-	-	1,141	12,234
06	22,315	21,166	3,400	1,320	15,511	400	535	0	-	-	1,149	11,815
07	21,487	20,285	3,316	1,238	14,762	430	539	-	-	-	1,202	11,987
08	20,831	18,750	3,266	1,198	13,337	407	542	-	-	-	2,081	11,554
09	19,916	17,763	3,257	1,153	12,437	372	544	-	-	-	2,153	11,490
10	19,488	17,455	3,213	1,153	12,139	416	534	-	-	-	2,033	11,355
11	18,229	16,413	3,103	1,186	11,108	355	695	-	-	-	1,808	12,216
12	17,146	15,403	3,045	1,177	10,176	355	650	-	-	-	1,743	11,737
13	18,024	16,286	3,088	1,140	11,057	362	639	-	-	94	1,644	11,818
14	17,324	15,390	3,033	1,121	10,259	343	634	-	-	108	1,826	11,592
15	16,763	14,897	3,043	1,013	9,803	343	644	-	51	112	1,754	11,672
16	16,669	14,880	2,959	1,008	9,470	342	668	-	433	115	1,674	11,572

（2）資源化（リサイクル）率*の変化・資源量

表６　町田市資源化（リサイクル）率

項目	総資源化量	ごみ資源化量	施設内回収量	金属類	古紙類	粗大プラスチック	その他（乾電池・ガラス・廃家電等）	再利用品	資源分別収集	ビン	カン	古紙・古着	ペットボトル	拠点回収（トレイ他）	容器包装プラスチック	剪定枝	エコセメント化	地域資源化回収量	資源化率（総資源化量／排出量総量）	多摩地区リサイクル率
計算式	Ⅲ=A+B	A=a+b+c+d+e	a=①+②+③+④	①	②	③	④	b	c=⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	d	e	B	Ⅲ÷(表5のⅠ+Ⅱ)	-
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t		t	t	t	%	%
1997	30,460	20,409	3,230	3,007	223	-	-	367	16,812	4,100	2,022	10,590	-	100	-	-	-	10,051	21.38	21.0
98	33,961	23,654	3,431	3,214	217	-	-	335	17,214	4,036	1,831	11,178	-	169	-	2,674	-	10,307	23.26	22.8
99	34,930	24,564	3,457	3,158	220	68	11	234	17,745	4,000	1,711	11,796	-	238	-	3,128	-	10,366	24.13	23.1
2000	37,246	25,794	4,230	3,363	242	59	566	192	18,471	3,798	1,795	12,579	-	299	-	2,901	-	11,452	24.81	24.7
01	34,933	23,479	3,498	3,109	235	58	96	222	18,260	3,631	1,652	12,660	-	317	-	1,499	-	11,454	22.98	25.4
02	34,556	23,447	3,378	3,003	227	48	100	191	18,242	3,653	1,682	12,590	-	317	-	1,636	-	11,109	22.58	25.9
03	34,529	23,180	3,476	3,183	189	41	63	184	18,121	3,583	1,574	12,602	-	362	-	1,399	-	11,349	22.15	26.2
04	34,489	22,977	3,316	3,046	186	54	30	155	18,268	3,432	1,538	12,898	-	400	-	1,238	-	11,512	22.37	27.7
05	38,132	25,898	3,945	3,665	169	78	33	153	20,659	3,508	1,495	15,031	202	423	-	1,141	-	12,234	24.42	29.4
06	37,015	25,200	2,996	2,682	183	95	36	151	20,904	3,389	1,403	15,211	501	400	-	1,149	-	11,815	32.00	35.3
07	45,987	34,000	2,923	2,636	141	110	36	124	20,030	3,298	1,320	14,470	512	430	-	1,202	9,721	11,987	33.00	36.7
08	44,308	32,754	2,934	2,645	145	112	32	117	18,804	3,266	1,286	13,342	518	392	-	2,081	8,818	11,554	32.60	36.7
09	42,867	31,377	2,775	2,489	137	118	31	127	17,822	3,257	1,243	12,429	521	372	-	2,153	8,500	11,490	32.80	36.9
10	42,477	31,122	3,063	2,604	127	136	196	123	17,511	3,213	1,237	12,133	512	416	-	2,033	8,392	11,355	32.68	37.6
11	42,278	30,062	3,283	2,642	133	150	358	135	16,382	3,103	1,186	11,100	675	318	-	1,562	8,700	12,216	32.30	37.9
12	41,206	29,469	3,515	2,825	169	171	350	151	15,372	3,045	1,177	10,178	628	344	-	1,743	8,688	11,737	31.92	37.6
13	42,045	30,227	3,514	2,548	166	216	584	134	16,352	3,088	1,140	11,067	614	443	-	1,644	8,583	11,818	32.52	37.5
14	40,843	29,251	3,328	2,409	147	201	571	150	15,471	3,033	1,121	10,271	609	437	-	1,826	8,476	11,592	32.01	37.5
15	40,720	29,048	3,846	2,556	117	191	982	141	14,928	3,043	1,013	9,813	618	441	51	1,754	8,379	11,672	32.32	37.5
16	40,106	28,534	3,758	2,553	57	146	1,002	122	14,966	2,959	1,008	9,483	641	442	433	1,674	8,014	11,572	32.57	37.6

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）、多摩地域ごみ実態調査

1.5. 町田市の大気環境

（1）二酸化硫黄（SO_2）*・二酸化窒素（NO_2）*
浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）*・光化学オキシダント（Ox）*

表７　測定した大気質および光化学スモッグ*注意報発令回数

	二酸化硫黄（SO_2）*		二酸化窒素（NO_2）*		浮遊粒子状物質（SPM）*		光化学オキシダント（Ox）*			
	町田市平均（注1）	東京都平均	町田市平均（注1）	東京都平均	町田市平均（注1）	東京都平均	町田市平均（注1）	東京都区部平均	多摩地域平均	光化学スモッグ*注意報発令回数
年度/単位	ppm	ppm	ppm	ppm	mg/m^3	mg/m^3	ppm	ppm	ppm	回
1997	0.006	-	0.027	-	0.041	-	0.030	-	-	-
98	0.006	-	0.025	-	0.040	-	0.027	-	-	-
99	0.004	-	0.024	-	0.052	-	0.028	-	-	-
2000	0.002	-	0.025	-	0.040	-	0.030	-	-	-
01	0.003	0.002	0.026	0.023	0.039	0.025	0.032	-	-	-
02	0.002	0.002	0.024	0.023	0.037	0.025	0.030	-	-	-
03	0.001	0.002	0.023	0.023	0.037	0.025	0.029	-	-	-
04	0.002	0.002	0.022	0.023	0.031	0.025	0.030	-	-	-
05	0.001	0.002	0.021	0.023	0.031	0.025	0.031	-	-	-
06	0.001	0.002	0.020	0.023	0.033	0.025	0.032	-	-	-
07	0.001	0.002	0.019	0.023	0.024	0.025	0.032	-	-	-
08	0.001	0.002	0.018	0.021	0.023	0.024	0.035	0.029	0.033	11
09	0.001	0.002	0.018	0.021	0.020	0.023	0.034	0.028	0.032	2
10	0.001	0.002	0.017	0.020	0.020	0.021	0.036	0.032	0.035	9
11	0.002	0.002	0.016	0.019	0.020	0.021	0.031	0.028	0.030	3
12	0.001	0.002	0.015	0.018	0.019	0.020	0.033	0.028	0.032	2
13	0.002	0.002	0.014	0.018	0.020	0.021	0.036	0.032	0.034	9
14	0.002	0.002	0.014	0.017	0.020	0.017	0.035	0.030	0.034	4
15	0.002	0.002	0.013	0.017	0.018	0.019	0.035	0.030	0.033	4
16	0.001	0.002	0.012	0.016	0.016	0.017	0.035	0.031	0.033	2

注1：平均値は時間値の年平均値を示す。測定地点は2012年度に中町から金森に移転。
出典：東京都大気汚染常時測定結果報告

1.6. 町田市の水環境

（1）生物化学的酸素要求量（BOD）*・浮遊物質*（SS）*の変化

表 8　境川・恩田川・鶴見川の生物化学的酸素要求量（BOD）

年度/単位	境川（鶴間一号橋）	恩田川（都橋）	鶴見川（麻生橋）	環境基準*	
				恩田川	境川、鶴見川
	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1997	6.2	2.4	5.3	5.0	8.0
98	5.8	1.7	5.4	5.0	8.0
99	4.0	1.4	4.4	5.0	8.0
2000	3.3	1.8	4.8	5.0	8.0
01	5.2	1.9	4.1	5.0	8.0
02	2.3	0.9	2.8	5.0	8.0
03	2.4	1.2	2.8	5.0	8.0
04	2.3	1.6	2.1	5.0	8.0
05	1.9	1.2	5.9	5.0	8.0
06	1.3	0.9	7.5	5.0	8.0
07	2.0	1.5	8.5	5.0	8.0
08	2.1	2.3	5.2	5.0	8.0
09	1.4	1.3	2.5	5.0	8.0
10	2.2	2.1	3.5	5.0	8.0
11	1.7	1.0	4.0	5.0	8.0
12	1.6	1.1	3.8	5.0	8.0
13	1.4	1.3	6.8	5.0	8.0
14	1.3	1.2	4.8	5.0	8.0
15	1.3	1.1	3.5	5.0	8.0
16	1.3	1.2	4.9	5.0	8.0

出典：東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果（年度平均値）

表 9　境川・恩田川・鶴見川の浮遊物質（SS）

年度/単位	境川（鶴間一号橋）	恩田川（都橋）	鶴見川（麻生橋）	環境基準*	
				恩田川	境川、鶴見川
	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1997	7.0	6.0	10.0	50.0	100.0
98	9.0	3.0	13.0	50.0	100.0
99	7.0	4.0	10.0	50.0	100.0
2000	4.0	2.0	7.0	50.0	100.0
01	5.0	3.0	7.0	50.0	100.0
02	3.0	2.1	5.5	50.0	100.0
03	3.3	2.8	4.8	50.0	100.0
04	5.0	4.0	4.0	50.0	100.0
05	5.0	3.0	4.0	50.0	100.0
06	3.0	2.0	3.0	50.0	100.0
07	3.0	2.0	3.0	50.0	100.0
08	2.0	2.0	5.0	50.0	100.0
09	2.0	1.0	3.0	50.0	100.0
10	3.0	3.0	3.0	50.0	100.0
11	2.0	2.0	4.0	50.0	100.0
12	3.0	2.0	4.0	50.0	100.0
13	2.0	2.0	2.0	50.0	100.0
14	2.0	2.0	2.0	50.0	100.0
15	3.0	2.0	4.0	50.0	100.0
16	2.0	2.0	3.0	50.0	100.0

出典：東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果（年度平均値）

（2）下水道普及率の変化

表 10　町田市内の下水道普及率

年度/単位	人口普及率	面積普及率
	%	%
1997	73.7	40.3
98	74.5	41.7
99	75.9	43.4
2000	77.5	47.1
01	79.3	50.6
02	80.7	53.0
03	81.9	55.3
04	82.4	56.4
05	82.6	57.3
06	83.2	58.3
07	84.4	60.0
08	92.9	60.9
09	94.2	63.2
10	95.7	65.4
11	97.1	66.8
12	97.6	67.6
13	98.2	68.2
14	98.4	68.3
15	98.5	68.5
16	98.6	68.5

出典：下水道整備課資料

2. 2017年度環境に関する市民アンケート調査結果

町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

2.1. 調査の概要

＜アンケート調査概要＞

調査地域	町田市全域
調査対象	満15歳から80歳までの町田市在住者
調査方法	郵送による配布、回収
抽出方法	住民基本台帳（2017年４月現在）より無作為抽出
配　布　数	3,000部
回　収　数	989部（33.0%）
調査期間	2017年４月17日から５月10日

2.2. 調査結果

（1）回答者の属性

◆　回答者の年代

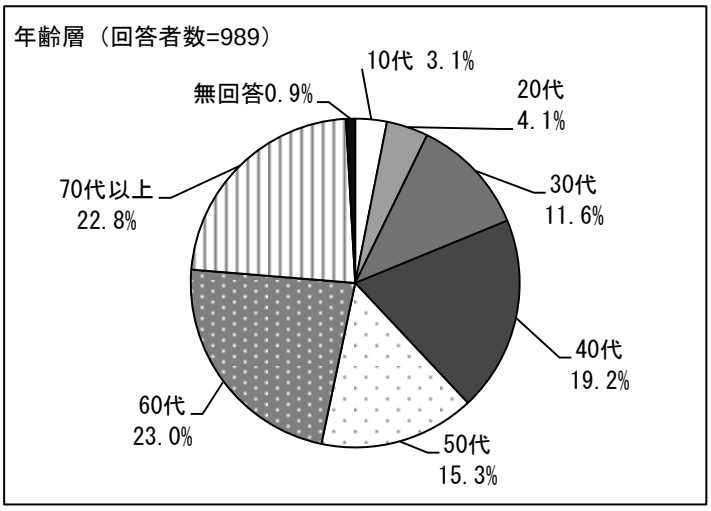

◆　性別

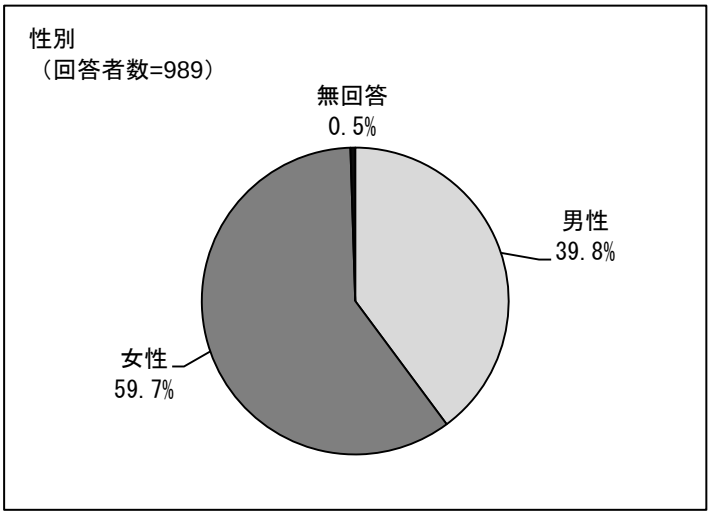

◆　回答者の居住地

＜回答者の居住地一覧（五十音順）＞

No.	住所	回答数
1	相原町	37
2	旭町	12
3	大蔵町	20
4	小川	26
5	小野路町	9
6	小山ケ丘	22
7	小山田桜台	8
8	小山町	35
9	金井	27
10	金井町	26
11	金森	41
12	金森東	15
13	上小山田町	9
14	木曽西	14
15	木曽東	33
16	木曽町	3
17	高ケ坂	21
18	桜台	0
19	下小山田町	14
20	真光寺	11
21	真光寺町	5
22	図師町	17
23	忠生	14
24	玉川学園	37
25	つくし野	17
26	鶴川	31
27	鶴間	16

No.	住所	回答数
28	常盤町	7
29	中町	20
30	成瀬	18
31	成瀬が丘	12
32	成瀬台	19
33	西成瀬	12
34	根岸	4
35	根岸町	4
36	能ヶ谷	29
37	野津田町	23
38	原町田	26
39	東玉川学園	7
40	広袴	7
41	広袴町	2
42	本町田	63
43	南大谷	26
44	南つくし野	11
45	南成瀬	32
46	南町田	20
47	三輪町	15
48	三輪緑山	21
49	森野	36
50	薬師台	10
51	矢部町	4
52	山崎	0
53	山崎町	30
無回答		11
合計		989

（2）町田市の環境について

1）周辺環境の快適性

あなたがお住まいになっている周辺の環境は、あなたにとって快適ですか（1つ）。

（回答者数＝989）

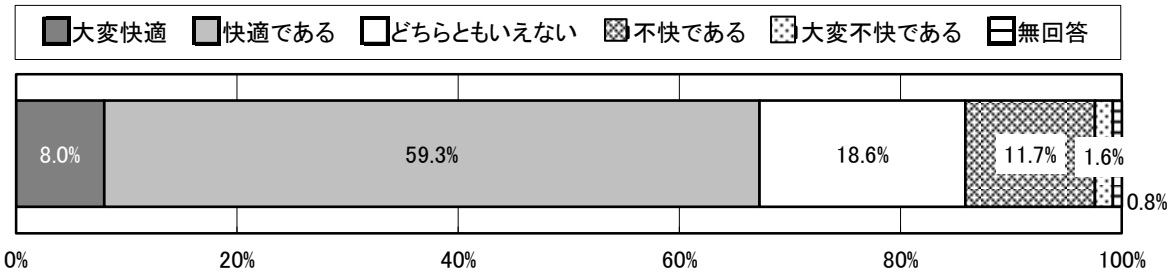

「不快である」「大変不快である」を選んだ理由は何ですか（2つまで）。

（回答者数=122）

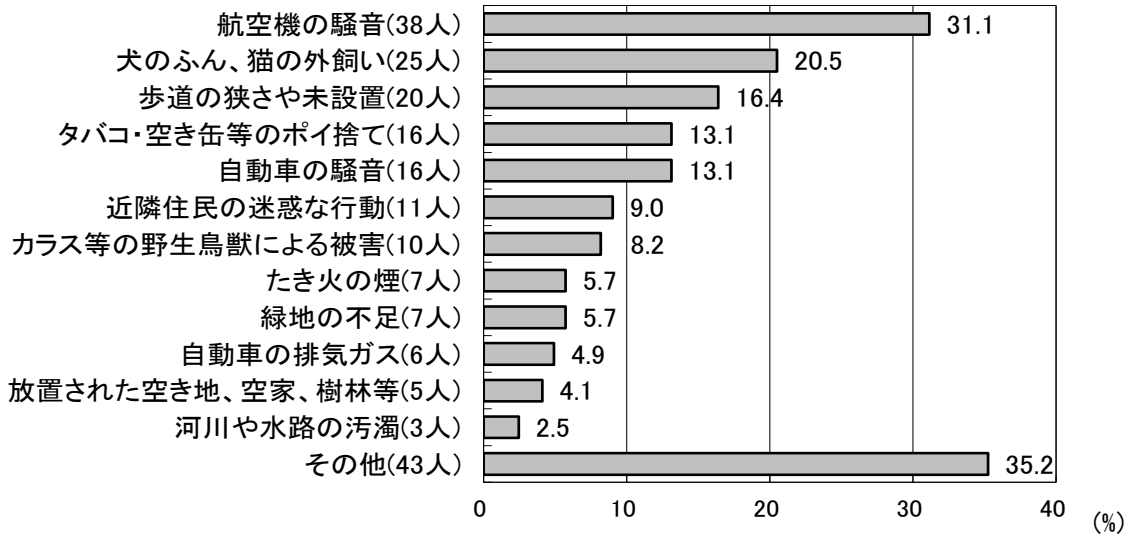

【主なその他意見】

- 工事や近所の騒音・悪臭・ごみ（17件）
- 道路構造や交通マナーの悪さからくる事故の危険性（15件）
- 交通の不便さ（6件）
- 道路幅が狭い（6件）
- ペットや野良猫の鳴き声等（3件）
- 文化施設が少ない（2件）
- 緑地*の不足・管理不足（6件）
- スーパー等の商業施設が少ない（6件）
- 街灯の不足・暗い（3件）
- 大雨時の道の冠水（2件）

など

【結果の整理】

67.3%の市民が「大変快適」・「快適」とする一方、13.3%の市民が「不快」・「大変不快」としていました。それぞれの割合は、前年度アンケート結果からみて横ばい状態でした。「不快」・「大変不快」の理由として、最も多いのが「航空機の騒音」（31.1%）であり、次いで、「犬のふん、猫の外飼い」(20.5%)、「歩道の狭さや未設置」(16.4%)、「タバコ・空き缶等のポイ捨て」(13.1%)、「自動車の騒音」（13.1%）と続きます。

その他意見では、「工事や近所の騒音・悪臭・ごみ」の意見が多く見られました。

２）環境の満足度

次の環境の現状について、どのように感じていますか（１つ）。

◆環境の項目全般

（回答者数＝989）

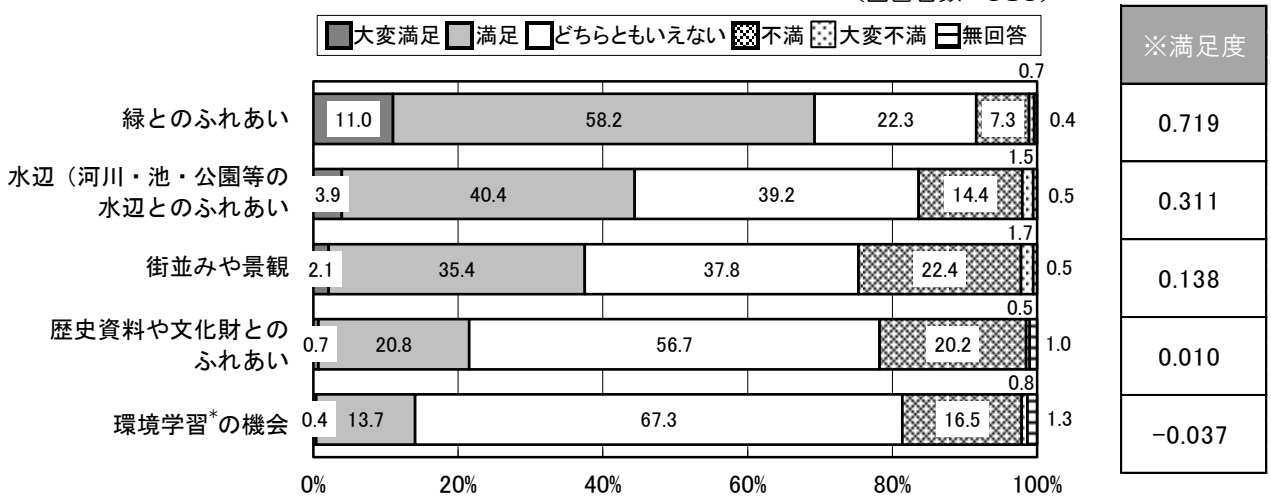

※満足度の算定方法

$$満足度＝\frac{\{2×「大変満足」＋1×「満足」＋0×「どちらともいえない」＋(-1)×「不満」＋(-2)×「大変不満」\}}{総回答数－無回答}$$

（補足）-2≦満足度≦2　の範囲で値が大きいほど、満足度が高くなります。

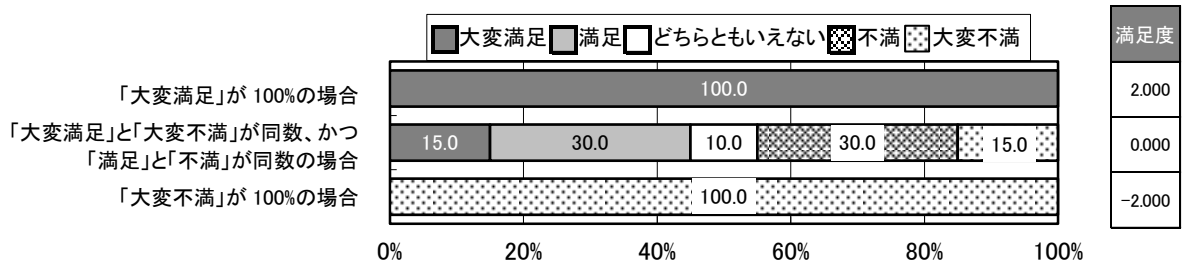

【結果の整理】

環境に関する項目全般を見ると、「緑とのふれあい」における満足度が最も高く、69.2%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。以下、「水辺とのふれあい」が 44.3%、「街並みや景観」が 37.5%、「歴史資料や文化財とのふれあい」が 21.5%、「環境学習の機会」が 14.1%の順になっています。

◆環境の個別項目

① 緑とのふれあい

（回答者数＝989）

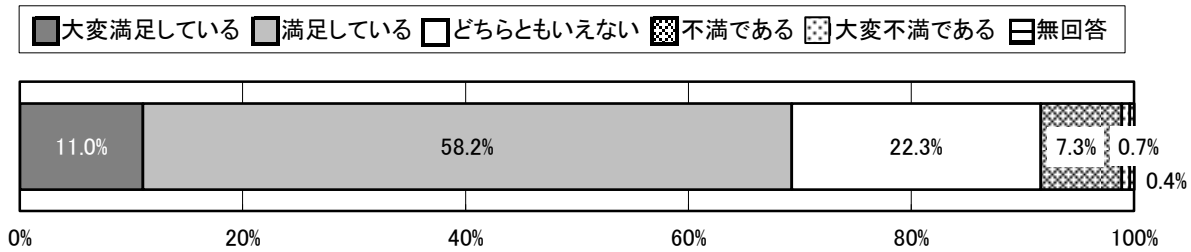

「不満である」「大変不満である」を選んだ理由は何ですか（２つまで）。

（回答者数=80）

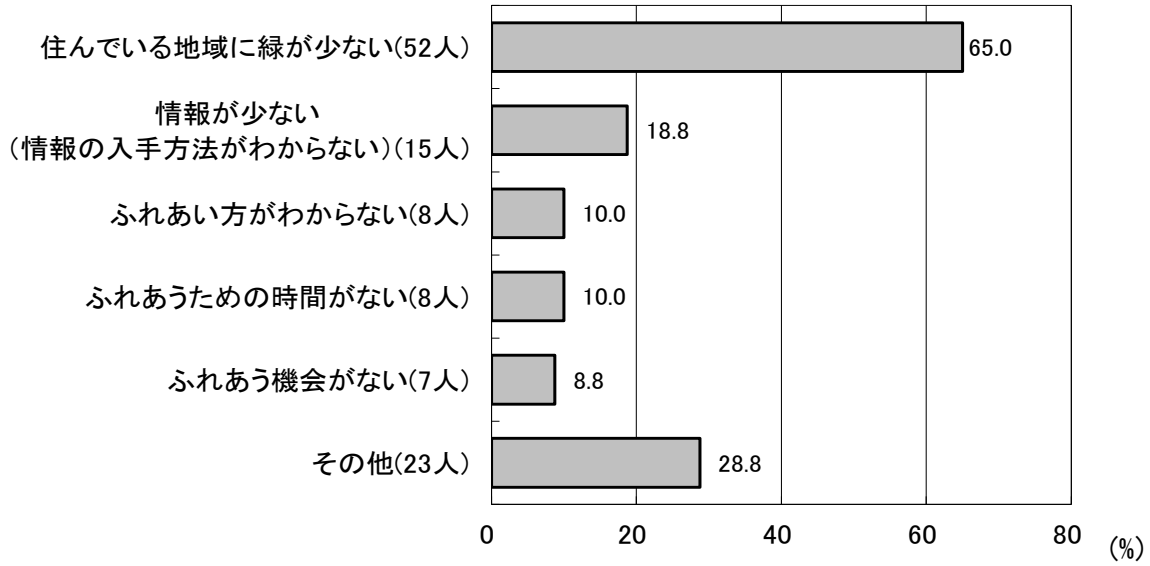

【主なその他意見】
・公園や街路樹・庭木の管理に対する不満（７件）
・宅地化などによる緑の減少（７件）
・公園の不足に対する不満（６件）
など

【結果の整理】

69.2%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。一方で8.0%の市民が「不満」・「大変不満」と回答しています。「不満」・「大変不満」の理由として、最も多いのが「住んでいる地域に緑が少ない」(65.0%) であり、他の項目に比べて圧倒的に多くなっています。

その他意見では、「公園や街路樹・庭木の管理に対する不満」や「宅地化などによる緑の減少」が比較的多く見られました。

② 水辺（河川・池・公園等の水辺）とのふれあい

（回答者数＝989）

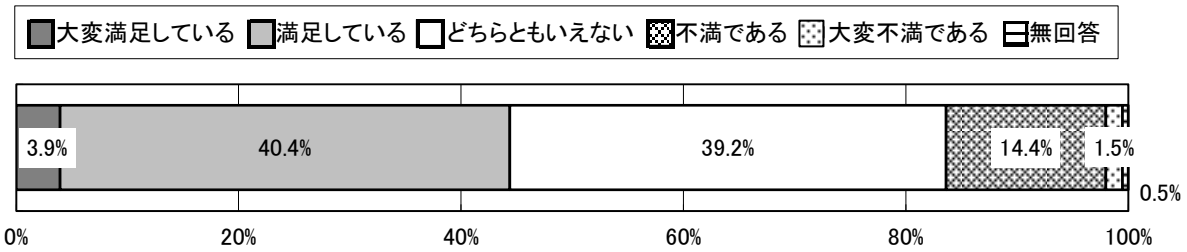

「不満である」「大変不満である」を選んだ理由は何ですか（２つまで）。
【主なその他意見】

（回答者数=156）

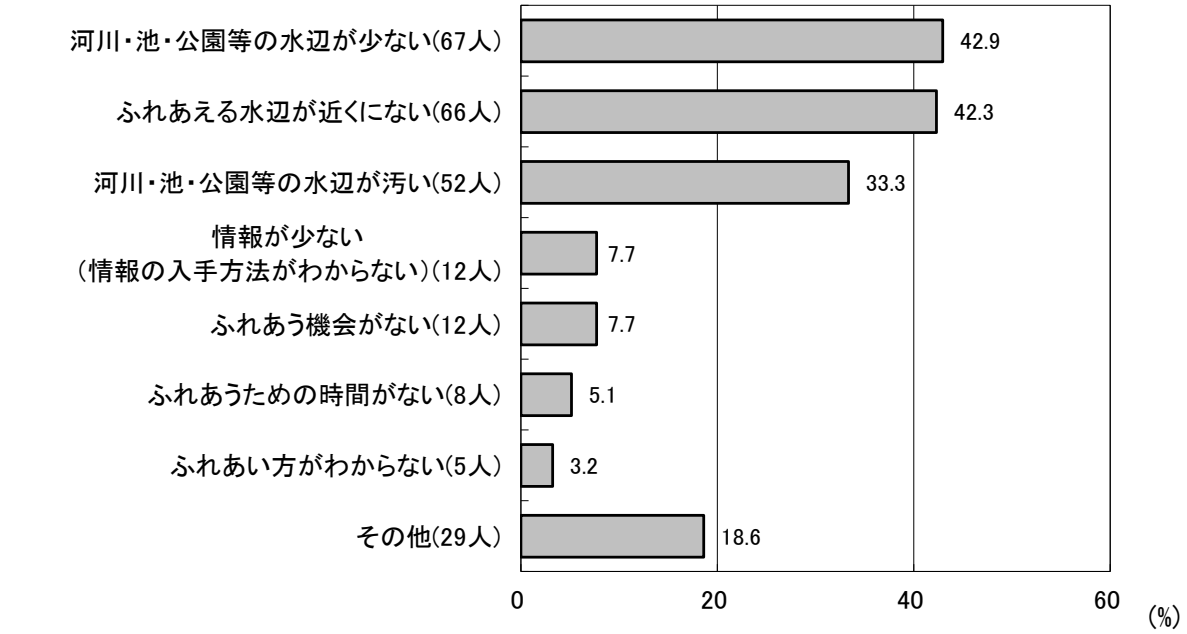

- 整備状況（歩道や駐車場など）への不満（11 件）
- コンクリート護岸等により自然の水辺が不足することへの不満（10 件）
- 水質や衛生面に対する不安（７件）
- 近くにふれあえる水辺や公園がないことへの不満（５件）

【結果の整理】

44.3%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。一方で 15.9%の市民が「不満」・「大変不満」と回答しています。「大変満足」・「満足」と回答した市民の割合が、「緑とのふれあい」の 69.2%と比べ、24.9 ポイント低くなっています。「不満」・「大変不満」の理由として、「河川・池・公園等の水辺が少ない」（42.9%）が最も多く、次いで「ふれあえる水辺が近くにない」（42.3%）、「河川・池・公園等の水辺が汚い」（33.3%）と続きます。

その他意見では、「整備状況（歩道や駐車場など）への不満」という意見が比較的多く見られました。

③ 街並みや景観

（回答者数＝989）

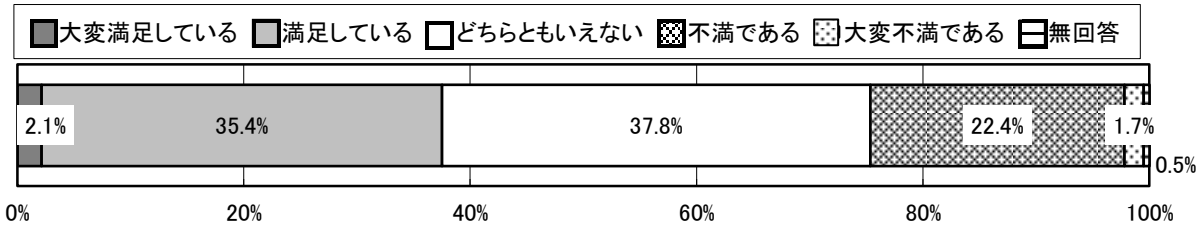

「不満である」「大変不満である」を選んだ理由は何ですか（２つまで）。

（回答者数=226）

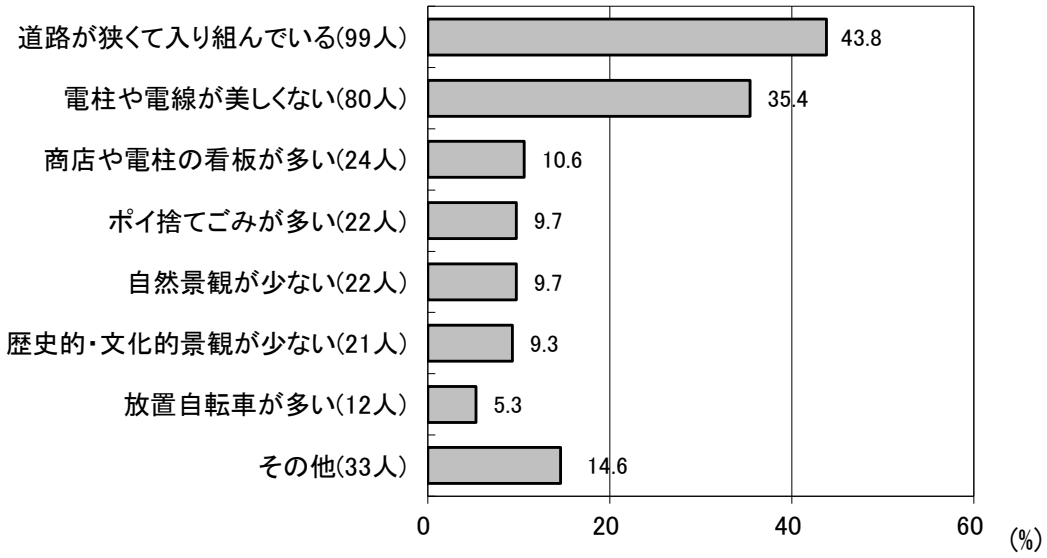

【主なその他意見】
- 道路整備が良くない（９件）
- 街作りに関する景観的な不満（７件）
- 駅周辺のパチンコ屋、風俗店に対する不満（５件）
- 街路樹等の整備に対する不満（４件）
- 歩道がない、狭い（３件）

など

【結果の整理】

37.5%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。一方で24.1%の市民が「不満」・「大変不満」と回答しています。「不満」・「大変不満」の理由として、「道路が狭く入り組んでいる」(43.8%)が最も多く、次いで、「電柱や電線が美しくない」(35.4%)、「商店や電柱の看板が多い」(10.6%)と続きます。

その他意見では、「道路整備がよくない」「街作りに関する景観的な不満」という意見が比較的多く見られました。

④ 歴史資料や文化財とのふれあい

（回答者数＝989）

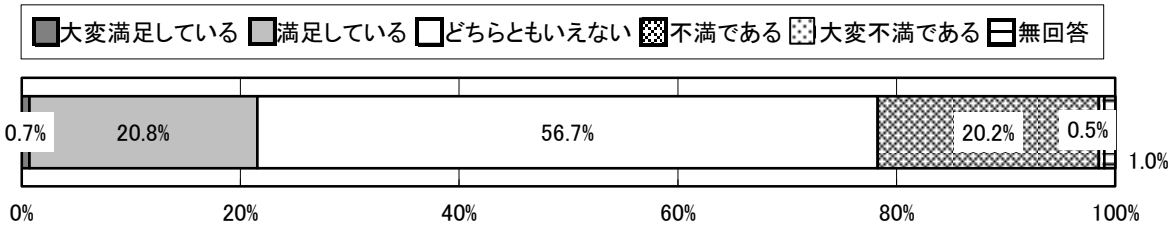

「不満である」「大変不満である」を選んだ理由は何ですか（２つまで）。

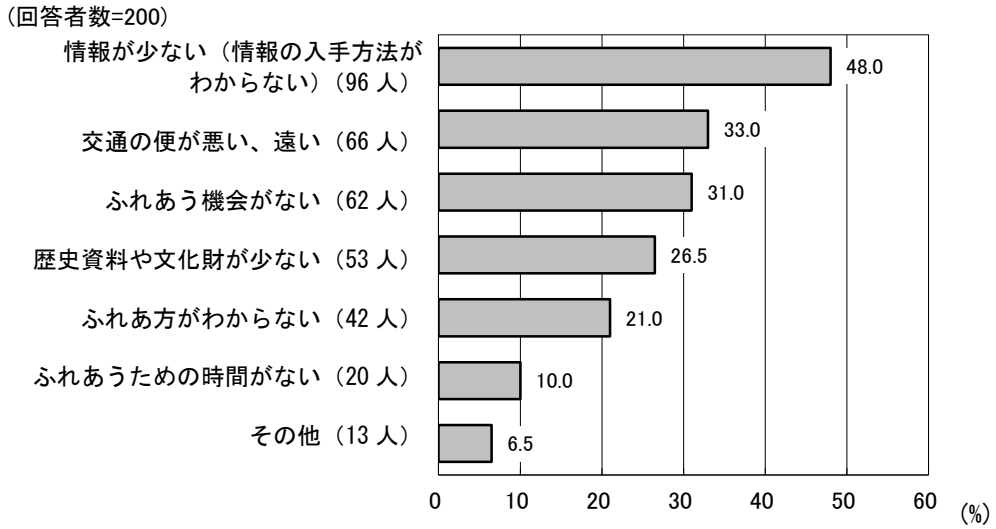

【主なその他意見】
- 料金や駐車場などの運営面への不満（４件）
- 施設に魅力を感じない・不要等（４件）
- 交通が不便・遠い・どこにあるかわからない（３件）
- 資料、文化財の説明看板や資料が少ない等（２件）
- 情報発信が足りない（２件）

【結果の整理】

21.5%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。一方で 20.7%の市民が「不満」・「大変不満」と回答しています。「不満」・「大変不満」の理由としては、「情報が少ない」（48.0%）が最も多く、次いで「交通の便が悪い、遠い」（33.0%）、「ふれあう機会が少ない」（31.0%）、「歴史資料や文化財が少ない」（26.5%）と続きます。

⑤ 環境学習*の機会

（回答者数＝989）

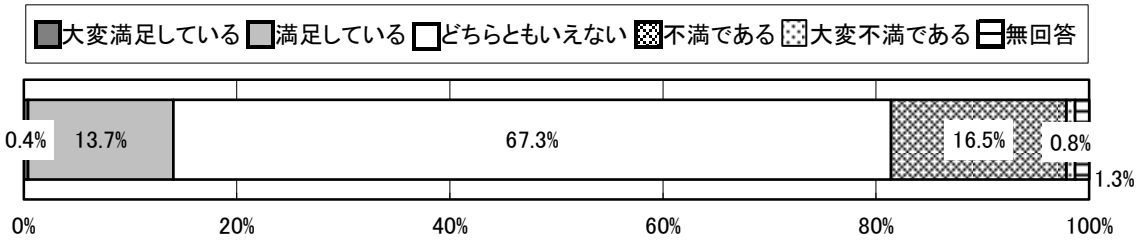

「不満である」「大変不満である」を選んだ理由は何ですか（２つまで）。

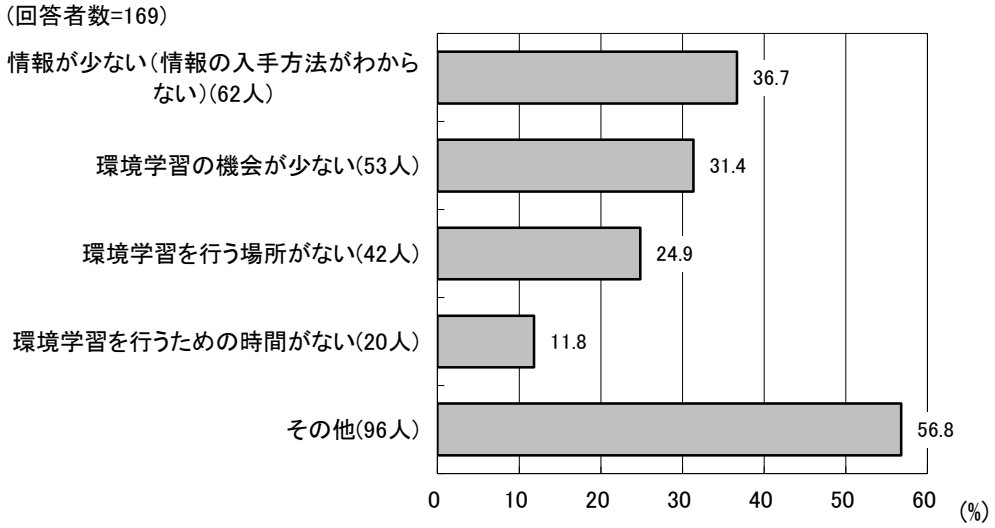

【主なその他意見】
- 開催場所が遠い（３件）
- 情報発信が少ない（２件）
- 内容に対する不満（２件）

【結果の整理】

14.1%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。一方で 17.3%の市民が「不満」・「大変不満」と回答しており、「大変満足」「満足」より「不満」「大変不満」の割合の方が高くなっています。「不満」・「大変不満」の理由として、「情報が少ない」（36.7%）が最も多く、「環境学習の機会が少ない」（31.4%）が次に多く選ばれています。

３）環境分野への関心

次の環境の分野について関心がありますか（１つ）。

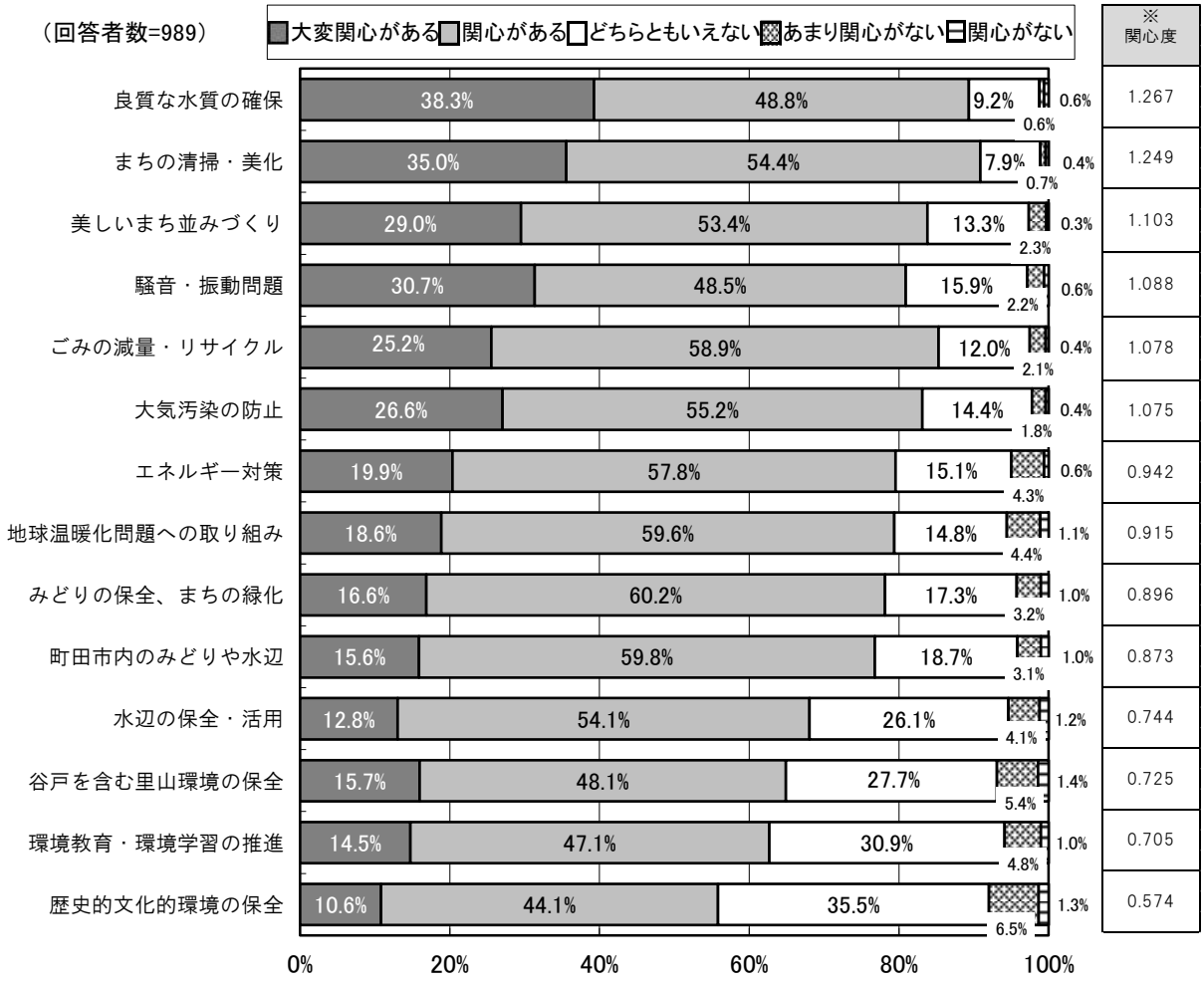

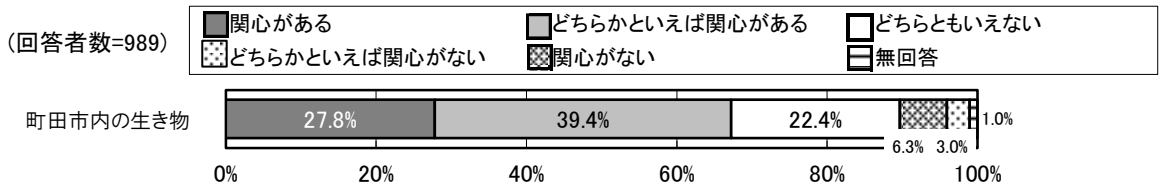

※「町田市内の生き物」への関心については、、市の計画の進捗度を示す指標に使用しているため、設問を分けて調査を行っています。選択肢が異なるため、関心度の算出は行っていません。

$$関心度＝\frac{\{2×「大変関心がある」+1×「関心がある」+0×「どちらともいえない」+(-1)×「あまり関心がない」+(-2)×「関心がない」\}}{総回答数－無回答}$$

（補足）-2≦関心度≦2　の範囲で値が大きいほど、関心度が高くなります。

【結果の整理】

最も関心の高い環境分野は、「良質な水質の確保」で、87.1%の市民が関心を示しています。次いで「まちの清掃・美化」、「美しいまち並みづくり」でした。

一方、最も関心が低い環境分野は、「歴史的文化環境の保全」が 54.7%となっています。

総じて市民の身近な環境問題と言える「水質」「美化」「ごみ」「大気」「騒音」等の分野の方が、「市内のみどり」「生きもの」「水辺」「里山*」という市域全体に関する環境問題より、市民の関心が高い傾向がうかがえます。

（3）町田市が実施している取り組みについて

１）取り組みの認知度

市が実施している次の取り組みについて、知っていましたか（１つ）。

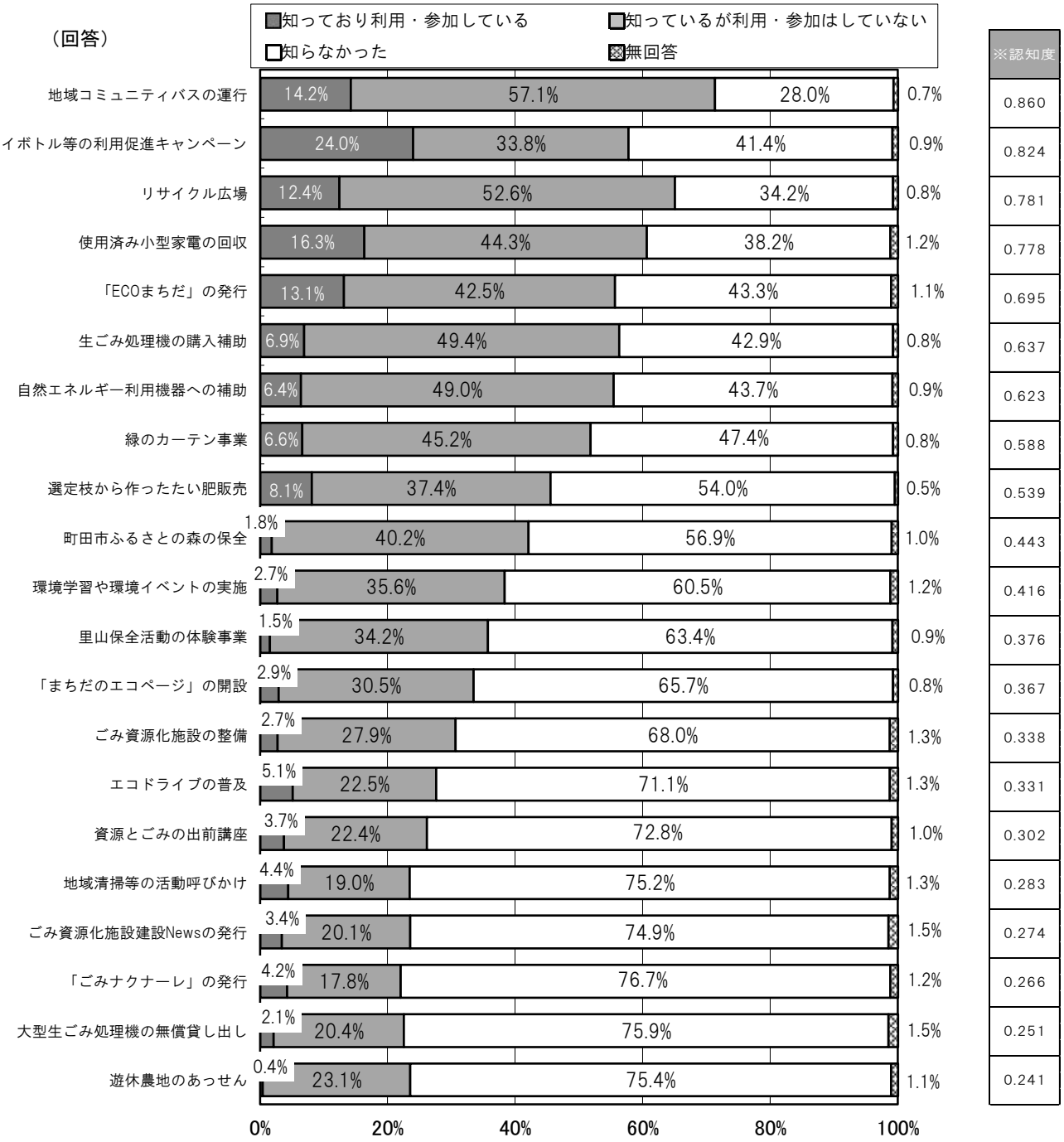

※認知度の算定方法

$$認知度＝\frac{\{2×「知っており参加している」＋1×「知っているが参加していない」＋0×「知らなかった」\}}{総回答数－無回答}$$

（補足）0≦認知度≦2　の範囲で値が大きいほど、認知度が高くなります。

◆年代別の回答割合

取り組みの認知度	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
地域コミュニティバスの運行	32.3%	63.4%	73.0%	72.6%	75.5%	72.2%	72.4%
回答者数	10	26	84	138	114	164	163
リサイクル広場	38.7%	46.3%	67.8%	66.8%	62.3%	70.5%	66.2%
回答者数	12	19	78	127	94	160	149
使用済み小型家電の回収	48.4%	53.7%	60.9%	56.3%	58.3%	64.3%	65.3%
回答者数	15	22	70	107	88	146	147
マイボトル等の利用促進キャンペーン	48.4%	53.7%	52.2%	53.7%	58.3%	60.4%	63.1%
回答者数	15	22	60	102	88	137	142
「ECOまちだ」の発行	48.4%	41.5%	47.0%	51.6%	57.6%	62.1%	59.6%
回答者数	15	17	54	98	87	141	134
自然エネルギー利用機器への補助	35.5%	31.7%	50.4%	54.7%	52.3%	62.1%	61.3%
回答者数	11	13	58	104	79	141	138
生ごみ処理機の購入補助	16.1%	31.7%	45.2%	56.3%	57.0%	64.8%	63.6%
回答者数	5	13	52	107	86	147	143
緑のカーテン事業	32.3%	34.1%	40.0%	42.6%	48.3%	60.8%	64.9%
回答者数	10	14	46	81	73	138	146
選定枝から作ったたい肥販売	22.6%	17.1%	32.2%	33.2%	43.0%	55.1%	63.1%
回答者数	7	7	37	63	65	125	142
町田市ふるさとの森の保全	29.0%	24.4%	34.8%	28.4%	40.4%	50.2%	55.6%
回答者数	9	10	40	54	61	114	125
環境学習や環境イベントの実施	38.7%	29.3%	34.8%	37.4%	29.1%	43.6%	43.6%
回答者数	12	12	40	71	44	99	98
里山保全活動の体験事業	25.8%	29.3%	28.7%	20.0%	35.1%	41.9%	49.3%
回答者数	8	12	33	38	53	95	111
「まちだのエコページ」の開設	29.0%	26.8%	25.2%	25.8%	31.1%	40.1%	40.0%
回答者数	9	11	29	49	47	91	90
ごみ資源化施設の整備	9.7%	17.1%	20.0%	24.7%	27.8%	36.6%	42.7%
回答者数	3	7	23	47	42	83	96
エコドライブの普及	19.4%	14.6%	19.1%	18.4%	25.2%	30.4%	41.8%
回答者数	6	6	22	35	38	69	94
資源とごみの出前講座	16.1%	19.5%	29.6%	23.7%	18.5%	28.2%	32.0%
回答者数	5	8	34	45	28	64	72
ごみ資源化施設建設Newsの発行	16.1%	19.5%	14.8%	21.1%	22.5%	27.3%	29.3%
回答者数	5	8	17	40	34	62	66
地域清掃等の活動呼びかけ	12.9%	19.5%	20.0%	15.8%	16.6%	26.4%	36.0%
回答者数	4	8	23	30	25	60	81
「ごみナクナーレ」の発行	9.7%	14.6%	11.3%	17.9%	23.8%	23.3%	31.1%
回答者数	3	6	13	34	36	53	70
遊休農地のあっせん	3.2%	7.3%	17.4%	18.4%	20.5%	30.0%	32.0%
回答者数	1	3	20	35	31	68	72
大型生ごみ処理機の無償貸し出し	3.2%	7.3%	20.9%	18.4%	19.9%	25.6%	29.8%
回答者数	1	3	24	35	30	58	67

凡例
70%以上
50%以上
20%以上
10%以上
10%未満

※表中の数値は「知っており利用・参加している」「知っているが利用・参加していない」と回答した割合を示します。
※太枠は各項目で「知っており利用・参加している」「知っているが利用・参加していない」と回答した合計の割合が最も高い年代を示します。

【結果の整理】

最も認知度が高い取り組みは、「地域コミュニティバスの運行」であり、71.3%の市民が「知っている」と回答しています。「マイボトルのキャンペーン」に関しては、「知っており、利用・参加している」割合が最も高く、24.0%の市民が利用・参加しています。

一方、認知度が低い取り組みとしては、「『ごみナクナーレ』の発行」で76.7%の市民が「知らなかった」と回答しており、次いで「大型生ごみ処理機の無償貸出し」(75.9%)、「遊休農地のあっせん」(75.4%) でした。

世代別に取組みの「認知度」について見ると、全体的に世代が高くなるほど、「認知度」が高くなる傾向があります。

2）取り組みの必要性

市が実施している取り組みについて、どのように感じていますか（1つ）。

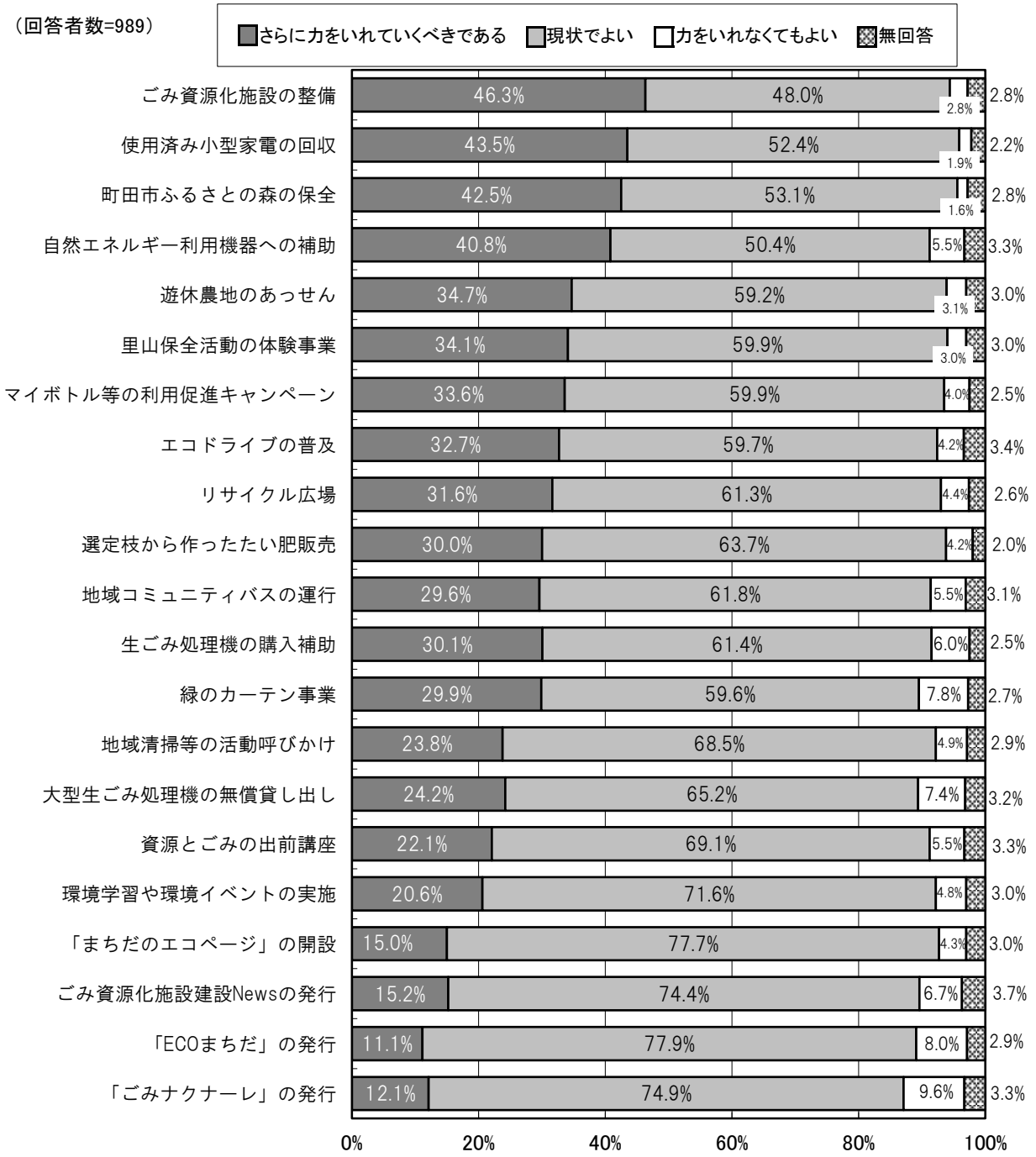

【結果の整理】

「さらに力をいれていくべきである」の割合が高かった取り組みは、「ごみ資源化施設の整備」の 46.3.%が最も高く、続いて「使用済み小型家電の回収」（43.5%）、「町田市ふるさとの森の保全」（42.5%）、「自然エネルギー利用機器への補助」（40.8%）でした。

一方、「現状でよい」の割合が高い取り組みは、「『ECO まちだ』の発行」が 77.9%で最も高く、次いで「『まちだのエコ*ページ』の開設」（77.7%）、「『ごみナクナーレ』の発行」（74.9%）でした。

また、「力をいれなくてもよい」の割合が比較的高い取り組みとしては、「『ごみナクナーレ』の発行」（9.6%）、「『ECO まちだ』の発行」（8.0%）が挙げられます。

（4）環境に配慮した行動について

あなたのご家庭ではどのような環境に配慮した行動を行っていますか（１つ）。

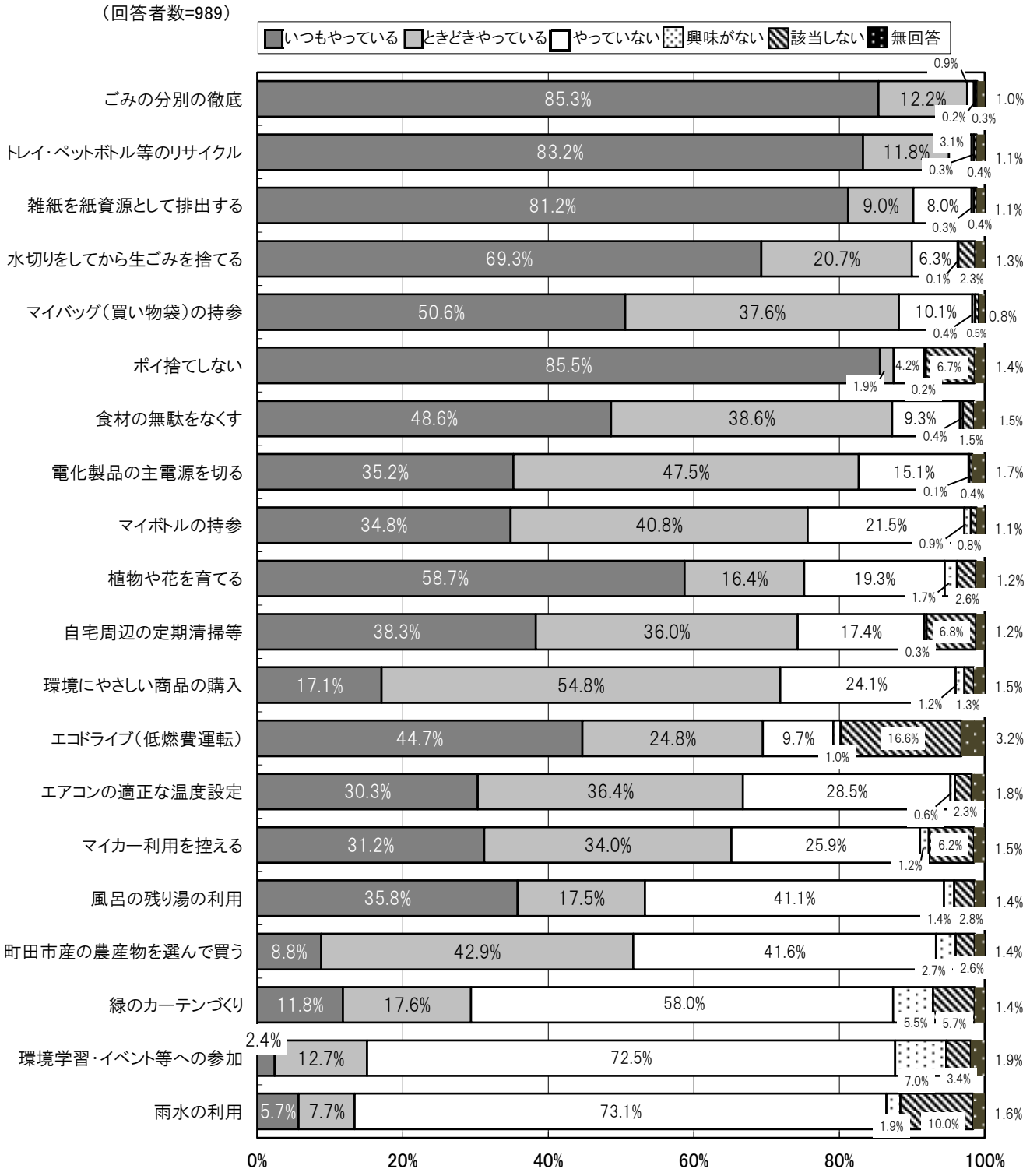

◆年代別の回答割合

家庭での環境配慮行動	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
ごみの分別の徹底	87.1%	95.1%	99.1%	98.9%	98.7%	97.8%	96.4%
回答者数	27	39	114	188	149	222	217
トレイ・ペットボトル等のリサイクル	80.6%	95.1%	94.8%	93.7%	97.4%	96.0%	95.6%
回答者数	25	39	109	178	147	218	215
雑紙を紙資源として排出する	80.6%	78.0%	89.6%	91.1%	90.1%	92.1%	92.0%
回答者数	25	32	103	173	136	209	207
マイバッグ（買い物袋）の持参	77.4%	82.9%	89.6%	88.9%	88.7%	89.0%	88.9%
回答者数	24	34	103	169	134	202	200
ポイ捨てしない	80.6%	80.5%	91.3%	93.2%	90.7%	89.4%	78.7%
回答者数	25	33	105	177	137	203	177
水切りをしてから生ごみを捨てる	64.5%	82.9%	90.4%	86.8%	92.7%	92.1%	93.3%
回答者数	20	34	104	165	140	209	210
食材の無駄をなくす	58.1%	73.2%	91.3%	88.9%	91.4%	89.4%	85.8%
回答者数	18	30	105	169	138	203	193
電化製品の主電源を切る	71.0%	78.0%	87.8%	82.6%	84.1%	76.7%	87.6%
回答者数	22	32	101	157	127	174	197
マイボトルの持参	74.2%	70.7%	80.0%	75.3%	76.8%	71.8%	78.2%
回答者数	23	29	92	143	116	163	176
植物や花を育てる	74.2%	70.7%	66.1%	62.6%	73.5%	81.5%	86.2%
回答者数	23	29	76	119	111	185	194
自宅周辺の定期清掃等	48.4%	63.4%	63.5%	74.7%	76.8%	76.7%	82.2%
回答者数	15	26	73	142	116	174	185
環境にやさしい商品の購入	51.6%	58.5%	62.6%	69.5%	67.5%	78.4%	79.6%
回答者数	16	24	72	132	102	178	179
エコドライブ（低燃費運転）	32.3%	68.3%	66.1%	76.3%	77.5%	71.4%	63.6%
回答者数	10	28	76	145	117	162	143
エアコンの適正な温度設定	51.6%	63.4%	50.4%	68.4%	69.5%	69.6%	71.6%
回答者数	16	26	58	130	105	158	161
マイカー利用を控える	45.2%	70.7%	55.7%	62.1%	64.2%	68.3%	71.1%
回答者数	14	29	64	118	97	155	160
風呂の残り湯の利用	54.8%	46.3%	48.7%	54.2%	49.7%	54.2%	57.3%
回答者数	17	19	56	103	75	123	129
町田市産の農産物を選んで買う	25.8%	41.5%	43.5%	45.8%	49.7%	59.9%	59.6%
回答者数	8	17	50	87	75	136	134
緑のカーテンづくり	16.1%	29.3%	19.1%	18.9%	27.2%	32.2%	44.9%
回答者数	5	12	22	36	41	73	101
環境学習・イベント等への参加	12.9%	7.3%	13.0%	8.9%	8.6%	17.2%	25.3%
回答者数	4	3	15	17	13	39	57
雨水の利用	12.9%	12.2%	9.6%	10.0%	11.9%	18.1%	15.1%
回答者数	4	5	11	19	18	41	34

凡例
90%以上
80%以上
70%以上
30%以上
10%以上
10%未満

※表中の数値は「いつもやっている」・「ときどきやっている」と回答した合計の割合を示します。
※太枠は各項目で「いつもやっている」・「ときどきやっている」と回答した合計の割合が最も高い年代を示します。

【結果の整理】

環境に配慮した行動で「いつもやっている」と「ときどきやっている」を合計した割合の高い項目は、「ごみの分別の徹底」が 97.5%と最も高く、次いで、「トレイ・ペットボトル等のリサイクル*」（95.0%）、「雑紙の紙資源としての排出」（90.2%）でした。中でも「ごみの分別の徹底」は 85.3%の市民が「いつもやっている」と回答しており、ごみの出し方について、市民の意識が高いことがうかがえます。

一方で、「やっていない」の割合が高い項目は、「雨水の利用」（73.1%）、「環境学習*・イベント等の参加」（72.5%）でした。

環境に配慮した行動を行う上で、「難しい点」「取組みが行えない・行わない」理由は何ですか（２つまで）。

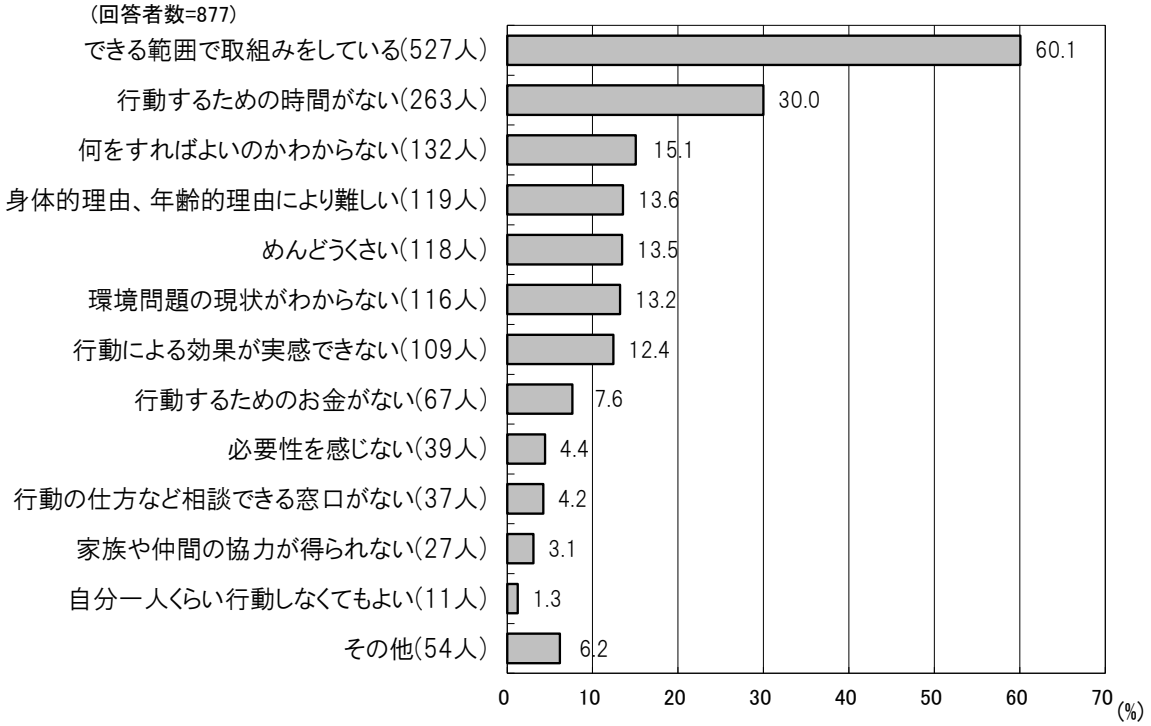

【主なその他意見】
- 自分や家庭でできる範囲の事はしている（９件）
- マンション・借家のため取り組める内容に限りがある（６件）
- 身体的理由でできない（５件）
- 一人だけでなく地域や家族が協力して行わないとだめ（４件）
- 環境優先にできない点があるため（風呂の残り湯は臭いが気になる等）（３件）
- どこまでやればよいかわからない・効果がわからない（４件）
- エアコンの温度設定は健康面から厳しすぎる（３件）
- やってみたがうまくいかなかったため（２件）

【結果の整理】

環境に配慮した行動を行う上で、「難しい点」「取組みが行えない・行わない」理由として、「できる範囲で取り組みをしている」(60.1%) が最も多く見られました。その他意見でも「自分や家庭でできる範囲の事はしている」、「マンション・借家のため取り組める内容に限りがある」という意見が多く、それぞれの状況の中で取組みが進められている様子がうかがえます。

その他には、「行動するための時間がない」(30.0%)、「何をすればよいのかわからない」(15.1%)、という意見が多く見られました。

３．環境マスタープラン*の目標への達成状況

環境マスタープランでは５つの基本目標と、基本目標ごとに３つの達成目標を設定しています。下記の表では、達成目標に対する進捗状況を記載しています（年度の記載がない基準年度は 2010 年度、目標年度は 2021 年度です）。

2012 年度からの 10 年間の計画である環境マスタープランは、2016 年度で前期の 5 年間（2012 年度～2016 年度）が終了しました。前期を終え、「水辺とのふれあいに満足している市民の割合の増加」（基本目標 2）など、順調なものもありますが、「市民 1 人当たりの二酸化炭素*の排出量の削減」（基本目標 1）など現状では目標達成が難しいものもあります。

2017 年度からの後期 5 年間では、「後期アクションプラン」を推進し、2021 年度の達成目標の実現を目指していきます。

基本目標１　地域で取り組む地球温暖化*の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

①市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010 年度、3.8 t -CO_2/人）の 10%削減を目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
3.8 t -CO_2/人	3.93 t -CO_2/人	3.67 t -CO_2/人	4.04 t -CO_2/人	3.89 t -CO_2/人	3.91 t -CO_2/人	3.42 t -CO_2/人
②再生可能エネルギー*の市内エネルギー消費量に対する割合 0.3%（2010 年度、0.05%）を目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
0.05%	0.09%	0.11%	0.14%	0.15%	0.16%	0.3%
③マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011 年度、37.1%）の 10 ポイント増の 47.1%を目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
37.1% (2011 年度)	36.2%	35.8%	33.7%	33.6%	31.2%	47.1%

基本目標２　自然環境と歴史的文化的環境*の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

①市域面積に占める安定的に確保された緑地*の割合（2010 年度、28.9%）を 2020 年度までに概ね 30.0%確保することを目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
28.9%	28.8%	28.7%	28.8%	28.6%	28.7%	30.0%（2020 年度）
②町田市内での水辺（河川・池・公園等の水辺）とのふれあいについて満足している市民の割合（2011 年度、39.8%）の 10 ポイント増の 49.8%を目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
39.8%（2011 年度）	38.5%	42.8%	43.3%	43.3%	44.3%	49.8%
③市内エコファーマー*認定農業者数（2010 年度、74 人）の 5%増（4 人以上増）を目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
74 人	41 人	41 人	30 人	28 人	22 人	78 人以上

③エコファーマー認定農業数については東京都の制度の変更により認定を更新する農業者が少なく、現状に適さない目標設定となっています。後期期間では、目標の軸を「生物多様性」に移し、「生きものに関心のある市民の割合」を新たな指標とします。

基本目標３　持続可能な循環型社会*の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

①ごみとして処理する量（2009 年度、９万９千 t）を 40%削減し、2020 年度に 6 万 t にします。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
９万９千 t（2009 年度）	100,198 t	99,438 t	98,671 t	97,553 t	94,880 t	６万 t（2020 年度）
②一人一日あたりの総ごみ量（2010 年度、842ｇ／人・日）を、2020 年までに 782ｇ/人・日に削減することを目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
842.0ｇ/人・日	831.4ｇ/人・日	831.0ｇ/人・日	819.3ｇ/人・日	808.5ｇ/人・日	787.8ｇ/人・日	782ｇ/人・日（2020 年度）
③資源化率*（2010 年度、26.7%）を 2020 年度までに 54%まで高めることを目指します。						
基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
26.7%	25.2%	25.9%	25.4%	25.7%	26.1%	54%（2020 年度）

①のごみとして処理する量は、全ごみ量から資源として集めた量を除いたもの。②のごみとして処理する量は、全ごみ量。

基本目標４　良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

①大気に関するすべての項目での環境基準*の達成を目指します。
対象：SO_2（二酸化硫黄）*、NO_2（二酸化窒素）*、SPM（浮遊粒子状物質）*、Ox（光化学オキシダント）*

基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
SO_2,NO_2, SPM 基準達成	SO_2,NO_2, SPM 基準達成	SO_2,NO_2, SPM 基準達成	SO_2,NO_2, SPM 基準達成	SO_2,NO_2, SPM 基準達成	SO_2,NO_2, SPM 基準達成	全項目 基準達成

②鶴見川、境川、恩田川の町田市域の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。
対象：ｐH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）*、SS（浮遊物質量）*、DO（溶存酸素量）

基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
恩田川の pH 以外 基準達成	３河川の ｐH 以外 基準達成	３河川の ｐH、鶴見川の BOD 以外 基準達成	３河川の ｐH、鶴見川の BOD 以外 基準達成	３河川の ｐH 以外 基準達成	境川、恩田川のｐH 以外 基準達成	全項目 基準達成

③居住地の周辺環境について、満足している市民の割合（2011 年度 62.7%）の５ポイント増の 67.7%を目指します。

基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
62.7%	61.1%	56.8%	66.3%	66.5%	67.3%	67.7%

①Ox は広域的な取り組みが必要であり、一自治体の目標値として設定する項目にそぐわないため、後期期間は指標から外すこととします。

基本目標５　環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

①環境に配慮した行動を行っている市民の割合（2011 年度、40.7%）の 10 ポイント増の 50.7%を目指します。

基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
40.7% (2011 年度)	37.9%	38.3%	39.8%	39.7%	38.6%	50.7%

②市内の小中学校での環境教育*や環境配慮*行動の 100%実施を目指します。

基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

③環境学習*や環境に関するイベント等に積極的（いつも・ときどき）に参加する市民の割合（2011 年度、10.6%）の７ポイント増の 17.6%を目指します。

基準年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	目標年度
10.6% (2011 年度)	10.1%	10.8%	12.2%	14.4%	15.1%	17.6%

４．　基本目標に向けた事業の進捗状況

環境マスタープラン*の 2021 年度基本目標達成に向けて取り組んだ、前期期間のアクションプラン（2012 年度～2016 年度）に掲げた各事業の成果を示します。

前期期間では 28 の重点事業を中心に取り組みを実施し、18 の事業で目標を達成しました。主な成果としては、「町田生きもの共生プラン」の策定（重点事業１０）や、連節バスの運行開始（重点事業 19)、「まちだのエコページ」の開設（重点事業 28）が挙げられます。

後期期間（2017 年度～2021 年度）のアクションプランでは、新たに 11 の事業を追加した 31 の事業を重点事業とし、引き続き取り組みを進めていきます。

4.1.　重点事業

◆基本目標１．地域で取り組む地球温暖化*の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

事業番号 事業名称	【1】　地球温暖化対策取り組み促進の仕組みづくり
事業概要	地球温暖化防止の意識の浸透を図り、市民が日常生活の中で地球温暖化対策に取り組むための仕組みづくりを行います。
目標	地球温暖化対策取り組み促進の仕組みの構築及び運用（2014 年度）
基準年度値	―
実施工程	～2013 年度検討、2014 年度構築及び運用、2015 年度～継続実施
2016 年度 実施内容	・市民が普段の生活の中で、無理なく地球温暖化対策を取り組むことができる 10 項目の行動「わたしのエコ宣言」の運用を開始し、ホームページや広報紙で周知する他、イベントで参加を呼びかけました。 ・宣言状況を取りまとめ、ホームページで CO_2 削減量を発表しました。
前期期間の 成果	「わたしのエコ宣言」の運用
目標への 進捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	環境・自然共生課、環境政策課

注）「目標への進捗度」について（★の数について）
★☆☆☆☆　0・10%
★★☆☆☆　20・30%
★★★☆☆　40・50・60%
★★★★☆　70・80・90%
★★★★★　達成

事業番号 事業名称	【2】　家庭における再生可能エネルギー*利用の促進	
事業概要	持続可能なエネルギー利用への転換を図るため、家庭での太陽光発電*システムの設置などの再生可能エネルギーの利用を促進します。	
目標	①　太陽光発電システム累計設置補助件数（戸建住宅）の増加： 2,800 件（2016 年度） ②　太陽光発電システム累計設置補助件数（共同住宅）の増加： 50 件（2016 年度）	
基準年度値	①　959 件（2010 年度） ②　－	
実施工程	①　継続実施 ②　2012 年度から実施	
2016 年度 実施状況	・戸建住宅については 128 件、共同住宅については 11 件（うち共同住宅共用部分 5 件）に補助金を交付しました。	
前期期間の 成果	太陽光発電システム設置 ①　戸建住宅累積：2,816 件 ②　共同住宅累積：46 件	
目標への 進捗度	項目	達成
	①　戸建て住宅	★　★　★　★　★
	②　共同住宅	★　★　★　★　☆
所轄課	環境・自然共生課	

事業番号 事業名称	【3】　事業者への再生可能エネルギー導入支援
事業概要	事業者への再生可能エネルギーの導入を進めるため、町田市中小企業融資制度に加え、市内事業者向けの支援策を構築します。
目標	再生可能エネルギー導入についての市内事業者向け支援策の構築及び運用
基準年度値	－
実施工程	～2014 年度：検討、2015 年度：構築・実施、2016 年度：継続実施
2016 年度 実施内容	【環境・自然共生課】 ・共同住宅のオーナー（事業者含む）への太陽光発電設置に対する補助を 5 件行いました。 ・事業者の再生可能エネルギー導入及び市内事業者向け支援策について、国や東京都などの助成策・補助などの情報を整理し、ホームページで提供するほか、リーフレットにまとめ、事業者が最新の情報を参照しやすい手段となるよう各所で配布しました。 【産業観光課】 ・環境改善整備資金について、市のホームページ、商工会議所や金融機関を通じた周知活動を行い、3 件の問い合わせを受けました。 ・2017 年度以降に向けて制度の見直しを行いました。
前期期間の 成果	支援策の運用
目標への 進捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	環境・自然共生課、産業観光課

事業番号 事業名称	【4】　エコドライブ*の周知、普及・啓発の実施
事業概要	市域全体の温室効果ガス*排出量の多くを占める自動車からの排出削減のため、エコドライブの周知、普及・啓発を行い、エコドライブを推進します。
目標	エコドライブ実践者の割合の増加 エコドライブ実践者の割合 2012 年度比 10 ポイント※増（2016年度）
基準年度値	24.8%（2012 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・エコドライブガイドをライトダウンイベントなどの環境イベント時に配布しました。 ・ホームページを通じ、エコドライブの実践方法などを周知しました。 ・庁内向けにも全庁掲示板を通じ、近隣移動時の自転車利用を呼びかけました。
前期期間の 成果	2017 年度アンケート結果よりエコドライブ実践者の割合 44.7%（19.9 ポイント増加）
目標への 進捗度	達成 ★ ★ ★ ★ ★
所轄課	環境・自然共生課

※　：ポイントについては、市民アンケートにおいてエコドライブを「いつもやっている」と回答した回答者の比率（%）をそのままポイントとしています。

事業番号 事業名称	【5】　町田市ふるさとの森の保全
事業概要	二酸化炭素*の吸収源としてみどりを確保するため、市民協働による町田市ふるさとの森の保全を行います。
目標	制度上安定した緑地*面積の増加：880 ha（2016 年度）
基準年度値	860ha（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・七国・相原ふるさとの森の用地取得を行い、区域内の用地取得を完了しました。
前期期間の 成果	制度上安定した緑地面積：826.04 ha
目標への 進捗度	達成 ★ ☆ ☆ ☆ ☆
所轄課	公園緑地課

◆基本目標２．自然環境と歴史的文化的環境*の保全
～水とみどりと生物を守り育むまちづくり～

事業番号 事業名称	【6】　みどりの拠点整備	
事業概要	市内のみどりの拠点を充実させるため、薬師池公園周辺をはじめとする公園や緑地*の整備を進めます。	
目標	①　今後 5 年間の都市計画公園・緑地整備施設数：3 施設（2016 年度） ②　今後 5 年間の都市計画公園・緑地用地取得面積：13.6ha（2016 年度）	
基準年度値	①　－ ②　－	
実施工程	2012 年度から実施	
2016 年度 実施内容	①　薬師池公園四季彩の杜の拠点となるゲートハウスの基本設計と三輪緑地の管理棟の基本・実施設計を行いました。 ②　都市計画公園と緑地を合わせて約 3.2ha の用地を取得しました。	
前期期間の 成果	①　都市計画公園・緑地整備施設数：1 施設 ②　都市計画公園・緑地用地取得面積：7.64ha	
目標への 進捗度	項目	達成
	①　緑地施設数	★　★　☆　☆　☆
	②　緑地取得面積	★　★　★　☆　☆
所轄課	公園緑地課	

事業番号 事業名称	【7】　街区公園の整備
事業概要	身近なみどりを増やし、市民の憩いの場をつくるため、未整備の地区に市民に最も身近な街区公園を整備します。
目標	今後 5 年間の街区公園整備箇所数：5 箇所整備（2016 年度）
基準年度値	－
実施工程	2012 年度から実施
2016 年度 実施内容	・木曽富士見公園・小山沼公園の整備工事が予定どおり完了しました。
前期期間の 成果	街区公園整備箇所数：5 箇所
目標への 進捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	公園緑地課

事業番号 事業名称	【8】　歩道の透水性舗装*の整備
事業概要	雨水を浸透させることで地下水を保全し水循環の健全化を図るため、歩道の透水性舗装の整備を進めます。
目標	透水性舗装面積の増加：26,857 ㎡（2016 年度）
基準年度値	17,383 ㎡（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・堺 2000 号線道路改良工事、都計道３・４・37 道路築造工事、忠生 33 号線（山崎１）道路改良事業、南町田駅北口広場築造工事において、4,454 ㎡の透水性舗装を行いました。
前期期間の 成果	透水性舗装面積：30,412 ㎡
目標への 進捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	道路整備課

事業番号 事業名称	【9】　水辺の魅力の発信
事業概要	市民の水辺に対する関心を高め、水辺の保全・活用を進めるため、水辺の魅力について情報発信を行います。
目標	水辺とのふれあいについて満足している市民の割合の増加： 44.8 %（2016 年度）
基準年度値	39.8%（2010 年度）
実施工程	2012 年度から実施
2016 年度 実施内容	【環境・自然共生課】 ・市内の河川で活動している団体の情報をホームページに掲載しました。また、町田の自然を紹介するコンテンツを作成し、川の源流やそこに生息する生物も掲載しました。 【下水道総務課】 ・鶴見川源流祭で、市内の親水施設をパネルで紹介しました。 ・鶴見川源流祭、下水道事業ＰＲイベント、町田エコフェスタ、成瀬クリーンセンターさくらまつりで「まちだ水辺ガイドマップ」を計 91 部配布しました。
前期期間の 成果	2017 年度アンケート結果より、“大変満足・満足している”を選択した割合 44.3%（4.5 ポイント増加）
目標への 進捗度	達成 ★　★　★　★　☆
所轄課	環境・自然共生課、下水道総務課

事業番号 事業名称	【10】　生物多様性*保全のための仕組みづくり
事業概要	生物の生育・生息情報を把握し、その情報に基づき、市内の生物多様性保全のための仕組みづくりを行います。
目標	生物多様性保全のための仕組みの構築及び運用（2014 年度）
基準年度値	―
実施工程	2012～2013 年度：生物の状況調査の実施 2014 年度：仕組みの構築及び運用
2016 年度 実施内容	・各課での 2015 年度取り組み状況を集約し、環境審議会にて報告しました。各施策は概ね順調に取り組みが進行しています。
前期期間の 成果	「町田生きもの共生プラン」運用
目標への 進捗度	達成 ★ ★ ★ ★ ★
所轄課	環境・自然共生課

事業番号 事業名称	【11】　北部丘陵の整備
事業概要	北部丘陵が持つ資産を磨き、地域の価値を高めるため、谷戸*の環境を保全・活用していきます。
目標	北部丘陵地域内整備事業用地の活用面積の増加：43.9ha（2016 年度）
基準年度値	27.8ha（2010 年）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・農地利用集積円滑化事業（市有農地の貸付）の実施を検討しましたが、活用可能な土地は利用済みのため、新たな活用はできませんでした。
前期期間の 成果	北部丘陵地域内整備事業用地の活用面積：40.6ha
目標への 進捗度	達成 ★ ★ ★ ★ ☆
所轄課	北部丘陵整備課

事業番号 事業名称	【12】　遊休農地のあっせん
事業概要	休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで、遊休農地の活用を図り、農業振興を行います。
目標	農地あっせん件数：30 件（2016 年度）
基準年度値	0 件（2011 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・農地利用集積円滑化事業において２０１６年４月 1 日付で農地の貸借を 5 件実施しました。 ・意欲的な農業者等が遊休農地を積極的に引き受けて農地の有効利用を行う取り組みを後押しするため、町田市農地再生事業を実施し、農地整備の経費補助を３件行いました。 ・青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、6 名の青年就農者に対して町田市青年就農者給付金を支給しました。
前期期間の 成果	農地あっせん件数：86 件
目標への 進捗度	達成 ★ ★ ★ ★ ★
所轄課	農業振興課

事業番号 事業名称	【13】　フットパスの振興
事業概要	安全かつ快適にフットパスウォークを楽しめるように、ルートの道標や案内板などの整備を進めます。フットパスウォークを通じて、地域の歴史・文化、自然の豊かさを感じることで、それらを保全していくことの意識高揚に繋げていきます。
目標	道標整備が完了したフットパスルート数の増加：７ルート（2016 年度）
基準年度値	１ルート（22 ルート中）：2010 年度
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・フットパスルートを歩くガイドツアーを２回（４月、１１月）開催しました。 ・相原のフットパスコースに道標を２基整備しました。
前期期間の 成果	整備ルート：計２ルート（1 ルート増加）
目標への進 捗度	達成 ★　★　☆　☆　☆
所轄課	産業観光課

◆基本目標３．持続可能な循環型社会*の構築
～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

事業番号 事業名称	【14】　ごみ減量に関する出前講座の充実
事業概要	ごみの減量についての意識の向上を図るため、地域や学校、幼稚園などへのごみについての出前講座を継続して開催します。また、講座内容の充実を図ります。
目標	出前講座実施回数の増加：50 回／年（2016 年度）
基準年度値	36 回／年（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・幼稚園保育園 57 回、小学校 34 回、学童保育クラブ 4 回、町内会自治会他 20 回、合計 115 回の出前講座を実施しました。
前期期間の 成果	出前講座実施回数：115 回／年
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	３Ｒ推進課

事業番号 事業名称	【15】　マイボトル・マイバッグなどの利用促進
事業概要	ごみの発生抑制*を図るため、マイボトル・マイバッグなどの利用促進のキャンペーンを行います。
目標	キャンペーンの実施回数の増加：5 回／年（2016 年度）
基準年度値	1 回／年（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・「FC ゼルビア町田」と「ＡＳＶペスカドーラ町田」のホームゲーム、「こどもマラソン」、「少年野球」で、マイボトルキャンペーンを実施しました。 ・マイボトルＯＫ店マップを、ガイドブック形式に見直し、マイボトルの利用促進を図りました。 ・エコバック利用促進のためのポスター掲示を協力店や市内商店会と協力の上で行いました。
前期期間の 成果	キャンペーンの実施回数：４回／年
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	３Ｒ推進課

事業番号 事業名称	【16】　市内事業所のごみ減量の推進
事業概要	市内事業所へ訪問調査及びごみ減量の指導を行い、事業系ごみの減量を図ります。
目標	市内事業所への訪問件数の増加：100 件／年（2016 年度）
基準年度値	55 件（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・大規模事業所への現状確認訪問を６４件行いました。 ・事業系ごみの指導と訪問（大規模事業所を除く）を 176 件行いました。
前期期間の 成果	訪問事業所数：240 件
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	３Ｒ推進課

事業番号 事業名称	【17】　生ごみ処理機の導入促進
事業概要	生ごみの資源化を進めてごみの発生抑制*を図るため、たい肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度などを活用し、生ごみ自家処理の普及を進めます。
目標	生ごみ自家処理世帯数の増加：累積 10,000 世帯（2016 年度）
基準年度値	8,676 世帯（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・新規の生ごみ自家処理世帯数は、生ごみ処理機等購入費補助金制度で 134 世帯、大型生ごみ処理機貸出制度で 69 世帯、合計 203 世帯でした。 ・ごみ減量サポーターや出前講座、イベント、情報紙等を活用し制度のＰＲを行いました。また、ダンボールコンポストの普及に向けて研修会を行い、96 名が参加し、出前講座で 40 名が参加しました。
前期期間の 成果	累計世帯数：10,217 世帯
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	３Ｒ推進課

事業番号 事業名称	【18】　資源循環型施設の整備
事業概要	ごみの減量と今まで焼却していたごみの資源化を進めるため、市民協働による「町田市資源循環型施設整備基本計画」（以下、「施設整備基本計画」といいます。）を策定し、プラスチックの資源化施設や生ごみ資源化施設、焼却施設等の整備を進めます。
目標	資源循環型施設の整備：事業者決定（2016 年度）
基準年度値	「施設整備基本計画」を策定中（2011 年度）
実施工程	2013 年度：「施設整備基本計画」策定 2016 年度：熱回収施設等整備・運営事業者決定 2017～2021 年度：熱回収施設等建設工事
2016 年度 実施内容	【熱回収施設等】 ・地区連絡会等において、地域住民と協働で安全・安心な施設づくりに向けた検討を進めました。 ・整備・運営事業者と契約を締結しました。 ・東京都環境影響評価条例に基づく諸手続きを行いました。 【資源ごみ処理施設】 ・各地区連絡会等において、地域住民と協働で安全・安心な施設づくりに向けた検討を継続しています。 ・建設に向けて地権者との調整を進め、法令手続の準備や関連事業との協議等を行いました。
前期期間の 成果	熱回収施設等整備・運営事業者と契約締結、資源ごみ処理施設建設に向けた各種調整・法令手続準備
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　☆　☆
所轄課	循環型施設整備課

事業番号 事業名称	【19】　路線バス利用環境整備	
事業概要	大気汚染物質の発生原因となる自動車の利用を減らして公共交通利用を進めるため、連節バスシステムの導入やバス路線網の再編、乗り継ぎシステムの整備を進めます。	
目標	①　バス路線網の再編：2016 年度までに着手 ②　乗り継ぎシステムの整備：2016 年度までに着手	
基準年度値	①　－ ②　－	
実施工程	①　～2015 年度：検討、2016 年度：着手 ②　～2015 年度：検討、2016 年度：着手	
2016 年度 実施内容	①　町田３・４・37 号線、南町田駅前ターミナルの整備に合わせて、バスの運行を開始しました。また、鶴川駅北口広場の整備計画についてバス事業者、タクシー事業者と調整を進め、警視庁計画協議が概ね取りまとまりました。 ②　小山田桜台の乗り継ぎ拠点化工事に向けた詳細設計・積算を行いました。	
前期期間の 成果	①　バス路線網の再編：着手 ②　乗り継ぎシステムの整備：着手（工事着手準備完了）	
目標への 進捗度	項目	達成
	①　バス路線網の再編	★　★　★　★　★
	②　乗り継ぎシステムの整備	★　★　★　★　★
所轄課	交通事業推進課	

事業番号 事業名称	【20】　自転車利用環境の整備	
事業概要	大気汚染物質を排出しない自転車の利用を進めるため、自転車走行空間の整備や駅前に公営・民営自転車等駐車場の整備を進めます。	
目標	①　自転車レーン設置：2 km（2014 年度） ②　自転車等駐車場の収容台数の増加：累積 19,500 台（2016 年度）	
基準年度値	①　－ ②　18,578 台（2010 年度）	
実施工程	①　2014 年度：自転車レーン設置 ②　2012 年度：施設整備着手、民間事業者による施設整備の補助金交付の継続実施	
2016 年度 実施内容	①【建設総務課】 自転車レーン設置工事（都計道 3・4・37 号線（鶴間））を年度内に完了しました。 ②【交通安全課】 2017 年１月に原町田３丁目自転車駐車場のラック設備の更新が完了しました。	
前期期間の 成果	①　自転車レーン設置：2.7km ②　自転車等駐車場の収容台数累積：20,244 台	
目標への進 捗度	項目	達成
	①　自転車レーン設置	★　★　★　★　★
	②　自転車等駐車場の収容台数の増加	★　★　★　★　★
所轄課	建設総務課、交通安全課	

事業番号 事業名称	【21】　下水道未整備箇所の汚水管整備の推進
事業概要	汚水を適正に処理し、河川水質の向上を図るため、市街化区域の下水道の整備を推進します。
目標	下水道人口普及率の増加：98.1%（2016 年度）
基準年度値	95.7%（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・未整備地区において汚水管渠整備を、1.94ｈａ実施しました。
前期期間の 成果	下水道人口普及率：98.6%
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	下水道整備課

事業番号 事業名称	【22】　下水処理水の水質向上
事業概要	下水処理場（鶴見川クリーンセンター）の処理施設の増設及び設備改造により、下水処理水の水質向上を図ります。
目標	高度処理化率の増加（準高度処理を含む）：19.4%（2016 年度）
基準年度値	9.8%（2010 年度）
実施工程	【高度処理施設の導入】 2015 年度～：増設工事、2019 年度：高度処理施設稼動 【準高度処理の導入】 2012～2015 年度：鶴見川クリーンセンターにて実証試験 2015 年度～：成瀬クリーンセンターにて実証試験
2016 年度 実施内容	・鶴見川クリーンセンター高度処理設備の増設については、土木躯体の建設工事を進めました。 ・既存施設については、鶴見川クリーンセンターでは、窒素の削減に努め、成瀬クリーンセンターでは、準高度処理の実証運転に取り組みました。その結果、処理水中の窒素含有量は良好な結果を得ました。
前期期間の 成果	高度処理化率：9.8 %
目標への進 捗度	達成 ★　★　☆　☆　☆
所轄課	水再生センター

事業番号 事業名称	【23】　有害化学物質*の適正管理・処理の指導
事業概要	有害化学物質等を取り扱う事業者に対して、適正管理および処理の指導を行います。
目標	工場や指定作業場及び水質汚濁防止法特定施設への立入り指導件数の増加：全対象施設への実施（2016 年度）
基準年度値	3 件/年（工場認可時に実施）：（2010 年度）
実施工程	継続実施
2016 年度 実施内容	・水質汚濁防止法に基づき、有害物質使用特定施設を設置している事業場について、立入りを 30 件行いました。 ・過去に有害物質を取扱っていた、または取扱っていた可能性のある事業場に対して、指導を行いました。
前期期間の 成果	立入り指導件数：117 件（累積件数、2016 年度対象施設 57 件中）
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	環境保全課

事業番号 事業名称	【24】　景観ガイドラインの策定	
事業概要	市内の景観の向上を目指して、「景観づくりガイドライン」に続き、「公共事業景観形成指針」「（仮称）屋外広告物ガイドライン」を策定し、景観づくりの基準となるガイドラインの整備を進めます。	
目標	①　「公共事業景観形成指針」の策定 ②　「（仮称）屋外広告物ガイドライン」の策定	
基準年度値	①　－ ②　－	
実施工程	①　2012 年度：策定 ②　2017 年度：策定	
2016 年度 実施内容	・「（仮称）屋外広告物ガイドライン」策定に向け、周辺自治体の事例研究や東京都との調整を行いました。また、アンケート調査や周辺自治体へのヒアリング調査を実施しました。	
前期期間の 成果	①　「公共事業景観形成指針」：策定済（2012 年度） ②　「（仮称）屋外広告物ガイドライン」：考え方の整理	
目標への進 捗度	項目	達成
	①「公共事業景観形成指針」の策定	★　★　★　★　★
	②「（仮称）屋外広告物ガイドライン」の策定	★　★　★　☆　☆
所轄課	地区街づくり課	

◆基本目標５. 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

事業番号 事業名称	【25】　子どもへの環境学習*の推進
事業概要	子どもへの環境学習を進めるため、環境に関する実験や体験を重視した子ども向け環境講座のプログラムを策定し、実施します。
目標	子ども向け環境講座のプログラムの策定・実施（2015 年度）
基準年度値	ー
実施工程	～2013 年度：検討、2014 年度：プログラム策定、2015 年度：環境講座の開催
2016 年度 実施内容	・新たに「水素であそぼう！ミライのエネルギー！」を実施しました。 ・こどもエコクラブ*のポスターを掲示やパンフレットを配布等、広報活動を支援しました。 ・ライトダウンの一環として、図書館と連携し、地球温暖化*特集や映画会を実施したほか、各地域図書館で行われるお話し会の後に紙芝居を実施しました。
前期期間の 成果	新たなメニューの企画・実施
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	環境・自然共生課

事業番号 事業名称	【26】　市民協働による環境マップの作成
事業概要	市内の環境に関する情報（太陽光発電*設置公共施設、自転車駐車場、リサイクル*広場の位置情報など）を集約し、市民に情報提供するため、市民協働により環境マップを作成し市民に配布します。
目標	環境マップの作成・配布（2014 年度～毎年）
基準年度値	ー
実施工程	～2013 年度：検討・準備、2014 年度：作成・配布
2016 年度 実施内容	・インターンシップ生との協働により作成した市内のエコスポット紹介マップをホームページで公開しました。
前期期間の 成果	作成・公開
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　☆
所轄課	環境・自然共生課

事業番号 事業名称	【27】　まちだエコ宣言制度の推進
事業概要	環境配慮*を行っている事業者にエコ宣言をしてもらい、その取り組みを市民や他の事業者に広く紹介し、サポートする制度を構築し、環境配慮型の事業活動及び消費活動を促進します。
目標	まちだエコ宣言制度への参加事業者数：50 店・事業所（2016 年度）
基準年度値	―
実施工程	2012 年度：実施
2016 年度 実施内容	・エコ宣言参加事業者の環境配慮活動のＰＲの場として町田エコフェスタに出展し、市民に活動のＰＲを行いました。また、エコ宣言参加事業者にも募集により４事業者が出展し、直接市民に PR しました。 ・エコ宣言参加事業者の活動 PR ポスターを庁内掲示板に掲示し、市民に PR しました。 ・年度末に活動報告を提出してもらい、それぞれの活動報告をまとめ、ホームページで紹介しました。
前期期間の 成果	参加店・事業所：64 件
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	環境・自然共生課

事業番号 事業名称	【28】　環境情報・活動についてのホームページの立ち上げ
事業概要	市民・事業者の環境活動に役立てるよう市内の環境保全活動・活動団体等の情報を収集し提供するため、独立したホームページを立ち上げます。
目標	ホームページの作成・運用（2014 年度）
基準年度値	―
実施工程	～2013 年度：検討・準備、2014 年度：作成・運用
2016 年度 実施内容	・「まちだのエコページ」を運用し、更なる活用方法の検討を行いました。
前期期間の 成果	「まちだのエコページ」運用・検証
目標への進 捗度	達成 ★　★　★　★　★
所轄課	環境政策課

4.2. その他の事業

◆基本目標１．地域で取り組む地球温暖化*の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

（１）地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

①地球温暖化対策の取り組みの情報を分かりやすく発信します

取り組み項目	2016 年度実施内容
パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取り組みや助成制度等の情報提供	・年間を通じ、住宅用自然エネルギー利用機器の補助事業、緑のカーテン*の推進、エコドライブ*事業、電気自動車事業、夏季及び冬季の節電の啓発などの地球温暖化対策の取り組みについて、広報まちだ、ホームページなどで情報提供を行いました。 ・ハスのんを活用したエコドライブリーフレットをイベント時に配布しました。 ・補助事業について、みどり東京の月刊誌に補助事業紹介の記事を掲載する他、ホームページで国や都の補助事業を PR するなど、様々な手法で情報発信を行いました。**【環境・自然共生課】**

②温室効果ガス*排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表	・2015 年度の市域全体の温室効果ガス排出量をとりまとめ、12 月に「町田市環境白書*2016」を発行しました。また、市のホームページでも公表しました。**【環境政策課】**
家庭でのエネルギー使用量を測定するための「省エネナビ」等の貸し出しの実施	・イベント時の広報活動やＥＣＯまちだ冬号で「省エネナビ」「エコワット」の貸し出し事業の周知をしました。 ・31 世帯に省エネナビ 20 台、エコワット 74 台の貸し出しを行いました。**【環境・自然共生課】**

③地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みづくりを検討、実施します

→重点事業１（地球温暖化対策取り組み促進の仕組みづくり）　P27 参照

（２）持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

① 公共施設における取り組みを進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
新設公共施設への再生可能エネルギー*の導入推進	・６月に対象施設の光熱水費調査を行い、２月に調査結果を管理職および主管課へ報告しました。 ・公共施設への省エネ機器導入について、学校のトイレ改修工事等で人感センサー点灯式ＬＥＤ*照明、ヒートポンプ*式空調機、CO_2センサーの導入を行いました。 ・新設公共施設への再生可能エネルギー導入推進について成瀬コミュニティーセンターへ太陽光発電*を導入しました。**【営繕課】**
	・小学校４校のトイレ改修工事が完了し、節水型トイレやセンサー照明を採用しました。**【施設課】**
下水処理場の汚泥焼却炉の廃熱利用の検討	・冬季は、焼却炉の廃熱を利用して成瀬クリーンセンター本館管理棟の暖房をまかないました。これにより、暖房用ガスの使用はありませんでした。**【水再生センター】**
街路灯の省エネ化	・老朽化や故障した器具の交換や計画的な器具交換を積極的に行い、年間66.5 トンの CO_2 を削減しました。**【道路管理課】**
公共施設での屋上緑化*や壁面緑化、緑のカーテン*等の積極的な導入	・必要苗数の生産及び環境・自然共生課へのつる性植物の提供をしました。**【公園緑地課】**
	・市民団体「緑のカーテンプロジェクト・2016」と協働でゴーヤの苗を配り、公共施設での緑のカーテンの普及につなげました。 市役所施設　[46 施設 1,070 苗]、教育施設　[42 施設 780 苗] ・「緑のカーテンプロジェクト・２０１６」及び庁内関係課と、今年度の取り組みの反省会を行い、次年度の取り組みに向けた検討を開始しました。**【環境・自然共生課】**

②家庭における取り組みを促進します

取り組み項目	2016 年度実施内容
市民を対象とした住宅用太陽光発電システム設置補助	→重点事業２（家庭における再生可能エネルギー利用の促進）P28 参照**【環境・自然共生課】**
太陽光発電システムの設置補助以外の再生可能エネルギーの導入補助の検討	・第２期（年度後半）の申請により、太陽光発電システム以外の機器である太陽熱利用システムの申請は 4 件あり、抽選の結果、1 件の補助金交付となりました。**【環境・自然共生課】**
家庭への省エネ機器等の導入支援検討、情報提供	・緑のカーテンについて、市民団体「緑のカーテンプロジェクト・2016」と協働でゴーヤの苗を配り、みどりのカーテンを普及する活動を行いました。　市民配布　675 世帯 2,025 苗 ・緑のカーテン作り方の講習会を行いました。(2 回開催)**【環境・自然共生課】**
住宅の省エネの促進、長寿命化に配慮した住宅の普及等に関する情報発信	・ホームページ、広報まちだ、商工会議所ニュースへ住宅改修助成制度（環境性能向上工事）の案内記事を掲載し、周知啓発を行いました。**【住宅課】**

③事業活動における取り組みを促進します

取り組み項目	2016 年度実施内容
事業活動における再生可能エネルギー*の導入、省エネの促進のための補助	→重点事業３（事業者への再生可能エネルギー導入支援）P28 参照 **【産業観光課】**
まちだエコ宣言制度の推進	→重点事業 27（まちだエコ宣言制度の推進）P40 参照**【環境・自然共生課】**
商店街街路灯のLED*化推進	・環境改善整備資金について、市のホームページ等で制度の周知を実施いたしました。 ・市内の商店会から次年度実施する街路灯ＬＥＤ化の申請を受け付け、東京都が実施する事業説明会に参加しました。**【産業観光課】**

（３）地球温暖化*防止に貢献するまちづくりを進めます

①町田市全体で取り組む、地球温暖化防止行動を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供	・町田市ホームページやエコまちだ、イベント時の広報活動などを通じて、省エネナビやエコワットの活用など、節電にかかる情報提供を実施しました。 ・夏休みの水素エネルギーに関する子ども向け環境学習*を実施しました。**【環境・自然共生課】**
ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの実施	・環境省「ライトダウンキャンペーン 2016」にあわせ、市職員及び消灯実施施設利用者に対し、節電意識の向上を図りました。 ・伝統的七夕ライトダウン推進委員会「伝統的七夕ライトダウン 2016」にあわせ、市職員及び消灯実施施設利用者に対し、節電意識の向上を図りました。 ・相模原市と連携し、各団体の協力を得ながら、今年度で５回目となるライトダウン「まちだ・さがみはら絆・創・光」を実施しました。市職員にも節電意識の向上を図ったほか、紙芝居を通じ、子どもたちが節電を意識するきっかけとなるような機会を提供しました。**【環境・自然共生課】**
道路の新設や改良工事における、排出ガス対策型建設機械の使用状況の確認	・当課発注し請負契約にいたった工事案件においては、受注者より排出ガス対策型建設機械の使用が確認できる書類、使用状況が確認できる現場写真を提出させ、担当監督員が確認し地球温暖化防止行動に取組みました。**【道路整備課】**

②自動車利用を控え、公共交通利用を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
路線バスの利用環境整備及び地域コミュニティバスの運行	→重点事業 19（路線バスの利用環境整備）P36 参照 ・バス停留所改良工事を実施し、路線バスの「中乗り」「前降り」方式を導入しました。 ・「第三小学校前」バス停に上屋、「町田バスセンター14 番乗り場」「センター前」バス停にベンチを設置しました。**【交通事業推進課】**

ノーマイカーデーの設定などによる公共交通利用の推進	・緑のカーテン*の苗配布時やエコフェスタ、生物多様性*フォーラムなどの環境学習*イベント実施時に、公共交通機関の利用を呼びかけました。 ・ホームページで、エコドライブの実践方法の一つとして、自動車より公共交通機関の利用を心がけることによっても、地球温暖化*防止に貢献することができることを周知しました。**【環境・自然共生課】**

③低公害車*の普及促進等を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
電気自動車等の低公害車普及促進	・電気自動車充電器を市民の利用に供しました（有料にて急速充電器２台、無料にて普通充電器２台（普通充電器のうち、町田リサイクル*文化センター設置の１台は、施設の建て替えに伴い２月末で撤去）。 ・８月に導入した燃料電池自動車と併せて電気自動車をイベント時に展示するなど、様々な次世代自動車の紹介を行いました。**【環境・自然共生課】**
エコドライブ*の周知、普及・啓発、エコドライブ教習会の実施	→重点事業４（エコドライブの周知、普及・啓発の実施）P29 参照 **【環境・自然共生課】**
低公害車の公用車としての導入検討・実施	・老朽化した業務用車両５台について、低公害車への買い替えを行いました。 ・「エコドライブ１０のすすめ」を運転日誌の表紙に差入れて運転者への啓発を実施しました。 ・職員を対象とした安全運転講習会の中で、エコドライブをすることによる環境負荷*軽減と事故防止のW効果等について啓発を行いました。**【管財課】**

④自転車利用環境の整備を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
市職員の近隣移動時等の自転車利用の推進	・自転車利用の効用、効果を紹介したチラシを全庁掲示板に掲載し、職員に自転車利用促進を働きかけました。**【環境・自然共生課】**

⑤町田の農産物の地産地消を推進します

取り組み項目	2016 年度実施内容
学校給食での地場産農産物の利用推進	・市内全小学校に向けて、米飯給食を実施しました。 ・学校給食の現状についての資料を農業者に配布し、地場産農産物の供給を呼びかけました。**【農業振興課】**
「町田市農産物直売所マップ」の PR	・日曜朝市および市役所まち☆ベジ市にて、まち☆ベジマップ（農産物直売所マップ）やまち☆ベジグルメ店なびを配布し、地産地消ＰＲ活動を実施しました。**【農業振興課】**

（４）二酸化炭素*の吸収源として、みどりの確保を推進します

①二酸化炭素吸収源を維持するため、緑地*を保全します

取り組み項目	2016 年度実施内容
町田市ふるさとの森の保全	→重点事業５（町田市ふるさとの森の保全）P29 参照**【公園緑地課】**
市内緑地の保全	・現地調査や市民要望に応じた管理を行っています。**【公園緑地課】**
街路樹の適正な維持管理	・樹種毎に目標樹形シートを作成し、夏期・冬期ともに樹木の生理に配慮した剪定を行いました。 ・樹木点検や街路樹診断を行い、倒木等の危険性があると判断された街路樹の伐採を行いました。 ・街路樹が伐採・撤去された箇所に、東京都無償配布及び購入苗木にて、秋期、春期の２期に分け、高木・低木の植栽を行いました。**【道路補修課】**

②二酸化炭素吸収量の増加を図るため、緑化を推進します

取り組み項目	2016 年度実施内容
市内のみどりの育成と連携したカーボンオフセット*の仕組みの検討	・他の取り組みを優先して進めており、研究に着手できていません。**【環境・自然共生課、環境政策課】**

◆基本目標２．自然環境と歴史的文化的環境*の保全
～水とみどりと生物を守り育むまちづくり～

（１）みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

①緑地*の現状を把握し、公表します

②みどりの保全を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
みどりの拠点整備	→重点事業６（みどりの拠点整備）P30 参照【公園緑地課】
街路樹の適正な維持管理	→基本目標１．（４）①　P45 参照【道路補修課】

③身近なみどりを増やします

取り組み項目	2016 年度実施内容
街区公園の整備	→重点事業７（街区公園の整備）P30 参照【公園緑地課】
中高層建築における緑化の指導	・中高層建築物の建築に伴う協議のなかで、敷地内緑化の指導を６１件行いました。【土地利用調整課】
公共施設での屋上緑化*や壁面緑化、みどりのカーテン等の積極的な導入	→基本目標１．（２）①　P42 参照【公園緑地課】
	→基本目標１．（２）①　P42 参照【環境・自然共生課】

④市民協働による緑地の保全、維持管理を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
市民協働による、町田市ふるさとの森などの緑地の保全及び維持管理	・団体登録を受付、謝礼金の支払いや物資の支給により、活動の支援を行いました。団体登録数は２００団体です。【公園緑地課】
公園や施設等のみどりを市民等との協働で維持管理する仕組みづくりと運用	
環境保全団体への支援、広報等での紹介	
市民・市民団体・事業者が市内の樹林地等で環境保全活動を実施しやすい仕組みづくりの検討	

⑤緑地*を保全しながら活用し、ふれあいの場を確保します

取り組み項目	2016 年度実施内容
自然観察会の開催、里山*整備活動を体験できる場の提供	・忠生公園自然観察センター・かしの木山自然公園定例自然観察会については、広報まちだに掲載、また両公園の掲示板にも掲載しＰＲをしています。毎回観察会ボランティアの協力もあり、計 13 回の開催で、203 名の参加者に楽しんでいただきました。**【公園緑地課】**
	・植樹地の草刈等、森づくりの活動を２回実施しました。 ・竹の伐採体験、生きもの観察会を公募の市民を対象に実施しました。**【北部丘陵整備課】**

（２）水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

①水辺環境を保全します

取り組み項目	2016 年度実施内容
市民協働による高ヶ坂松葉調整池の維持管理作業と生物調査の実施	・高ヶ坂松葉調整池における管理活動について、2015 年 5 月にＮＰＯ鶴見川源流ネットワークとアダプト事業の管理活動の協定を結びました。 ・締結後はアダプト事業の要綱に基づき、ＮＰＯ法人鶴見川源流ネットワークのゴミ拾い・生き物調査等といった自主的な維持管理活動の支援を行いました。**【下水道管理課】**

②湧水地の保全、地下水保全のため、水源涵養域の保全、雨水の浸透を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
道路の新設、改良工事時における歩道の透水性舗装*の整備	→重点事業８（歩道の透水性舗装の整備）P31 参照**【道路整備課、道路補修課】**
宅地開発・中高層建築物に対する雨水貯留・浸透施設設置の指導	・宅地開発協議や中高層建築物協議の中で、適切な雨水貯留施設の設置に関する指導を行いました。**【下水道管理課】**
	・宅地開発事業や中高層建築物の建築に伴う協議のなかで、雨水貯留浸透施設を適切な位置・規模で設置するよう指導を行いました。 ‣宅地開発事業における雨水貯留・浸透施設設置の指導：７５件 ‣中高層建築物に対する雨水貯留・浸透施設設置の指導：６１件 **【土地利用調整課】**
東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導	・報告が必要な揚水施設設置者に対して通知を行い、地下水揚水量報告書の提出を促しました。報告値が規則で定める揚水量を超過している事業者に対しては、揚水量を減らしていただくように指導しました。**【環境保全課】**
湧水調査の継続、湧水地の保全の仕組みづくり	・湧水の情報管理を行いました。 ・市民から、市内の湧水に関する資料の提供がありました。今後はホームページ等で積極的に情報発信を進めていきます。**【環境・自然共生課、環境政策課】**

③町田の水辺の魅力を発信します

取り組み項目	2016 年度実施内容
イベントを通じた親水施設の紹介	・鶴見川源流祭で、市内の親水施設をパネルで紹介しました。**【下水道総務課】**
「（仮称）まちだ水辺ガイドマップ」の配布	・5/8（日）に開催された鶴見川源流祭で、市内の親水施設をパネルで紹介し、「まちだ水辺ガイドマップ」を５部配布しました。 ・9/5（月）から 9/9（金）まで、下水道の日（9/10）に合わせて実施した下水道事業のＰＲイベントで「まちだ水辺ガイドマップ」を 38 部配布しました。 ・10/2（日）に開催された町田エコフェスタで、「まちだ水辺ガイドマップ」を40 部配布しました。 ・3/25（土）に実施した成瀬クリーンセンターさくらまつりで、「まちだ水辺ガイドマップ」を８部配布しました。**【下水道総務課】**
源流都市町田の魅力発信	→重点事業９（水辺の魅力の発信）P31 参照**【環境・自然共生課、下水道総務課】**

（３）生物多様性*の保全を進めます

①生物多様性に関する情報を発信します

取り組み項目	2016 年度実施内容
生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の方針、取り組み状況の発信、啓発活動の実施	・ＥＣＯまちだで、生物を紹介する記事を年４回掲載し、情報発信しました。 ・ホームページのコンテンツを整理し、新たに「町田の生物多様性のページ」を構築しました。団体の活動情報や過去の生きもの調査等の結果、他部署のリンク等を公開しています。また、コンテンツ公開の記事をＥＣＯまちだにも掲載しました。**【環境・自然共生課】**
自然観察会、学習会等の開催	→基本目標２．（１）⑤　P47 参照**【公園緑地課】**

② 生物多様性の現状把握を行います

→重点事業 10（生物多様性保全のための仕組みづくり）P32 参照

③生物多様性保全の取り組みを検討、実施します

取り組み項目	2016 年度実施内容
学校におけるビオトープ*の創出、活用	・低学年では生活科の学習、中・高学年では総合の学習や理科の学習において、虫やメダカなどの水辺の生き物の観察・飼育を行いました。 ・大蔵小学校と小中一貫ゆくのき学園大戸小学校において、地域の方々の協力を得ながら学年や委員会活動でビオトープの整備を行うとともに、児童が学習等で活用しました。 ・大蔵小学校では、地域の協力を得て「ホタルの鑑賞会」を行いました。また、幼虫や成虫の放流を行いました。**【指導課】**

④外来生物対策を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
生態系や農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除	・増加傾向にある有害鳥獣による農作物への被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲・殺処分を委託契約し、被害の減少を図りました。**【農業振興課】**
	・定期的に巡回を行い、特定外来植物「アレチウリ」の駆除を実施しました。**【北部丘陵整備課】**
外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発	・ホームページで外来種の飼育や取り扱い、ルールに関する情報を掲載しています。**【環境・自然共生課】**

（４）谷戸*の環境と農地・農業を守ります

①谷戸の環境を保全し、活用します

取り組み項目	2016 年度実施内容
北部丘陵の整備	→重点事業 11（北部丘陵の整備）P32 参照**【北部丘陵整備課】**
市民を対象とした里山*管理講習会の実施	・小野路公園の指定管理者が雑木林管理講習会を開催しました。**【公園緑地課】**
市民参加による自然環境学習*会や農業体験による谷戸環境の再生管理	・地域の伝統農法による谷戸環境の再生に取り組むとともに、公募市民による農業体験（通年）の機会を提供しました。 ・農作物の収穫体験をイベントとして３回実施しました。**【北部丘陵整備課】**
	・農業の大切さや収穫の喜びを体験してもらうことを目的に小学生親子及び市民を対象に体験事業を実施しました。12 組 31 名の応募があり、田植え、草取り、稲刈りの体験に加え、収穫祭を実施し、収穫した餅米でお餅を作り、参加者に振る舞いました。**【農業振興課】**

②多面的機能を有する農地を保全するため、農業支援を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
農産物直売所の開設・運営の支援	・農産物直売所の運営の支援として、町田市農産物直売所マップ（まち☆ベジマップ）を発行し、配布を行いました。**【農業振興課】**
水田保全奨励金の交付	・約 10ha の水田の所有者 68 名に対し奨励金を交付しました。**【農業振興課】**
遊休農地の耕作希望者へのあっせん	→重点事業 12（遊休農地のあっせん）P32 参照**【農業振興課】**
援農ボランティアの育成を行う市内ＮＰＯ法人に対する助成	・援農ボランティアの育成を行う市内ＮＰＯ法人に対する経営助成を行いました。**【農業振興課】**
農業研修事業、米作り体験農業の実施	・農業研修事業は、今年度７期生が８名参加し、６ 期生と合わせて１９名が研修を受講しました。６期生 11 名は２年間の研修を修了しました。米作りは、小学生親子及び市民を対象に実施し好評でした。**【農業振興課】**

③エコファーマー*の育成を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
エコファーマーによる事業の支援	・市内畜産農家が生産する堆肥の購入にかかる経費を補助する堆肥流通促進事業補助金について、エコ農産物認証制度*取得者は５割増、エコファーマーは２割増して交付し、環境にやさしい農業を行う農業者を支援しました。 ・新たに２名がエコ農産物認証を取得しました。**【農業振興課】**

④市民が農業とふれあえる機会を提供します

取り組み項目	2016 年度実施内容
市民農園*、体験農園の開設・運営	・市内３園の市民農園について管理運営を行いました。 ・体験農園について、利用者募集の広報等の支援を行いました。 ・農業体験機会の提供として、薬師池公園四季彩の杜ゲートハウス・農業体験エリアの開園に向け、視察研修を行いました。**【農業振興課】**
農業体験機会の提供	・小中一貫町田っ子カリキュラムの「食育」に位置付けられた農業体験教育を、地域の農家や保護者の協力を得ながら実施しました。具体的には、田や畑を耕し、米や野菜を育てて食べるなどの体験活動を通して、児童の食文化や健康について理解を深めました。 ・米作りでは、収穫後に残った藁を使って「しめ飾り」を作るなど、副産物を有効活用する取組を実施しました。**【指導課】**

⑤町田の農産物の地産地消を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
学校給食での地場産農産物の利用推進	→基本目標１．（３）⑤　P44 参照**【農業振興課】**
「町田市農産物直売所マップ」のＰＲ	→基本目標１．（３）⑤　P44 参照**【農業振興課】**

（５）歴史的文化的環境*を守ります

①歴史的文化的環境を保全します

取り組み項目	2016 年度実施内容
国・都・市指定史跡の整備事業の実施	・国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備事業は牢場遺跡確認調査及び、稲荷山遺跡及び八幡平遺跡の一部の整備工事を実施し、このうち稲荷山遺跡を再公開しました。 ・東京都指定史跡西谷戸*横穴墓群整備事業は整備工事が完了しました。 ・町田市指定有形文化財村野常右衛門生家保存修理事業は工事実施設計を作成し、保存修理工事に着手しました。**【生涯学習総務課】**

②自然や歴史・文化とのふれあいを進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
フットパスの普及促進	→重点事業 13（フットパスの振興）P33 参照**【産業観光課】**
観光交流拠点、情報発信拠点の整備	・小野路宿里山*交流館で、うどん作り教室や小野路等の歴史に触れるツアー、小野路周辺の観察会等のイベントを定期的に実施しました。**【産業観光課】**
自然観察会、学習会等の開催	→基本目標２．（１）⑤　P47 参照**【公園緑地課】**

◆基本目標３．持続可能な循環型社会*の構築
～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

（１）ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します

①３Ｒについて普及啓発を進め、排出抑制を促します

取り組み項目	2016 年度実施内容
ごみの減量を意識づけるためのホームページ等の充実	・イベント等におけるエコキャラクターの活動状況を更新しました。また“まちだのエコページ”については、有効的な活用を引き続き行っていきます。【環境政策課】
	・各事業のホームページにおいて、お知らせや最新データを迅速に掲載しました。 ・11 月にメール配信サービスの配信を開始しました。 ・3 月にホームページの階層の構成変更し、目的のページを探しやすくしました。【３Ｒ推進課】
広報紙による啓発	・ＥＣＯまちだを年４回発行しました。また、2017 年春号についても、編集作業が完了しました。【環境政策課】
	・市民・市民団体・事業者のごみ減量の取組みを掲載した「ごみナクナーレ第 13 号、14 号」を発行しました。【３Ｒ推進課】

②ごみの減量、分別排出の徹底に関する市民の学習の機会を提供します

取り組み項目	2016 年度実施内容
３Ｒに関する出前講座の充実	→重点事業１４（ごみ減量に関する出前講座の充実）P33 参照【３Ｒ推進課】
ごみ減量に関する体験型学習機会の充実	・８月に「夏休みわくわくエコ体験」を２回開催しました。延べ参加者数は 74 名でした。 ・「リサイクルガラス砂絵教室」を４回開催しました。延べ参加者数は約 79 名でした。 ・「使い切り料理教室」を 11 月と２月に開催しました。延べ参加者数は 36 名でした。【３Ｒ推進課】
町田リサイクル*文化センター等の見学機会の充実	・エコフェスタでは、午前と午後に 1 回ずつ見学会を実施し、合計で 70 名の見学参加者がありました。 ・町田リサイクル文化センター管理棟が解体工事に入るための準備として、施設見学は 12 月までとし、その期間に小学校 21 校をはじめ、全 39 団体の見学対応を行いました。【資源循環課】

③市民・市民団体・事業者との協働によるごみ減量の啓発活動を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
廃棄物減量等推進員との地域活動の促進	・「ごみ減量サポーターニュース」（18 号・19 号・20 号・21 号）を発行し、ごみ減量サポーターに対して情報発信を行いました ・６月に「委嘱式」を開催しました。 ・９月にごみ減量サポーター向けで「ダンボールコンポスト研修会」を、11 月には、ごみ減量サポーター向けの「リサイクル施設見学会」を実施しました。【３Ｒ推進課】
市民・市民団体・事業者の活動を支援	・新たに 2 団体と、ごみの減量・資源化の取り組みを市が支援する協定を締結しました。【３Ｒ推進課】

（２）ごみの発生抑制*、再使用を進めます

①家庭におけるごみの減量・発生抑制を促進します

取り組み項目	2016 年度実施内容
ごみを出さない生活習慣の呼びかけの実施	→重点事業 15（マイボトル・マイバッグなどの利用促進）P34 参照【３Ｒ推進課】
有料指定収集袋利用制度の継続	・有料指定収集袋利用制度を継続するため、必要な手続きを行いました。【３Ｒ推進課】
回収した粗大ごみの修理、販売	・122,414kg の粗大ごみを再生販売しました。【３Ｒ推進課】

② 事業系ごみの減量を促進します

→重点事業 16（市内事業所のごみ減量の推進）P33 参照

③市内イベントでのごみの発生抑制の取り組みを推進します

取り組み項目	2016 年度実施内容
市内でのイベント開催時におけるリユース*食器の利用促進など、ごみの出ないイベント開催の支援	・市内 83 イベントで、この制度の申し込みがありました。（内４イベントが中止）【３Ｒ推進課】

（３）ごみの資源化を進めます

①生ごみの資源化を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
生ごみ処理機等の購入補助制度や大型生ごみ処理機の貸与制度などによる生ごみの資源化推進	→重点事業 17（生ごみ処理機の導入促進）P35 参照【３Ｒ推進課】
生ごみのバイオガス*化の調査・研究	・地区連絡会等において、地域住民と協働で安全・安心な施設づくりに向けた検討を進めています。 ・バイオガス化施設を含む熱回収施設等の整備・運営を行う事業者と契約を締結しました。【循環型施設整備課】

②プラスチックの資源化を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
容器包装プラスチックの資源化	・各地区連絡会等において、地域住民と協働で安全・安心な施設づくりに向けた検討を継続しています。 ・地域住民と先進市資源ごみ処理施設を視察し、検討を行っている施設のイメージの共有化を図りました。 ・建設に向けて地権者との調整を進め、法令手続の準備や関連事業との協議等を行いました。【循環型施設整備課】
製品プラスチック等のリサイクル*対象品目拡大の検討	・環境省では製品プラスチックの店頭回収によるリサイクルの実証事業を企業・団体の協力を得て期間を定めて継続しています。その取組み等を注視しています。【３Ｒ推進課】 ・今年度新規資源化ルートの開拓を目指し、数社とヒアリング等を行ってきましたが、受入れ後の処理処分について市の施策と合致しているものではなかったことから、品目の拡大及び新規事業者との契約には至りませんでした。 次年度以降も引き続き検討を進めていきます。【資源循環課】

③生活や社会活動から発生するごみの資源化を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
地域住民主体で運営する地域リサイクル*広場の拡大	・出前講座、イベント、情報紙等を活用して地域リサイクル広場開催のＰＲを行いました。 ・シバヒロと市庁舎でリサイクル広場を開催しました。シバヒロでは回収品目の拡大に向けたモデル回収を行ないました。 ・鶴川２丁目団地で体験リサイクル広場を開催しました。**【３Ｒ推進課】**
搬入廃棄物の分別による再資源化の推進	・9 月から持込みできるごみを粗大ごみのみとしたことから持ち込まれる廃棄物の量は減少しています。引き続き、廃棄物の再資源化に努めていきます。 ・3R 推進課と共同してモデル事業による小型家電の回収及び資源化を行いました。 次年度以降も継続して調査・検討していきます。**【資源循環課】**

（４）ごみの適正な排出・処理を進めます

①ごみ排出ルールの周知徹底等の普及啓発を進め、適正な排出を促します

取り組み項目	2016 年度実施内容
ごみの出し方･分別等の情報を発信するホームページ等の充実	・資源とごみの収集カレンダー」は９月末までに配布を完了しました。また、小川、鶴間の住所整理実施による町名変更や開始時期も広報、ホームページや資源とごみのカレンダーでお知らせしました。 ・2016 年 10 月からシュレッダーした紙を、古紙の資源として出せるように、広報、ホームページや資源とごみのカレンダーでお知らせしました。 ・出し方パンフレットを３月末に作成し、転入者の方にはじめに配布しました。新しい情報や不明瞭な箇所を更新し、ホームページと合わせて解かりやすい内容としています。　**【３Ｒ推進課】**
事業系ごみ搬入物検査機の導入による、ごみの適正排出に関する指導の徹底	・26 者の収集許可業者の訪問指導を行い、目標の２０者は達成することができました。**【資源循環課】**

②適切なごみ収集と運搬の効率化を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
リレーセンターへの大型コンテナ車の導入、収集車両の適正配置によるごみ収集・運搬の効率化	・ごみの中継基地「リレーセンターみなみ」に 2 台のアームロールコンテナ車を配置し、運搬効率を上げています。**【３Ｒ推進課】**
ごみの収集車両として天然ガス車、ハイブリッド車等の導入推進	・ごみ収集車両として２台の天然ガス車が 11 月に納車され、12 月からごみ収集を行っています。**【３Ｒ推進課】**
プラスチックの資源化施設や生ごみ資源化施設などの新しい施設に対応した収集方法の検討	・新たな資源化施設に対応した収集方法の検討を継続しています。**【３Ｒ推進課】**
	・今年度予定していた２回の審議会を開催し、2015 年度の基本計画及びごみ減量アクションプランの進捗点検を実施しました。**【環境政策課】**

③安全で適切なごみ処理を行います

取り組み項目	2016 年度実施内容
ごみの適正処理に関する情報のコールセンターによる案内、配布物等による情報提供	・事業者向けに3R 推進課と合同で適正排出に関する講習会を実施しました。 ・ホームページや広報等による情報提供を行いました。**【資源循環課】**

④焼却灰等の有効利用を継続します

取り組み項目	2016 年度実施内容
清掃工場で発生した焼却灰等のエコセメント化*による資源化	・エコセメント化施設側の受入れ不可となっている期間は民間事業者で資源化を行いましたが、その他の焼却灰はエコセメント化施設で全量資源化を行いました。**【資源循環課】**
下水処理場の汚泥焼却灰、沈砂のセメント原料等としての再資源化	・２０１６年度は、ばいじん、燃えがらの再資源化率*が１００%、汚泥の再資源化率が８５．７%、その他の産業廃棄物の再資源化率が９９．３%という結果となり、目標以上の取り組みができました。**【水再生センター】**

⑤資源化施設のあるべき姿を検討し、施設の整備を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
プラスチック資源化施設や生ごみ資源化施設、焼却施設等の整備	→重点事業 18（資源循環型施設の整備）P35 参照**【循環型施設整備課】**
生ごみのバイオガス*化施設の設置検討	→基本目標３．（３）①　P52 参照**【循環型施設整備課】**

◆基本目標４．良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

（１）大気汚染の防止に努めます

①大気の汚染状況を監視し、市民へ公表します

取り組み項目	2016 年度実施内容
市内の大気環境の把握[常時監視（都）、沿道大気調査（市）]	・主要幹線道路環境調査（大気質）を１２月中旬に８地点で実施しました。 ・ダイオキシン類*等分析調査を年４回（5月、8月、１１月、２月）３地点で実施し、環境基準*の超過はありませんでした。**【環境保全課】**
大気調査結果や大気汚染情報等の収集及び周知・提供	・2015年度の大気調査結果を公表しました。2016 年度の結果は次年度公表予定です。**【環境保全課】**
光化学スモッグ*注意報等発令時の周知	・東京都光化学スモッグ情報メール配信への登録案内の情報提供を各課の協力を得て町田市メール配信サービス（子育て情報、防災情報、学校教育情報）にて行いました。また、注意報や学校情報の発令の際には速やかに関係機関へ情報提供を行いました。**【環境保全課】**

②事業活動での大気汚染物質の発生を抑制します

取り組み項目	2016 年度実施内容
事業者への法令に基づく指導や要請	・大気汚染について、工場等設置時に届出がある場合は、届出内容を確認し、必要に応じて事業者に指導を行いました。違反事業者に対しては、苦情等があった場合に、現地確認し、改善について指導をしました。**【環境保全課】**
野外焼却防止のためのパトロールの実施や広報等による啓発	・苦情のあった際に現地に出動し、禁止及び例外行為に該当する場合は近隣への配慮を行うよう指導しました。また、環境広報紙に野焼きに関する記事を掲載し、防止を啓発しました。**【環境保全課】**

③自動車利用を控え、公共交通利用を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
路線バスの利用環境整備及び地域コミュニティバスの運行	→重点事業 19（路線バスの利用環境整備）P36 参照 →基本目標１．（３）②　P43 参照**【交通事業推進課】**
ノーマイカーデーの設定などによる公共交通利用の推進	→基本目標１．（３）②　P44 参照**【環境・自然共生課】**

④低公害車*の普及促進等を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
電気自動車等の低公害車*普及促進	→基本目標１．（３）③　P44 参照**【環境・自然共生課】**
低公害車の公用車としての導入検討・実施	→基本目標１．（３）③　P44 参照**【管財課】**

⑤自転車利用環境の整備を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
自転車駐車場の設置の指導、自転車等駐車場を整備する事業者に対する補助金の交付	→重点事業 20（自転車利用環境の整備）P36 参照【建設総務課、交通安全課】
公営自転車駐車場の整備	
自転車走行レーンの整備検討	
市職員の近隣移動時等の自転車利用の推進	→基本目標１．（３）④　P44 参照【環境・自然共生課】

（２）良好な水質の確保に努めます

①汚水管の整備と合併処理浄化槽の普及による適正な汚水処理対策を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
市街化区域における汚水管整備の推進	→重点事業 21（下水道未整備箇所の汚水管整備の推進）P37 参照【下水道整備課】
市街化調整区域における合併処理浄化槽の設置促進、設置補助	・合併処理浄化槽への切り替え促進を図るため、１０／１以降実施した浄化槽維持管理の啓発訪問時、市街化調整区域の中で下水道による整備が難しいと判断された地区の浄化槽管理者及びし尿くみ取り世帯に対し、合併処理浄化槽設置事業補助金制度の案内を行いました。【下水道整備課】

②河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
下水処理場における、処理施設の増設による高度処理化の推進	→重点事業 22（下水処理水の水質向上）P37 参照【水再生センター】
下水処理場の既存施設の設備改造、運転管理の工夫による、準高度処理化の推進	

③水質汚濁物質の排出抑制のため、市民・事業者への働きかけを推進します

取り組み項目	2016 年度実施内容
水質汚濁防止法・東京都環境確保条例に基づく、河川等への直接排水を行う事業者への調査や指導の実施	・公共用水域に排水を直接排出する 31 の事業場に対し、立入調査を実施しました。その結果、3 件の基準値超過がありましたので、違反事業者に対し排水の水質改善をするよう指導しました。**【環境保全課】**
下水道法に基づく、下水道に排水を行う事業者への調査や指導の実施	・４月、６月、１１月に延べ７９事業場に対して処理設備の管理状況について、聞き取り調査を行いました。また、5月、7月、８月、１０月、１１月、1 月に延べ４３事業場に対して排水検査（１１０８検体）を実施し、排水基準の超過の有無を確認しました。これらの取り組みのなかで、事業場への速やかな指導や水質管理責任者への徹底した指導を行い、事業場の汚濁物質排出の抑制を図りました。**【水再生センター】**
特定施設未届事業場の発見と、届出の指導の実施	・未届けの特定事業場に該当する恐れのある工場や事業場に関する情報を、環境保全課等の他部署と共有し、同行のもと現地の調査や業者への指導を行いました。**【下水道管理課】**
規定対象外事業者へのグリース阻集器等の管理に関する啓発	・ラード点検箇所への PR 活動の強化月間を設け、点検箇所周辺の飲食店を訪問し、阻集器の適切な維持管理や適正な下水道利用の促進を図りました。（10 月、11 月） ・グリース阻集器設置申請にパンフレットを添付し、適正な管理を指導しました。**【下水道管理課】**
工場・事業場による土壌・地下水汚染の防止のため、土壌汚染状況報告等の受理や指導の実施	・土壌汚染調査が必要になった工場・事業場について事前相談、調査報告書の受理を行いました。また、汚染が確認された場合は、対策措置について指導しました。**【環境保全課】**
土壌や地下水汚染の防止のため、農薬や施肥の適正量の利用及び低減	・東京都エコ農産物認証*取得を推奨するため、エコ農産物認証シールの作成経費を補助する特定農産物生産出荷事業補助金や、市内畜産農家が生産する堆肥の購入経費を補助する堆肥流通促進事業補助金を交付しました。 ・堆肥流通促進事業補助金については、エコ農産物認証やエコファーマー*認定をもつ農業者に対し、補助率を上げて交付しました。**【農業振興課】**
水洗化の普及促進	・2015、2016 年度に供用開始した区域及び供用開始から３年程度経過した箇所への普及訪問を実施しました。**【下水道整備課】**
下水処理場への市民等の施設見学受け入れや、正しい下水道の利用方法の啓発	・鶴見川クリーンセンターでは市民、学校、団体等の年間で 843 名、団体では 11 団体の方が施設見学に訪れました。**【水再生センター】**
	・「下水道の日」（9月５日～１０日）に市庁舎内イベントスペースにて展示を行いました。 ・まちだエコフェスタ（１０月）、恩田川さくらまつり（3月）に参加し、正しい下水道利用に関するＰＲを行いました。**【下水道管理課】**

④市内の主要河川等において、定期的な水質調査を実施します

取り組み項目	2016 年度実施内容
主要河川である鶴見川、境川、恩田川等の生物相調査・河川調査・地下水有機溶剤に関する調査の実施とホームページ等での調査結果の公表	・地下水調査を、9 月と 11 月に実施しました。主要河川である鶴見川、境川、恩田川等は、毎月河川調査を実施し、ホームページ等で調査結果を公開しました。**【環境保全課】**

（３）誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

①有害化学物質*等の適正管理・処理の指導を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
有害化学物質の適正管理・処理の指導	→重点事業 23（有害化学物質の適正管理・処理の指導）P38 参照**【環境保全課】**
東京都環境確保条例に基づく対象事業場からの使用量報告書の届出受理	・適正管理化学物質使用量等報告書は、提出状況１００％を達成しました。**【環境保全課】**
既存建物の解体時におけるアスベスト使用調査・届出・適正処理の指導	・事前相談・届出の受理を行い、適正処理について指導しました。また、建設リサイクル*法に基づく年２回のパトロールのほか、東京都より依頼されたパトロールを実施し、看板の未掲示等不備の際指導しました。**【環境保全課】**
	・建設リサイクル法に基づく届出受理の際に、アスベスト含有の確認、調査・指導を行うとともに、現地にて適正処理の調査・指導を実施しました。**【建設開発審査課】**

②悪臭の発生防止に努めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導	・工場設置認可申請等を受ける際には、あらかじめ悪臭が発生しない作業工程や設備の導入をするよう指導しました（2016 年度は工場 13 件、指定作業場 26 件の申請がありました）。 ・悪臭を発生させてしまった事業所等に対しては、原因を究明したうえで、作業工程を変更するなど再発防止対策を講ずるよう指導しました。**【環境保全課】**
清掃工場における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制*対策の実施	・脱臭装置排出ガス及び敷地境界の臭気を測定しました。 ・脱臭装置の活性炭の詰替えを行いました。**【資源循環課】**
農業者に対する畜舎清掃や畜糞の適正処理方法、施肥の適正な使用方法の周知等、臭気発生抑制の指導	・臭気の発生等に対して東京都（農業振興事務所・南多摩改良普及センター）や、近隣市、環境保全課と連携を密に図り、問題解決へ向けた取り組みを行いました。**【農業振興課】**

③自動車や、事業活動による騒音・振動問題への取り組みを進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
主要幹線道路における自動車騒音調査の実施	・主要幹線道路の自動車騒音測定を１月から２月にかけて４地点で実施しました。 ・騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視・面的評価業務については、現場踏査した８地点のうち７地点について測定・評価を行いました。**【環境保全課】**
事業者に対する騒音規制法・振動規制法等に基づく特定施設の設置、変更に対する指導	・騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設の新設や変更の届出について、開発等事前協議の際等に必要に応じて指導しました。**【環境保全課】**

④航空機騒音の軽減のための取り組みを進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
国及び米軍に対し、NLP*や早朝・夜間・土日祝日の飛行の中止・制限等を要請	・国及び米軍に対し、空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐等を早期かつ着実に実施すること、厚木基地を離発着する航空機の騒音問題の解消等を厚木基地騒音対策協議会で要請しました。 ・米軍に対し、厚木飛行場周辺における「航空機騒音防止対策の推進」について東京都と共同で要請しました。 ※厚木基地騒音対策協議会会員（行政関係） 町田市・神奈川県・横浜市・藤沢市・茅ヶ崎市・相模原市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市**【企画政策課】**
航空機騒音の常時測定[市内５箇所]と、結果の広報及び東京都への資料提供	・毎日測定した航空機騒音データの確認・判定を行い、定期的に広報等に記事を掲載し、市民の方へ情報提供を行いました。 ・８月、２月に市内５ヶ所の測定局の保守点検を行いました。 ・環境保全課内で航空機騒音対応研修を行いました。**【環境保全課】**

⑤その他の問題の対策を考え、安心で快適な環境の実現を図っていきます

取り組み項目	2016 年度実施内容
建築物等を建設する事業者に対する電波障害*の事前調査や対策の指導	・中高層建築物を建築する際の事前協議において、１０mを超える建築物の場合は、テレビ受信障害調査を実施するよう指導し、その報告書を受領しました。また、建築中または建築後に受信障害が発生した場合は、速やかに対応するよう指導しました。**【環境保全課】**
事業者に対する屋外照明、駐車場での車両照明等の配慮など光害*未然防止の指導	・工場等設置届出時及び中高層建築物を建築する際の事前協議、大規模小売店舗立地法に伴う事前協議において、屋外照明や車両の灯火による光害防止対策を講ずるよう指導しました。**【環境保全課】**
調光機能のついた街路灯の設置や街路灯への遮光板の取り付け	・市民からの要望により、光害対策のため、年間１２基の街路灯に遮光板を設置しました。**【道路管理課】**
監視・指導による土砂の不法投棄の防止と早期発見	・土砂の埋立に関する相談を受けた際に、条例に基づいた許可を取得するよう指導を行いました。**【建築開発審査課】**

（４）美しいまち並みづくりを進めます

①地域が主体となった良好な景観づくりを進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
景観づくりの基準となるガイドラインの整備	→重点事業 24（景観ガイドラインの策定）P38 参照【地区街づくり課】
街づくりの検討の場における、環境配慮*の視点での検討の実施	・街づくり団体が街づくりに関する検討を行う際に空き家問題を取り上げるなど、住環境について検討を行いました。【地区街づくり課】

②快適な道路環境づくりを進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
駅における放置自転車対策の実施	・町田駅周辺の午後の撤去活動を開始したほか、７月から土曜日、日曜日の撤去活動を開始し、実効的な撤去・移送を実施しました。年度末で２４３日、のべ６77 回の撤去を実施しました。【交通安全課】
学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発	・小学校 26 校で、自転車の正しい乗り方や交通ルール・マナーを教える自転車教室、中学校 7 校で、スタントマンによる交通事故の再現を通じて事故の怖さを疑似体験させ、安全運転を意識させる自転車教室（スケアード・ストレイト）を実施し、自転車の交通安全教育を行いました。 ・４月と９月に町田ドライヴィングスクールにおいて町田市民交通安全フェスティバルを開催し、例年実施している白バイ隊員による二輪車実技教室に加え、新たな取り組みとして自転車安全運転スタンプラリーを実施したことで、昨年の 140 名を大きく上回る計 322 名の方に参加していただきました。 ・10 月 22 日から 31 日にかけて、放置禁止防止のためのクリーンキャンペーンを警察や町田安全協会等各関係団体の協力を得て実施しました。 ・３月に町田市民ホールにおいて第 20 回町田市民交通安全の集いを開催し、580 名の方に啓発を図りました。【交通安全課】
都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施	・都計道 ３・４・37 号線(鶴間)道路築造事業が完了しました。また、都計道３・4・34(金森)電線共同溝工事が完了しました。【道路整備課】
みちピカ町田の推進	・「みちピカ町田」運動への参加を「広報まちだ」やホームページで呼びかけ、市民や事業所のみなさんに参加していただきました。 ・子どもフェアーのスタンプラリーやエコフェスタでＰＲを行いました。 ・10 月に市内の小学４年生に対し、道路利用マナーの啓発を呼びかけるリーフレットと、ランドセルや自転車に貼り付ける反射式シールを配布しました。【道路管理課】
市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進[アダプト・ア・ロード事業、違反広告物除却員制度]	・2016 度は２団体が登録しました。引き続き、団体の活動内容に応じて園芸の用具の支援等を行っています。活動支援の一環として、１団体を道路功労者表彰に推薦し、表彰を受けました。また、公益社団法人食品容器環境美化協会が行っているアダプト・プログラムの助成制度を案内するなど、活動団体に新たな可能性を提示しました。 ・違反広告物除却員制度については、説明会や更新時期を団体ごとに設定し、活動しやすい環境をつくる工夫をしました。【道路管理課】

中心市街地における総合的な荷さばき駐車対策による、歩行者の安全・快適な歩行空間の確保	・５月から町田市中心市街地活性化協議会と物流施策に関する協議を開始しました。また、物流施策に関する事例収集として、国土交通省との打合せや新宿区へのヒアリングを実施しました。 路上荷さばきスペースの設置について、町田警察と協議中です。 また、１２月に荒川区の荷さばき駐車場に関する荒川区へのヒアリングを実施しました。**【交通事業推進課】**

③ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
統一美化キャンペーンのPR	・広報・ホームページ・ポスターを通じ、美化統一キャンペーン（ごみゼロデー）の PR を行うとともに、５月 30 日に成瀬駅周辺で、散乱ごみの一斉清掃を実施しました。また、５月から６月にかけて、町内会・自治会が実施している美化活動に関してのアンケートを行いました。**【環境保全課】**
美化推進重点区域（あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域）の指定及び運用	・美化推進重点区域・道路等喫煙禁止区域において、マナー向上を呼びかける啓発活動を９回実施しました。**【環境保全課】**
道路等喫煙禁止区域（路上喫煙禁止区域、喫煙スポット）の指定及び運用［美化推進指導員の巡回等］	・路面標示の改修や、パーテーション等の設置による指定喫煙所の改善等、区域内の環境改善に取り組みました。**【環境保全課】**
あき地の所有者への雑草除去指導	・あき地の現地調査を行い、雑草が繁茂している状態のあき地の所有者に対して年２回（春と秋）の除草をするよう、依頼、指導を行いました。また、所有者自身で除草ができない場合は、除草料を納付していただき、委託業者による除草を行いました。**【環境保全課】**
不法投棄監視カメラの設置及び、土地所有者等との協働による再発防止対策の検討	・定期パトロールを週２回、１年を通して実施しました。また、夜間パトロールを年４回（7月、10 月、12 月、3 月）実施しました。 ・不法防止対策は、啓発看板の貸出しをはじめとした再発防止策を提案することで、民有地等の防止対策を講じました。また、監視カメラを移設し有効的に活用しています。**【３Ｒ推進課】**

◆基本目標５ 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

（１）次世代を担う子どもの学習環境を進めます

①学校における環境教育*の充実を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
各教科等における指導、環境学習*、農業体験、自然体験の実施	・小中一貫町田っ子カリキュラムの「食育」に位置付けられた農業体験教育を、地域の農家や保護者の協力を得ながら実施しました。具体的には、田や畑を耕し、米や野菜を育てて食べるなどの体験活動を通して、児童の食文化や健康について理解を深めました。 ・地域や保護者の協力を得ながら、緑化運動や林業体験、学校周辺の森や川、そこに住む生き物の観察、清掃活動等を実施し、生物と環境との関わりを学習しました。 ・川上村移動教室において、牧場での牧草刈りや乳絞り体験、農協でのレタスの収穫体験等を実施しました。**【指導課】**
出前講座を活用した環境教育の実施	・新たに「おなかをこわしたごみしゅうしゅうしゃくん」というテーマの紙芝居を作成し子供たちに分別の大切さを伝えました。 ・小学校ではリニューアルした DVD でより充実したごみ減量啓発を行いました。また、全学年対象に雑がみ袋を配付しました。 ・新規事業として中学校、学童保育クラブで出前講座を行いました。学童保育クラブではダンボールコンポストの普及促進をして、実際に２か所で使ってもらいました。 ・保護者向けのチラシの作成や保育園・学校等へのアンケートを新たに始めアンケートでは平均９７点の高評価となりました。 ・幼稚園保育園で 57 回、小学校で 34 回、学童保育クラブ４回、中学校１回実施しました。**【３Ｒ推進課】**

②子どもの環境学習・体験学習を進めます

取り組み項目	2016 年度実施内容
こどもエコクラブ*の設立促進と活動の継続支援	・こどもエコクラブ事務局の広報支援をしたほか、各クラブへ生きもの調査等の通知を発送しました。**【環境・自然共生課】**
子ども向け環境講座のプログラムの策定・実施	→重点事業 25（子どもへの環境学習の推進）P39 参照**【環境・自然共生課】**

③環境教育情報の収集・提供を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
出前講座や大学が提供する環境教育の取り組み等、既存の環境教育プログラム情報の収集、提供	・年間を通じ、燃料電池自動車の展示イベントなどの機会に、環境に関する各種取り組み等の情報を提供しました。**【環境・自然共生課】**

（２）市民・事業者の環境学習*・保全活動を推進します

①市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
環境に関する学習機会の提供	・　７月８日・９日、消費生活展「くらしフェア」を開催しました。省エネやごみ減量、食品ロスなど、環境に関するテーマが取り入れられていました。 ・　８月１９日、玉川大学学生環境保全委員会と協働で、子ども環境講座「わくわく地球防衛隊」を開催しました。 ・　１月２０日学習会「プラスチックのリサイクル*を学ぶ」を開催しました。 ・　環境をテーマに、玉ねぎの皮で染めるランチョンマットや新聞紙で作るペーパーバッグ、資源ごみを利用した防災グッズ作製など、各種講座を開催しました。**【市民協働推進課】**
	・まちだ市民大学ＨＡＴＳの前期講座「まちだｄｅエコ・ツアー」を5/7（土）～7/30（土）までの期間に、全 11 回実施しました。環境資源部や下水道部の職員にも協力いただき、行政や市民団体の環境への取り組みを講義しました。 ・まちだ市民大学ＨＡＴＳの後期講座「まちだｄｅエコライフ」を9/17（土）～12/17（土）までの期間に、全 11 回実施しました。町田エコフェスタや鶴見川流域センターへの見学等を実施し、体験型の学習を通して、より身近に環境問題を考えてもらうよう努めました。座学による講義の後に実際に現地に出かけ、体験実習する形態とし、受講生がより理解を深める効果がありました。**【生涯学習センター】**
	・環境月間イベントでパネル展示により、地球温暖化*やエコドライブ*、生物多様性*への理解を促しました。 ・燃料電池自動車納車式と並行し、8/22 から 8/26 まで水素エネルギーに関する普及啓発イベントを行い、地球温暖化防止につながる未来のエネルギーを学ぶ機会を提供しました。**【環境・自然共生課】**
環境マップの作成などによる市内の環境保全に関する情報の集約・発信	→重点事業 26（市民協働による環境マップの作成）P39 参照**【環境・自然共生課】**
ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの開催を通じた啓発	・環境省「ライトダウンキャンペーン 2016」や伝統的七夕ライトダウン推進委員会「伝統的七夕ライトダウン 2016」にあわせ、市職員及び消灯実施施設利用者に対し、節電意識の向上を図りました。 ・相模原市と連携し、各団体の協力を得ながら、今年度で５回目となるライトダウン「まちだ・さがみはら絆・創・光」を実施しました。 ・ライトダウンの一環として、図書館と連携し、地球温暖化特集や映画会を実施したほか、各地域図書館で行われるお話し会の後に紙芝居を実施し、子どもたちが節電を意識するきっかけなるような機会を提供しました。 ・ライトダウンの一環として、ライトダウン当日、節電や光害*の講演、星空観望会を実施し、地球温暖化について考える機会を提供しました。 ・光害が自然・生きものに与える影響に関する講演会を開催し、過剰な照明について知り、考える機会を提供することができました。**【環境・自然共生課】**

普及啓発の内容に関する、市民との検討の実施 市民や事業者に向けたフォーラムやワークショップの開催	・12 月「まちカフェ！」で、町田市の「景観」の普及啓発を目的に、市民サポーターと協力して展示パネルによる紹介・ＰＲを行いました。約２００名の市民にご来場いただきました。 ・3 月に景観づくり市民サポーター活動報告会を生涯学習センターで開催し、サポーターの方々から３年間の活動についてお話をしてもらいました。約６０名の市民にご来場いただき、「市民協働から専門的な内容まで学習することができ、とても勉強になった」とのご意見もいただきました。会場にて配布した活動報告書についても、多くの市民にご好評いただきました。**【地区街づくり課】**

②事業者の環境配慮*への取り組みや環境保全活動を支援します

取り組み項目	2016 年度実施内容
環境に配慮した事業活動の促進のための、中小企業を対象とした環境改善資金の融資	→基本目標１．（２）③　P43 参照**【産業観光課】**
中小企業環境改善関連事業の実施	→基本目標１．（２）③　P43 参照**【産業観光課】**
事業者の環境保全活動の支援	・こどもエコクラブ*事務局の広報支援をしたほか、各クラブへ生きもの調査等の通知を発送しました.。 ・環境問題に対する思いをあらわしたポスター作品を募集し、小学校４０５点、中学校３２７点の応募がありました。応募作品を展示した『地球環境保全ポスター展』を９月２３日からリサイクル*文化センターで実施しました。また、小学生 33 点、中学生 28 点を表彰し、市庁舎内市民協働おうえんルームにて展示を行いました。 ・エコ宣言参加事業者の環境配慮活動のＰＲの場として町田エコフェスタに出展し、市民に活動のＰＲを行いました。また、エコ宣言参加事業者にも募集により 4 事業者が出展し、直接市民に PR しました。 ・エコ宣言参加事業者の活動 PR ポスターを庁内掲示板に掲示し、市民に PR しました。**【環境・自然共生課】**
	・エコアクション 21※について、プログラムへの近年の参加事業者が少ないことやガイドラインが改訂中であることから、地域事務局と協議の上、2016 年度は事業者向けの説明会等は不開催としました。ガイドラインの改定案を確認し、事業者への支援のありかたを検討しました。**【環境政策課】**
里山*における事業者の環境保全活動の場を提供する仕組みづくり	・市・事業者・ＮＰＯの３者により締結した協定（鶴見川源流域環境再生協働事業に関する協定）に基づき、企業の公募によって集まった参加者を対象に、現地において植樹や下草刈などの取り組みを実施します。**【北部丘陵整備課】**

③　環境に配慮した事業者を認定する制度をつくります

→重点事業 27（まちだエコ宣言制度の推進）P40 参照

（３）環境学習*・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

①環境に関する情報を積極的に発信します

取り組み項目	2016 年度実施内容
環境に関する情報の発信［広報紙等］	・環境広報紙「ＥＣＯまちだ」を４回発行しました。 ・５月 30 日から６月３日の５日間、市庁舎１階のイベントスタジオにて環境月間イベントを実施し、延べ 538 名の来場者の方に市の環境に関する取り組み等をＰＲしました。 ・12 月に、活動報告とデータ集の 2 冊からなる「町田市環境白書*2016」を発行しました。また、ホームページでも情報を公開しました。**【環境政策課】**
	・町田市ホームページやエコまちだ、各イベントなどを通じて、省エネナビやエコワットの活用など、節電にかかる情報提供を実施しました。**【環境・自然共生課】**
市のイベントにおける環境配慮*の取り組み推進	・緑のカーテン*事業での苗配布や環境学習などイベント時に、車での来場を控えるようご案内しました**【環境・自然共生課】**
環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置	・市立図書館において、環境に関する出版物の収集に努めています。2016 年度受入合計は 166 冊で、2016 年度末の合計は 5,330 冊となりました。 ・鶴川駅前図書館は、里山*や身近な自然に関する資料をまとめた書架「みどりのコーナー」を、中央図書館では、児童コーナーに「小さな自然」と題したコーナーを設置して常設しています。**【図書館】**
町田市の環境の状況・取り組み等の白書・ホームページ等での公表	・町田市の 2015 年度の環境の状況や取り組み等をまとめ、「町田市環境白書 2016」を発行しました。また、ホームページでも情報を公開しました。**【環境政策課】**
	・2015 年度の環境調査結果について、環境調査事業概要としてまとめ、ホームページに掲載しました。 ・航空機騒音について、市が測定したデータ及び東京都が 2015 年度に測定したデータについて、随時広報やホームページに掲載しました。**【環境保全課】**

②市民・事業者の環境保全活動の情報の共有化を図ります

→重点事業 28（環境情報・活動についてのホームページの立ち上げ）P40 参照

③大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

取り組み項目	2016 年度実施内容
相模原・町田大学地域コンソーシアムや各大学と環境学習に関する取り組みを連携・協働して行うための仕組みづくり	・「さがまちカレッジ」で、学習講座「収穫を楽しもう！みどりのカーテン講習会 」、「PM2.5 の健康リスク～何が心配か」を開催しました。**【生涯学習センター】**

④環境保全活動の担い手の育成、人材の活用を図ります

取り組み項目	2016 年度実施内容
環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討	・市民が普段の生活の中で、無理なく地球温暖化*対策を取り組むことができる 10 項目の行動「わたしのエコ宣言」の運用を開始し、10 月 2 日に開催されたエコフェスタで多くの市民にエコ宣言していただきました。また、環境・自然共生課が主催する水素エネルギー啓発イベントや市民が集まる会合などでも呼びかけ、エコ宣言していただきました。 ・市民団体「緑のカーテン*プロジェクト・２０１６」と協働で、種から育てたゴーヤの苗を配布するなどの活動を支援しました。 ・セミの鳴き声調査を実施し、200 人を超える参加者が集まりました。 ・生物多様性*情報拠点機能として、市ホームページ上に「町田の生物多様性のページ」を公開し、団体の活動情報を掲載しました。 ・「町田生きもの共生フォーラム」を開催し、生物に関心のある市民や団体の情報共有・交流の場を提供しました。**【環境・自然共生課】**
	・環境副読本を使用した*を推進するため 10 月のエコフェスタで、副読本に関する取り組みとして、様々な模様の「てんとう虫探し」イベントを行いました。また、学校現場での副読本活用に係るアンケートを行い、活用実績を確認しました。**【環境政策課】**

５．町田市環境マネジメントシステムの概要

「町田市環境マネジメントシステム」は環境目標に向けた事業や活動、施策について、評価を行うシステムです。毎年内部監査や外部評価によって、実績を評価し効率的な運用を図ります。また、年に１回、市長総括を行い、必要に応じてシステム全体の見直しを実施します。

以下にマネジメントシステムの運用状況について報告します。なお、本章は、既存刊行資料を掲載しているため、用語の解説は各ページ内を参照ください。

5.1．２０１６年度実績報告書

Ⅰ．２０１６年度町田市環境マネジメントシステムの運用状況について

１．町田市環境マネジメントシステムの対象とする活動

「町田市環境配慮行動計画」に基づき設定された年度目標達成のためのエコオフィス活動及び施設管理計画に基づく温室効果ガス削減の取組み※

※　前年度まで対象としていたアクションプランに基づく環境施策は、環境審議会による進捗管理に移管しました

２．対象となる運用期間

２０１６年４月～２０１７年３月

３．対象範囲

市の全施設（指定管理施設を含む）、市の全職員とする

４．運用状況

（１）研修の実施

①集合研修

４/２２、４/２６、５/１１の３日間で、新任の管理職及び環境推進員を対象に町田市環境マネジメントシステム研修を実施し、合計２２７名の出席がありました。

表１　研修の実施状況

	対象者	出席	欠席	出席率 ※（　）は２０１５年度
管理職	２４名	２１名	３名	８７．５％（９４％）
推進員（学校）	６０名	４７名	１３名	７８．３％（８２％）
推進員（学校以外）	１８２名	１５９名	２２名	８７．８％（９６％）
合計	２６５名	２２７名	３８名	８５．６％（９３％）

②ｅ－ラーニング研修

全職員を対象とした e-ラーニング研修を実施しました（実施率※：学校８７％、学校以外９８％）。

設問は、環境問題や町田市役所の目標や実績、市職員が取り組むべき活動等、特に職員に周知が必要な事項を中心とし、毎年、内容を変えています。

※ ２０１６年度より実施率の集計をしています。

（２）内部環境監査

２０１６年5月１６日（月）から5月２７日（金）にかけて過去の内部環境監査（２０１２、２０１３、２０１４、２０１５年度）において、監査対象となっていない課・施設からランダムに２０部署を環境管理責任者が選定し、定期内部環境監査を実施しました。この監査において不適合または改善事項と判定された事項を有する１５部署に対しては２０１６年１０月２４日（月）～１１月７日（月）にフォローアップ内部環境監査を実施しました。

詳細は「５．２．内部環境監査結果報告書」のとおりです。

（３）外部評価

２０１６年度の活動に対する評価として、２０１７年6月から8月にかけて計３回、市民や事業者、学識経験者計１１名で構成された外部評価委員会による環境マネジメントシステム外部評価が実施されました。

評価は温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、廃棄物排出量等の環境パフォーマンスおよび各職場におけるエコオフィス活動、内部環境監査結果等の活動状況に対して実施されました。

詳細は「５．３．２０１７年度町田市環境マネジメントシステム外部評価報告書」のとおりです。

Ⅱ．２０１６年度町田市環境マネジメントシステムの実績について

２０１６年度の町田市環境マネジメントシステムについて、以下の４つの活動テーマを実績に基づいて５段階で評価しました（下表参照）。

「町田市環境配慮行動計画（第３次）」の実績（市役所の環境活動）として

（１）【温室効果ガス（省エネ）】・・・・・・・・・・・・評価点５
（２）【資源（廃棄物・紙）】　・・・・・・・・・・・・・評価点１
（３）【グリーン購入達成率】　・・・・・・・・・・・・・評価点５
（４）【エコオフィス活動】　・・・・・・・・・・・・・評価点５

この実績評価および前年度比較をしたのが下のグラフ（図１）です。

省エネ活動による温室効果ガス削減は、高い成果を挙げることができ、２０１５年度よりも２ポイント向上しています。また、「エコオフィス活動」および「グリーン購入」は、２０１５年度に引き続き徹底（評価点５）されています。しかしながら、紙の使用量が大幅に増加し、２０１５年度との比較でも２ポイント低下しました。

それぞれの実績の詳細は、次ページ以降に記載します。

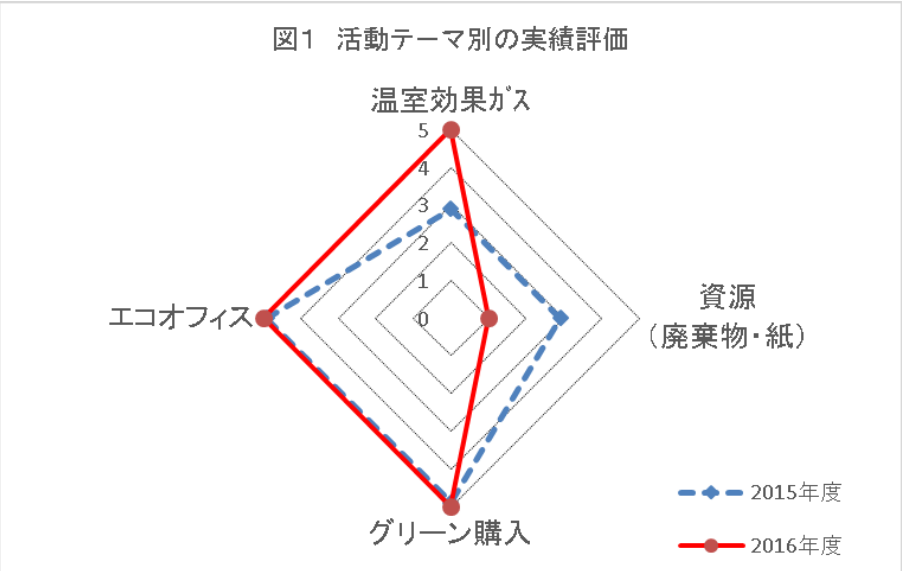

	評価基準						評価結果			
							2015年度		2016年度	
	評価対象	5	4	3	2	1	実績	評価	実績	評価
温室効果ｶﾞｽ	2010年比 増減率	−10%以上	−5%以上 −10%未満	±0%以上 −5%未満	±0%超 +5%未満	+5%以上	−2.2%	3	−10.6%	5
資源 （廃棄物・紙）	2010年比 増減率	−10%以上	−5%以上 −10%未満	±0%以上 −5%未満	±0%超 +5%未満	+5%以上	−1.6%	3	+6.4%	1
グリーン購入	購入率	95%以上	95%未満 90%以上	90%未満 85%以上	85%未満 80%以上	80%未満	97.2%	5	96.7%	5
エコオフィス	活動別評価 の平均	評価A	評価B	評価C	評価D	評価E	A	5	A	5

町田市環境配慮行動計画の実績（市役所の環境活動）

（１）温室効果ガス・エネルギー　評価点：５

①　温室効果ガス総排出量

「町田市第３次環境配慮行動計画」（以下、「第３次行動計画」という）では、市の事務事業活動において使用する電気および燃料（灯油等および都市ガス等）、一般廃棄物焼却や下水処理に伴って排出される温室効果ガス総排出量を２０１０年度比で１３．４％削減することを目標に掲げていました。

２０１６年度の温室効果ガス排出量は８４，１０８t-CO_2で、２０１０年度と比較して約１０．６％減少したものの、目標達成には至りませんでした。

図2　温室効果ガス総排出量

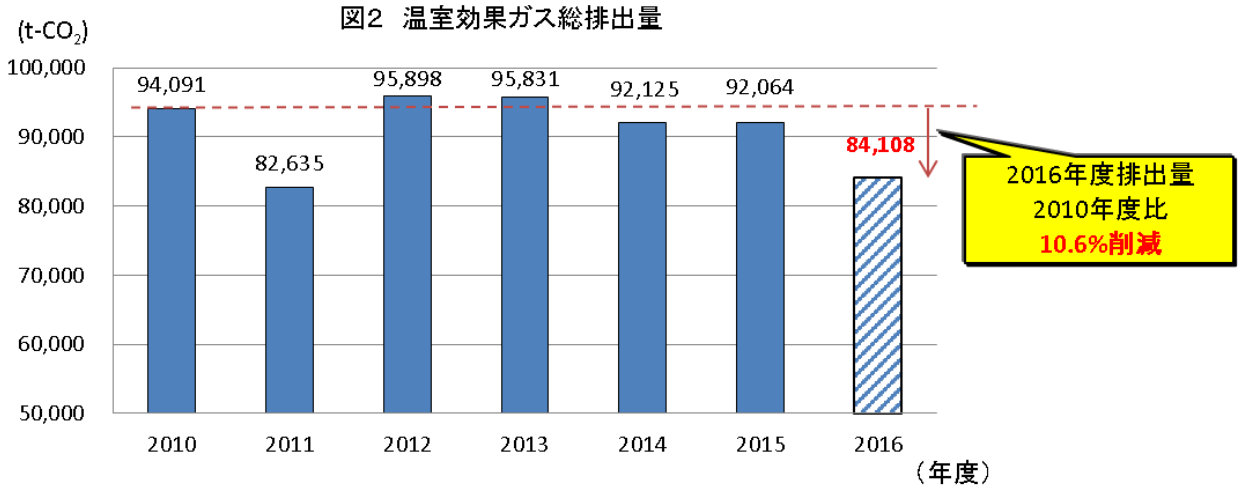

参考

＜町田市第４次環境配慮行動計画（第４次行動計画）について＞

第３次行動計画では、市職員の事務事業活動に伴う電力や燃料等のエネルギーを起源とする温室効果ガスと市域全体の一般廃棄物焼却や下水処理を起源とする温室効果ガス（非エネルギー起源）を合わせた削減目標としていたため、取組み状況と成果である温室効果ガス削減量が必ずしも連動せず、評価が困難になっていました。第４次計画では、エネルギー起源と非エネルギー起源を分けて考えています。

さらに、市役所が使用するエネルギーの大半を占める電力を起源とする温室効果ガスは、排出係数（電力使用量から温室効果ガスを算定する際に用いる値）の変動が大きく、やはり取組みの成果の評価を難しくしていたため、活動目標として部局ごとにエネルギー使用量の削減目標を設定しています。

【第４次行動計画の概要】

全体目標

エネルギー起源の温室効果ガス排出量について、 ２０２１年度の排出量を２０１５年度比で６％以上削減することを目指します。

活動目標（部局ごとのエネルギー使用量の削減目標）

財務部	▲8%	保健所	▲6%	下水道部	▲3%
市民部	▲7%	子ども生活部	▲5%	学校教育部（小中学校）	▲7%
防災安全部	▲2%	経済観光部	▲7%	学校教育部（その他）	▲7%
文化スポーツ振興部	▲8%	環境資源部	▲9%	生涯学習部	▲6%
地域福祉部	▲5%	道路部	▲3%	市民病院	▲9%
いきいき生活部	▲4%	都市づくり部	▲6%		

ア．エネルギー起源別温室効果ガス排出量

非エネルギー起源である市域全体の廃プラスチック類の焼却及び下水処理場に起因するケーキ焼却量（“その他”に分類。注記参照）が大幅に減少しました。

電気使用に伴う温室効果ガス排出量は、前年度よりも約１％減少しましたが、２０１０年度比では１１．８％増加しています。これは、経済産業省及び環境省が枚年度公表する排出係数（温室効果ガス排出量を算出する際に用いる係数）を使用したためであり、電気使用量自体は減少しています（「②ア．電気使用量」を参照して下さい）。なお、市の施設の約１６％は新電力会社（PPS）を導入し、その使用量も全体の約１６％を占めています。PPS を導入したことにより、温室効果ガスは約７８０t-CO_2、約２．６％の削減効果がありました。

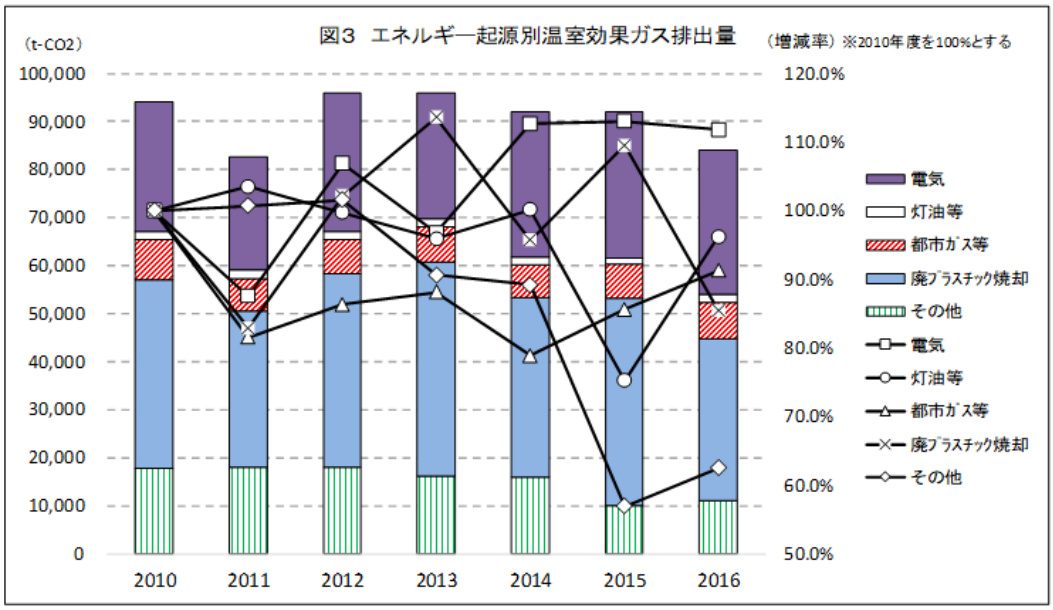

【エネルギー起源別温室効果ガス排出量データ】

【温室効果ガス排出量（単位：t-CO2）】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
電気	26,951	23,589	28,798	26,075	30,374	30,463	30,134
灯油等	1,621	1,678	1,616	1,554	1,623	1,219	1,560
都市ｶﾞｽ等	8,435	6,876	7,282	7,430	6,654	7,219	7,699
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ焼却	39,298	32,581	40,140	44,653	37,607	43,047	33,596
その他	17,786	17,911	18,062	16,119	15,867	10,116	11,119
合計	94,091	82,635	95,898	95,831	92,125	92,064	84,108

【2010年度を100とした時の増減比】

項目	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
電気	100.0%	87.5%	106.9%	96.8%	112.7%	113.0%	111.8%
灯油等	100.0%	103.5%	99.7%	95.9%	100.1%	75.2%	96.2%
都市ｶﾞｽ等	100.0%	81.5%	86.3%	88.1%	78.9%	85.6%	91.3%
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ焼却	100.0%	82.9%	102.1%	113.6%	95.7%	109.5%	85.5%
その他	100.0%	100.7%	101.5%	90.6%	89.2%	56.9%	62.5%
合計	100.0%	87.8%	101.9%	101.8%	97.9%	97.8%	89.4%

2016年度エネルギー起源別
温室効果ガス排出量割合

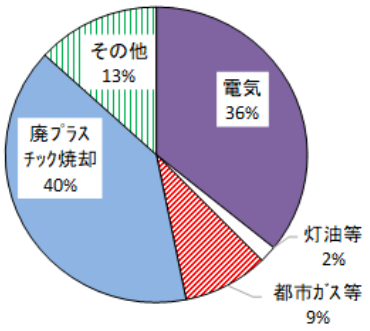

参考：各年度の電力の排出係数（東京電力の場合）

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
0.000375	0.000375	0.000464	0.000406	0.000521	0.000496	0.000491

注）その他：連続焼却式※1 、ケーキ焼却量※2 、ＨＦＣ※3

※１．連続焼却式：ごみの送入、燃焼、搬出などを連続的に処理できるごみ焼却施設の方式。操作は大半が自動化されており大量のごみをほぼ完全燃焼することができる。

※２．ケーキ焼却量：下水処理場で粘土や汚泥を脱水した後に残る固形の物質の焼却量。

※３．ＨＦＣ：空調などの冷媒ガスとして使用されている化学物質の総称。強い温室効果をもたらす。

イ．部門別温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量を部門別に２０１０年度と比較してみると、リサイクル文化センターが１４．７％、下水処理場が１６．６％減少、市民病院が１３．８％それぞれ減少しています。下水処理場では、２０１５年度に焼却炉１基を更新し、これにより温室効果ガスである一酸化二窒素の排出量が削減されました。

一方、主要排出部署以外（市庁舎、その他）は０．６％、小中学校は１３．２％増加しています。この増加は、前述した排出係数の影響に加え、小中学校では２０１３年度までに普通教室へ、２０１６年度からは特別教室へ空調設備を導入したため、他部署に比較して電気使用量の削減が進まなかったことによります。

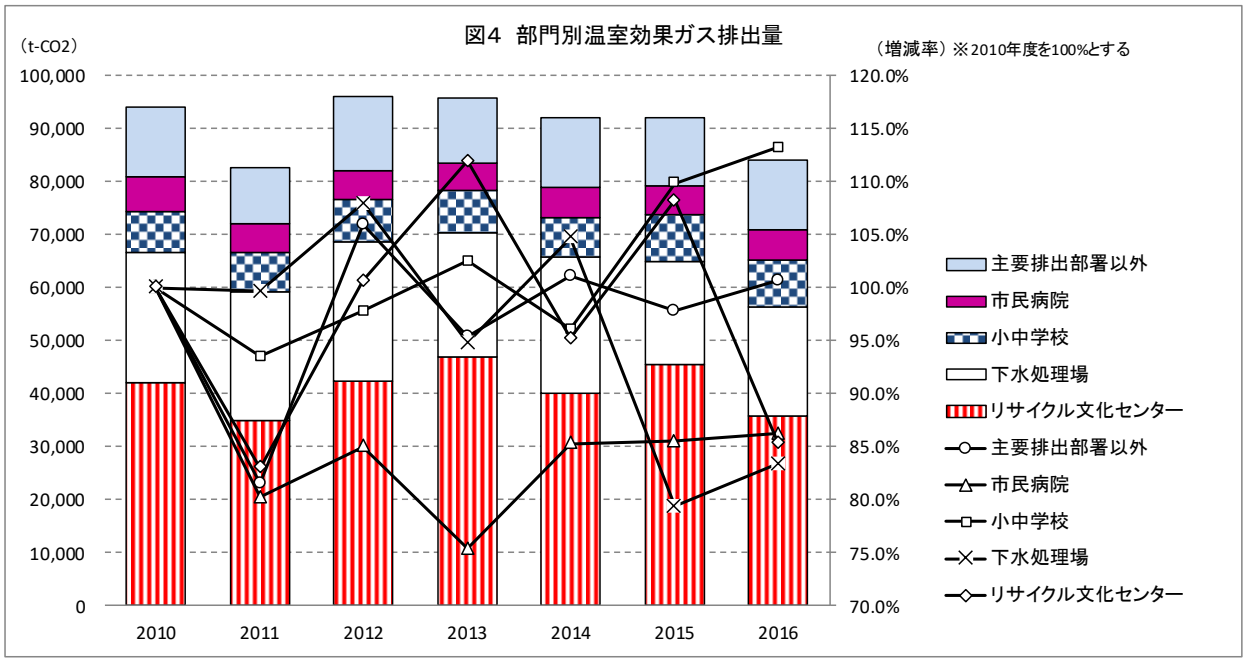

【部門別温室効果ガス排出量（単位；t-CO2）】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	41,996	34,866	42,251	47,016	40,003	45,460	35,830
下水処理場	24,474	24,381	26,404	23,213	25,630	19,433	20,418
小中学校	7,971	7,449	7,793	8,172	7,661	8,756	9,027
市民病院	6,526	5,235	5,548	4,918	5,567	5,584	5,626
主要排出部署以外	13,124	10,704	13,901	12,512	13,264	12,831	13,207
合計	94,091	82,635	95,898	95,831	92,125	92,064	84,108

【2010年度を100とした時の増減比】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	100.0%	83.0%	100.6%	112.0%	95.3%	108.2%	85.3%
下水処理場	100.0%	99.6%	107.9%	94.9%	104.7%	79.4%	83.4%
小中学校	100.0%	93.5%	97.8%	102.5%	96.1%	109.8%	113.2%
市民病院	100.0%	80.2%	85.0%	75.4%	85.3%	85.6%	86.2%
主要排出部署以外	100.0%	81.6%	105.9%	95.3%	101.1%	97.8%	100.6%
合計	100.0%	87.8%	101.9%	101.8%	97.9%	97.8%	89.4%

2016年度部門別温室効果ガス排出量割合

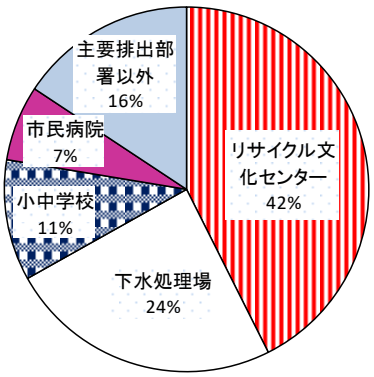

温室効果ガス排出量順位（t-CO2）

順位	施設名	排出量	排出割合	昨年度	昨年度比
1	町田リサイクル文化センター	35,830	43%	45,460	79%
2	成瀬クリーンセンター	13,730	16%	12,894	106%
3	鶴見川クリーンセンター	6,689	8%	6,421	104%
4	町田市民病院	5,600	7%	5,584	100%
5	総合体育館	1,443	2%	1,380	105%

②　エネルギー使用量

ア．電気使用量

２０１６年度の電気使用量は、２０１０年度比９．４%減少しましたが、前年度からは１．２%増加しました。小中学校においては、前年度から７．９％、また主要排出部署以外では２．９％の増加がありました。主要排出部署以外の増加は、２０１５年度に改修による閉館期間があったコミュニティセンターや、新たな子どもセンター等の施設が開館したことによります。この影響は、都市ガス等使用量および灯油等使用量においても確認されています。

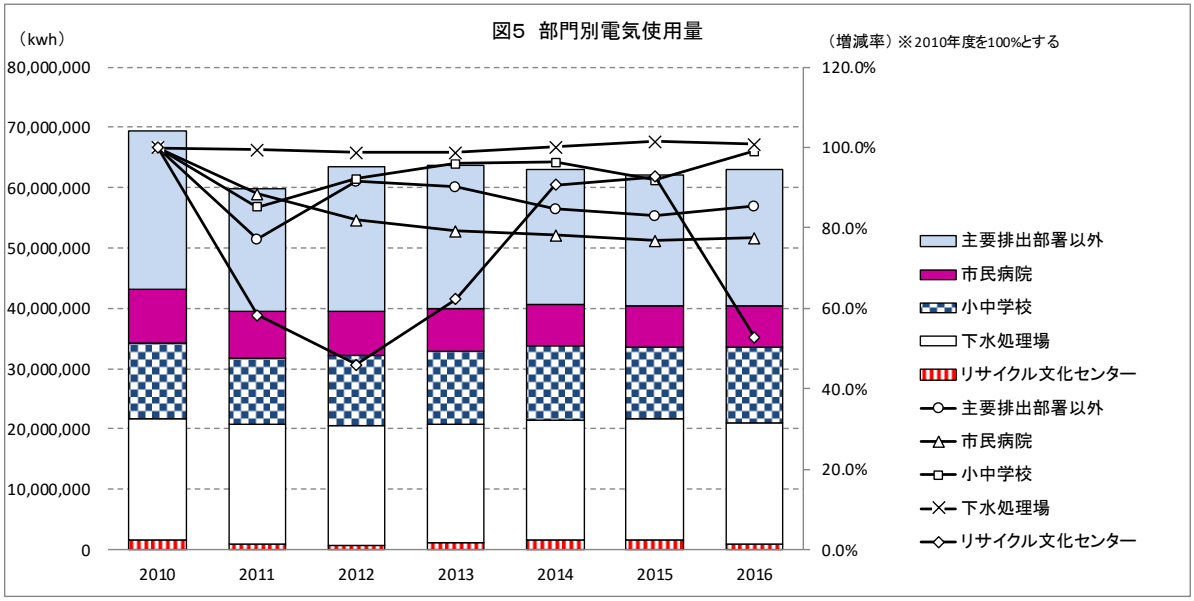

【部門別電気使用量（単位；kwh）】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	1,684,767	981,467	775,358	1,049,267	1,528,500	1,563,298	890,704
下水処理場	19,920,291	19,788,000	19,679,791	19,664,276	19,967,034	20,236,443	20,099,213
小中学校	12,755,868	10,873,639	11,755,386	12,259,482	12,308,154	11,725,031	12,651,346
市民病院	8,878,569	7,864,281	7,288,587	7,034,526	6,940,236	6,832,902	6,884,526
主要排出部署以外	26,272,104	20,279,014	24,091,632	23,683,945	22,248,654	21,816,618	22,441,786
合計	69,511,599	59,786,401	63,590,754	63,691,496	62,992,578	62,174,292	62,967,575

【2010年度を100とした時の増減比】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	100.0%	58.3%	46.0%	62.3%	90.7%	92.8%	52.9%
下水処理場	100.0%	99.3%	98.8%	98.7%	100.2%	101.6%	100.9%
小中学校	100.0%	85.2%	92.2%	96.1%	96.5%	91.9%	99.2%
市民病院	100.0%	88.6%	82.1%	79.2%	78.2%	77.0%	77.5%
主要排出部署以外	100.0%	77.2%	91.7%	90.1%	84.7%	83.0%	85.4%
合計	100.0%	86.0%	91.5%	91.6%	90.6%	89.4%	90.6%

電気による温室効果ガス排出量順位（t-CO2）

順位	施設名	排出量	排出割合	昨年度	昨年度比
1	成瀬クリーンセンター	6,402	21%	6,258	102%
2	鶴見川クリーンセンター	3,467	11%	3,662	95%
3	町田市民病院	3,355	11%	3,389	99%
4	市庁舎	1,313	4%	1,296	101%
5	総合体育館	982	3%	941	104%

2016年度部門別電気使用量割合

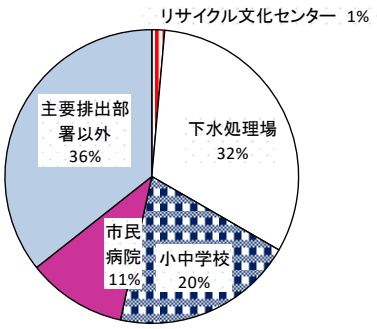

イ．灯油等使用量（ガソリン、灯油、軽油、A 重油※4）

灯油等使用量は、全体で２０１０年度比０．４%、前年度比では１２．４%増加しました。前年度比で大きな増加のあった下水処理場では、２０１５年度は焼却炉更新のため運転停止期間があり灯油使用量が少なく、２０１６年度に通常運転に戻ったため灯油使用量が増加しました。なお、炉の更新により処理の一部が灯油から都市ガス使用に変更となったため、工事前の２０１４年度比では減少しています。

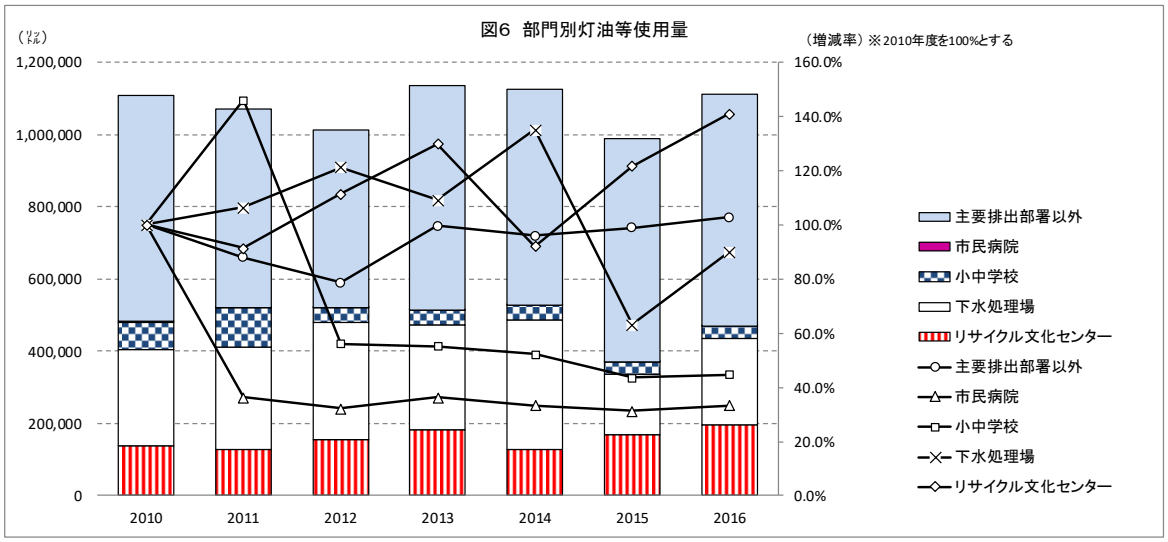

【部門別灯油等使用量（単位；ﾘｯﾄﾙ）】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	139,510	127,478	155,416	181,127	128,360	169,723	196,750
下水処理場	266,112	283,089	322,640	290,365	359,767	167,838	239,410
小中学校	74,577	108,915	41,777	41,136	38,947	32,515	33,320
市民病院	3,037	1,106	975	1,101	1,013	952	1,013
主要排出部署以外	623,956	548,781	490,682	621,248	598,661	617,893	641,624
合計	1,107,192	1,069,368	1,011,490	1,134,977	1,126,748	988,920	1,112,117

【2010年度を100とした時の増減比】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	100.0%	91.4%	111.4%	129.8%	92.0%	121.7%	141.0%
下水処理場	100.0%	106.4%	121.2%	109.1%	135.2%	63.1%	90.0%
小中学校	100.0%	146.0%	56.0%	55.2%	52.2%	43.6%	44.7%
市民病院	100.0%	36.4%	32.1%	36.3%	33.4%	31.3%	33.4%
主要排出部署以外	100.0%	88.0%	78.6%	99.6%	95.9%	99.0%	102.8%
合計	100.0%	96.6%	91.4%	102.5%	101.8%	89.3%	100.4%

2016年度部門別灯油等使用量割合

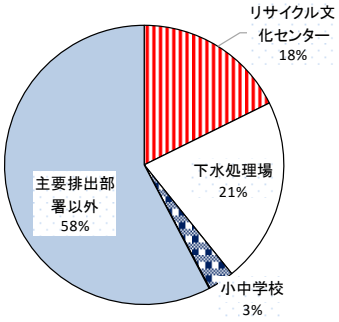

灯油等による温室効果ガス排出量順位（t-CO2）

順位	施設名	排出量	排出割合	昨年度	昨年度比
1	町田市自然休暇村	364	23%	288	126%
2	町田リサイクル文化センター	300	19%	221	136%
3	成瀬クリーンセンター	299	19%	144	207%
4	鶴見川クリーンセンター	298	19%	274	109%
5	大地沢青少年センター	120	8%	123	97%

※４．　Ａ重油：軽油の一種。主に下水処理場で、発電機のエンジンの燃料として使用している。

ウ．都市ガス等使用量（都市ガス、液化石油ガス、天然ガス）

都市ガス等の使用量は、２０１０年度比１４．４%減少しましたが、前年比では７．６%増加しています。最も使用量の多い小中学校の都市ガス等の使用量が１２．２%増加したことが大きな要因となっています。中でも町田第一中学校、南中学校において大幅な増加がありました。両校とも２０１５年度に工事を行い、２０１６年度に通常の使用に戻ったため、２０１５年度比では使用量が増加しました。

また、下水処理場では２０１５年度に焼却炉１基を更新し、燃料を灯油から都市ガスに変更したため、基準年度と比較して５．５倍の増加となっています。

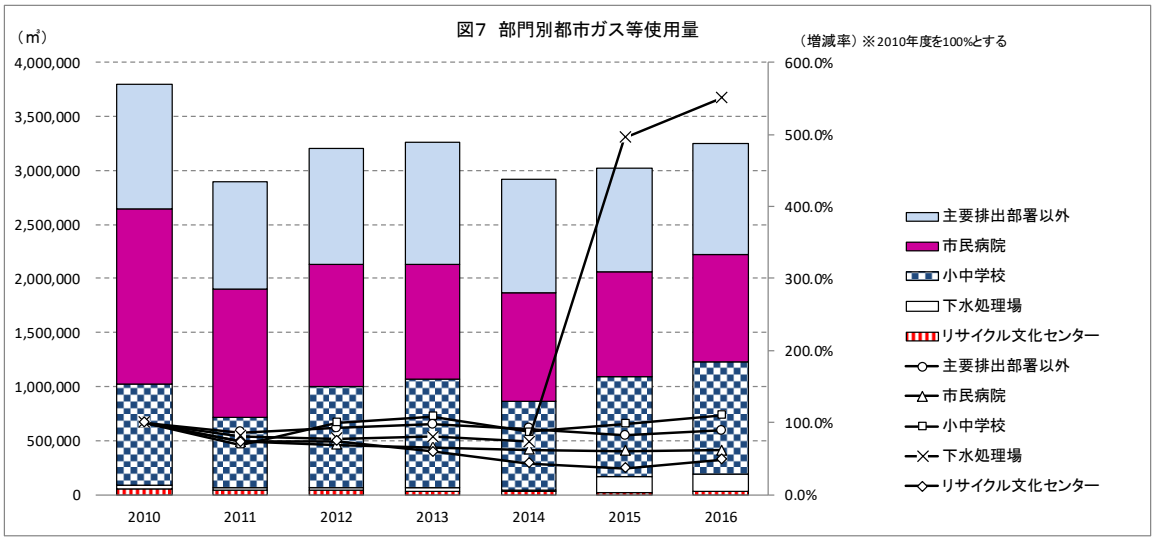

【部門別都市ガス等使用量（単位：㎥）】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	58,518	43,213	43,300	35,210	25,564	21,463	28,412
下水処理場	29,701	24,015	23,110	23,787	21,821	147,156	163,560
小中学校	935,474	643,323	938,748	1,012,754	813,594	920,084	1,032,863
市民病院	1,616,872	1,187,650	1,125,600	1,061,133	1,004,261	978,286	1,000,621
主要排出部署以外	1,157,819	1,000,215	1,073,365	1,125,812	1,055,079	954,112	1,025,688
合計	3,798,384	2,898,416	3,204,124	3,258,697	2,920,318	3,021,102	3,251,144

【2010年度を100とした時の増減比】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
リサイクル文化センター	100.0%	73.8%	74.0%	60.2%	43.7%	36.7%	48.6%
下水処理場	100.0%	80.9%	77.8%	80.1%	73.5%	495.5%	550.7%
小中学校	100.0%	68.8%	100.4%	108.3%	87.0%	98.4%	110.4%
市民病院	100.0%	73.5%	69.6%	65.6%	62.1%	60.5%	61.9%
主要排出部署以外	100.0%	86.4%	92.7%	97.2%	91.1%	82.4%	88.6%
合計	100.0%	76.3%	84.4%	85.8%	76.9%	79.5%	85.6%

2016年度部門別都市ガス等使用量割合

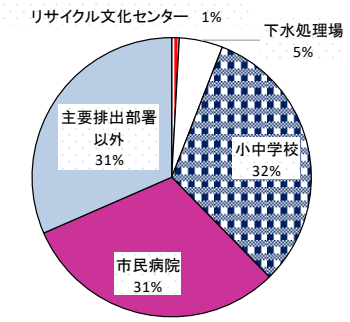

都市ガス等による温室効果ガス排出量順位（t-CO2）

順位	施設名	排出量	排出割合	昨年度	昨年度比
1	町田市民病院	2,245	29%	2,195	102%
2	総合体育館	460	6%	439	105%
3	成瀬クリーンセンター	326	4%	295	110%
4	鶴川中学校	224	3%	204	110%
5	サン町田旭体育館	168	2%	170	99%

（２）資源（廃棄物・紙）　評価点：１

①　廃棄物排出量

２０１６年度の廃棄物排出量は２，２０９ｔとなり、２０１０年度と比較して５．９％減少しています。

前年度比では、小中学校が６．０％、市民病院が４．２％減少したものの、市役所庁舎等の主要排出部署以外と下水処理場がそれぞれ約１０％増加したため、全体としては０．４％の増加となりました。リサイクル文化センターでは、建て替え工事の準備のため、２０１６年度に実施した管理棟の移転に伴い、廃棄物が増加しました。

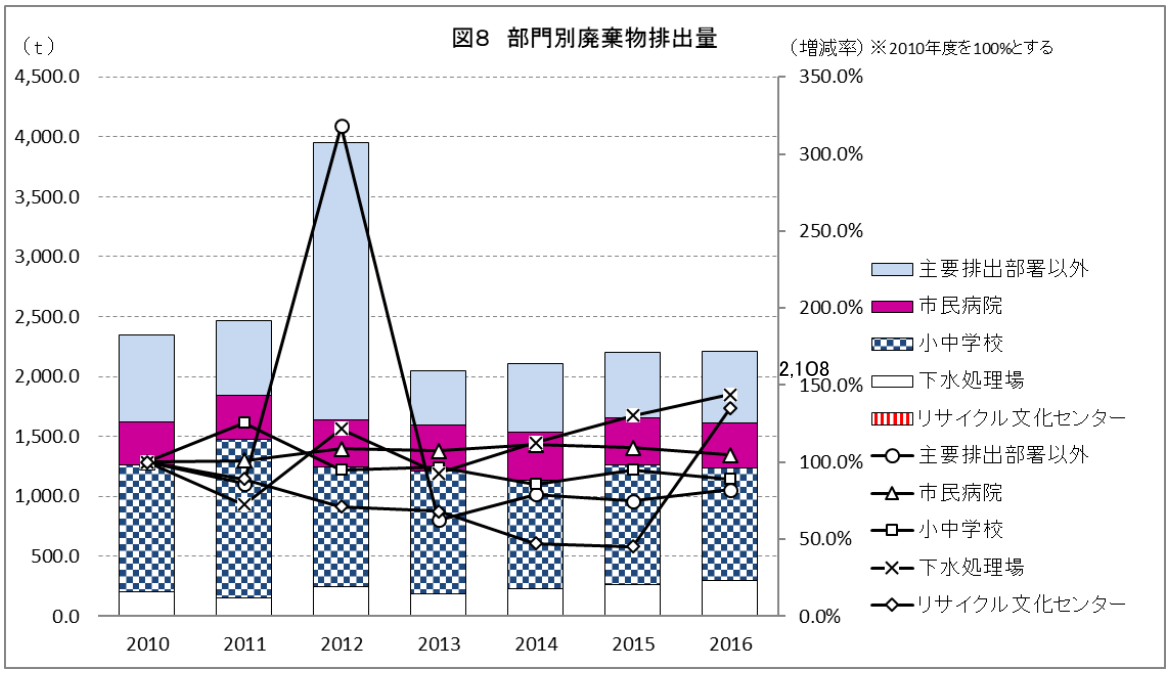

注）２０１２年度は、市役所本庁舎移転に伴い廃棄物排出量が著しく増加している。

②　紙購入量

２０１６年度の紙購入量は３３７，７８１kg（A４換算で約８４，６５７千枚）であり、２０１０年度と比較して１２．３％増加、前年度からも４．８％増加しています。これは、職員１名が１日に１１３枚※5のコピー用紙を使用している計算になります。特に、全体の約６割を占める小中学校における紙使用量が増加（前年度比約１０％増加）しています。これは、２０１５年度から導入された東京ベーシック・ドリルの使用や、近年、厳格に求められるアレルギー対応や防犯防災対応の影響（注意喚起文書の作成配布等）と考えられます。

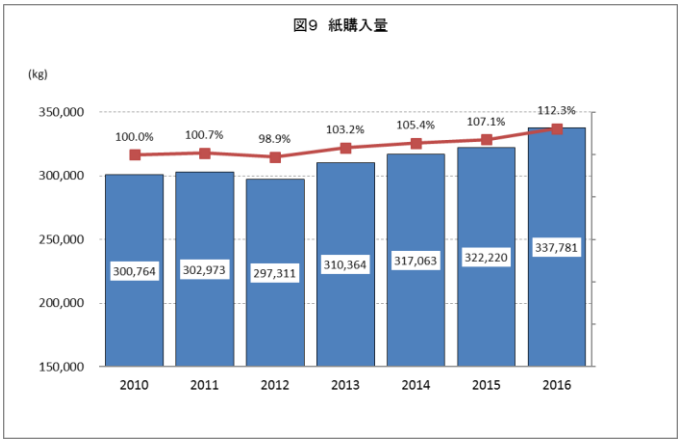

紙購入量比較（単位；千枚）　※A4サイズ換算

	2014			2015			2016		
	枚数		（前年比）	枚数		（前年比）	枚数		（前年比）
小中学校	44,630	(56%)	+7.1%	45,476	(56%)	+1.9%	49,910	(59%)	+9.7%
小中学校以外	34,835	(44%)	-3.5%	35,280	(44%)	+1.3%	34,747	(41%)	-1.5%
市役所全体	79,464	(100%)	+2.2%	80,757	(100%)	+1.6%	84,657	(100%)	+4.8%

※5. 職員数（再任用含む）：３，１０８人、年間勤務日数：２４０日とする

（３）グリーン購入達成率　評価点：５

２０１６年度におけるグリーン購入達成率は９７．５%となりました。２０１２年度以降は、９０%以上の達成率を維持しています。

達成率の低い作業手袋は、主に小学校で購入し、給食室や薬品を使う際や、用務員が作業をする際（皮手袋）に使用しています。用途にあわせ様々な種類を試し、使用者の安全性を確保するため適合品ではない物品を購入している事例がありました。

その他繊維製品は、ブルーシート、旗、モップの達成率が低くなっています。これらは主に小中学校で購入されていますが、選択肢が他の物品ほど多くなく、適合品が少ない状況が低達成率の要因と考えられます。

達成率が低いその他の品目の状況は次ページのとおりです。

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
グリーン購入達成率	69.6%	71.0%	96.7%	93.3%	93.3%	97.2%	97.5%

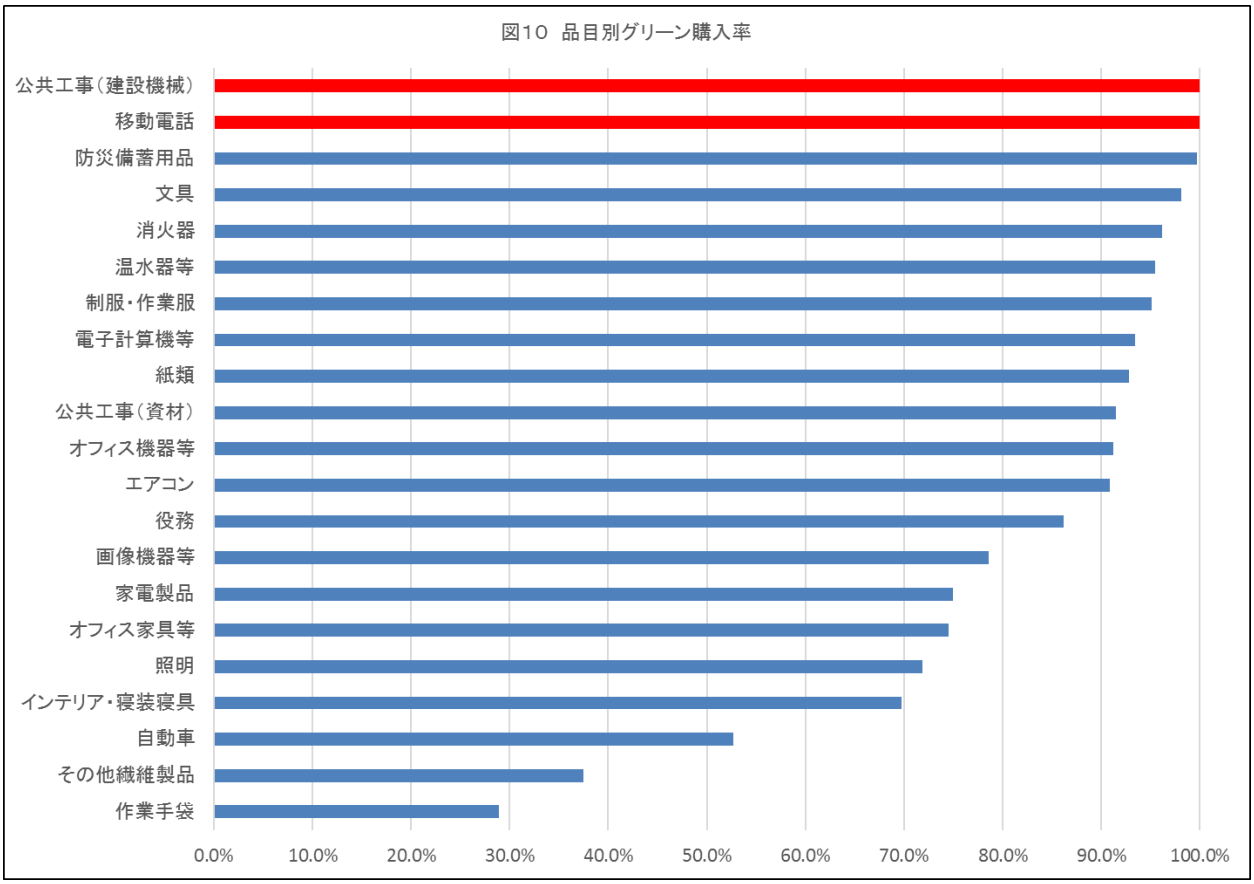

グリーン購入率が９０％未満の品目の理由・状況を下記に記載します。

画像機器等　対象品目：コピー機、プリンタ、カートリッジ等

・購入件数が多い品目は、インクカートリッジで、適合率は７６％であった。非適合品の購入は学校が多い。最安値の物を購入した場合と適否の確認方法が分からず非適合と報告している場合が見られた。
・適合率が低い品目は“拡張性のあるデジタルコピー機”が（適合率０％、購入全件数１件）、スキャナ（適合率３３％、購入全件３件）、ファクシミリ（適合率６７％、購入全件３件）、プロジェクタ（適合率６３％、購入全件８件）であった。いずれも物品の性質上、グリーン以外の選定条件が重視されることが想定できるが、原因は確定できなかった。

オフィス家具等　対象品目：いす、机、ホワイトボード等

・購入件数が多い机やいす、ホワイトボードは使用場所にあったサイズや価格で適当なものがなかったことにより、不適合となっている。適合率は机、いすが８０％以上、ホワイトボードが７０％と比較的高い。
・適合率が低い品目は、黒板が２０％（購入全件４０件）であった。非適合と報告のあった黒板は、教室に設置する大きな物でなく、練習短冊黒板というシート状のものであった。シート状の黒板はグリーン購入の適合基準には該当しない。

家電製品　対象品目：冷蔵庫、テレビ等

・項目全体の購入件数が少なく、テレビの購入全件が２２件、それ以外は１０件以下であった。高額の品目が多く、より価格面が重視されるなど、グリーン以外の選定条件が重視されることが想定できるが、原因は確定できなかった。

照明

・ＬＥＤ照明器具は、適合率が９９％（購入全件４１２件）である一方、蛍光灯照明器具は１９％（購入全件１，８０１件）と達成率が低い。その７１％は、街路灯で、街路灯本体により取り付けられる機種が限定されるため、達成率が０％となっている。また、市民病院でもＬＥＤ照明や蛍光灯を購入しているが（約１，９００件）、その約半数が非適合となっている。品目によって適合品がないケース、発注件数が多く一つ一つの規格を精査できていないケースもあり、精査を順次進めている。

インテリア・寝装寝具　対象品目：カーテン、ふとん等

・購入件数が多い品目はカーテンで、適合率は７８％であった。非適合品の購入は学校が多く、レースのカーテンを購入する際に適合品がなかったケースや、適合しているかが確認できなかったというケースが見られた。
・適合率は低い品目はタイルカーペットが全２９件で０％、ふとんが全１０件で０％であった。タイルカーペットは学校で教室のサイズや用途にあったものを購入したが、適否の確認方法が分からなかったとのことであった。ふとんは高齢者施設での座布団１０枚の購入で、値段を優先して購入したとのことであった。

自動車　対象品目：自動車、タイヤ、エンジン油等

・自動車の購入は全件適合、タイヤも８７％が適合している。
・２サイクルエンジン油が非適合となっている。学校で草刈機のエンジンに使用しており、グリーン購入集計の対象外である。

（４）エコオフィス活動　評価点：５

行動計画に掲げる省エネ省資源活動の実施状況を各職場において推進員が定期的に５段階評価しています。２０１６年度全体の平均は４．５８であり、前年度と同等の評価となりました。

評価の高かった活動は「気候に合った服装（クールビズ・ウォームビズ等）を心がける（４．８９）」「水道の適正使用（こまめな蛇口開閉、水を流しっぱなしにしない）（４．８０）」「封筒、ファイル等を繰り返し使用する（４．７８）」「印刷物を発注する場合は、部数を必要最小限にする（４．７１）」「物品等の管理を徹底し、むだな購入を行わない（４．７０）」等でした。一方、評価の低い活動は「ノー残業デーを徹底する（３．８８）」「用紙の適正使用用紙の使用量削減に努める（４．３０）」「飲食は割り箸・紙コップの使用を控え、マイ箸、マイカップ、マイボトルを使用する（４．３８）」「冷房中の室温は２８℃、暖房中の室温は２０℃を目安として、適切な調整につとめる（４．４０）」「職員の個人的なごみ（弁当容器やペットボトル等）は持ち帰る（４．４５）」「内部・外部連絡等は、できる限り口頭や回覧、電子メールや庁内情報システムを利用する（４．４８）」「資料配布の際、資料の数は最小限にする（４．５０）」等でした。

各部署の活動実施状況は、次ページのとおりです。

各部のエコオフィス活動実施状況（２０１６年４月～２０１７年３月）

環境活動	省エネルギーの推進																				省資源の推進									
	各課共通												各施設の管理担当課								各課共通									
	昼休み消灯、空室の消灯、部分点灯の実施。		ノー残業デーを徹底する。		扉や窓の開閉により空調の使用を控える。		気候に合った服装（クールビズ・ウォームビズ等）を心がける。		こまめな空調停止を行う（空室、不在時、余熱利用）。		エレベーターはなるべく使用しない。（3階以内の移動は階段を使う。）		照明器具の清掃等、設備・機器の保守管理を徹底する。		冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は20℃を目安として、適切な調整につとめる。		エアコンのフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底する。		照明、OA機器等の設備更新、購入時には、LED照明や省エネルギー型機器を積極的に購入する。		用紙の適正使用、用紙の使用量削減に努める。（印刷要否の精査、両面印刷、2in1印刷、資料の簡易化・共有化等）		コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。		内部・外部連絡等は、できる限り口頭や回覧、電子メールや庁内情報システムを利用する。		水道の適正使用（こまめな蛇口開閉を行う。水を流しっぱなしにしない。）		職員の個人的なごみ（弁当容器やペットボトル等）は持ち帰る。	
年度	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
全庁平均	A	A	C	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	B	B	A	A	B	B	A	A	B	B
	4.57	4.68	3.88	3.92	4.56	4.60	4.89	4.87	4.57	4.57	4.56	4.57	4.66	4.65	4.40	4.46	4.66	4.72	4.68	4.64	4.30	4.33	4.63	4.63	4.48	4.48	4.60	4.79	4.45	4.35
政策経営部	A	A	B	C	A	A	A	A	A	A	A	A	－	A	－	－	－	－	－	－	B	B	A	A	B	B	A	A	A	A
総務部	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	－	－	A	A	－	－	－	－	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A
財務部	A	A	C	C	A	A	A	A	B	B	C	B	－	－	A	A	－	－	D	A	C	C	C	C	B	A	A	A	A	A
市民部	A	A	B	B	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	B	B	A	A	A	B	A	A	B	C
文化スポーツ振興部	A	A	D	D	B	B	A	A	C	B	C	A	A	A	B	A	A	B	B	A	B	A	B	B	B	B	A	A	A	B
地域福祉部	A	A	D	E	B	A	A	A	A	A	B	B	B	A	A	A	A	A	B	D	B	B	B	A	B	C	A	A	B	B
いきいき生活部	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A
保健所	A	A	C	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A
子ども生活部	A	A	D	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	B	B	A	A	A	A
経済観光部	B	A	B	B	A	A	A	A	A	B	B	B	－	－	A	A	－	－	－	－	B	A	A	A	A	A	－	－	A	A
環境資源部	A	A	B	B	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
建設部	B	A	C	A	C	A	B	A	C	A	C	A	D	A	C	A	C	A	D	A	C	B	C	A	B	A	B	A	B	A
都市づくり部	A	A	C	C	A	A	A	A	A	A	A	B	－	－	－	－	－	－	－	－	B	B	A	A	A	B	A	A	A	A
下水道部	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	B	B	E	B	C	A	E	B	B	A	B	C	A	A	A	A	A	A	A	A
会計課	A	A	D	D	A	－	A	A	A	－	B	B	－	－	－	－	－	－	－	－	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
市民病院	A	A	E	C	A	B	A	A	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	B	B	A	B	A	A	B	B	A	A	C	C
選挙管理委員会事務局	B	B	D	A	A	A	A	A	C	C	B	B	－	－	－	－	－	－	－	－	C	C	B	B	C	C	A	A	A	A
監査事務局	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	－	－	－	－	－	－	－	－	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
議会事務局	B	B	C	A	A	A	A	A	A	B	A	A	－	－	－	－	－	－	－	－	B	B	－	－	B	B	－	－	A	A
学校教育部	B	B	C	C	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	B	B	A	A	B	B	A	A	B	C
生涯学習部	A	B	C	C	B	B	A	A	A	A	B	B	A	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A	A	B	A	A	A	B

※　平均点が4.5以上のものをA，4以上のものをB，3.5以上のものをC，3以上のものをD，それ以下をEとしています
※　市役所全体の得点は、課ごとの得点から算出しているため、部ごとの得点の平均値とはなっていません。
※　－は、事業特性上、物理的、財政的に実施不可のため、活動状況を評価しない項目です。

【評価に対する補足】

〇ノー残業デーの徹底は、事業特性上、繁忙期など実施が徹底できない期間が存在することから、他の活動項目に比較して低い評価になりました。
　特に点数の低かった部署の理由は以下のとおりです。

・選挙管理委員会事務局　　2016年度は参院選等があり、業務の繁忙期が長期化し、時間外勤務が増加したため。
・市民病院　　施設用度課において、緊急的に対応しなければいけない事案が多数発生し、時間外勤務が増加してしまったため。

〇2015年度と比較して「評価」が低下した部署の取組状況は以下のとおりです。

・建設部、下水道部

いずれも施設管理担当課の項目で評価を下げており、全体評価にも影響が出たことになります。設備の清掃・点検等改善が求められます。

省資源の推進												公用車の適正使用の推進				グリーン購入の推進						評価		前年度（2015年度）評価		
各課共通												各課共通				各課共通										
使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器等）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時等のごみ削減に努める。		飲食は割り箸・紙コップの使用を控え、マイ箸、マイカップ、マイボトルを使用する。		封筒、ファイル等を繰り返し使用する。		資料配布の際、資料の数は最小限にする。		余分な消耗品などお互いに融通し、有効利用を図る。		排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図る。		エコドライブ（急加速等の抑制、アイドリングストップ、相乗り、積荷整理、エアコン適正利用等）の徹底		近距離移動時（2km以内を目安）はできるだけ徒歩、もしくは自転車を利用する。		町田市グリーン購入ガイドラインに適合する製品を優先的に購入する。		印刷物を発注する場合は、部数を必要最小限にする。		物品等の管理を徹底し、むだな購入を行わない。（再利用の推進）						
2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016		2015		
A	A	B	B	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		A		部局（略）
4.59	4.55	4.38	4.33	4.78	4.80	4.50	4.53	4.65	4.58	4.63	4.61	4.69	4.72	4.62	4.62	4.67	4.63	4.71	4.72	4.70	4.71	4.58		4.58		
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	4.81	A	4.76	政
B	A	B	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	4.68	A	4.64	総
B	A	C	C	B	A	B	A	A	A	A	B	B	B	C	C	A	A	A	A	A	A	B	4.29	B	4.45	財
A	B	B	C	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	B	A	A	A	4.71	A	4.52	市
D	C	C	C	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	B	A	B	B	C	B	B	B	B	4.20	B	4.41	文
C	C	C	C	B	A	A	A	A	B	A	A	A	B	A	A	A	A	A	B	B	A	B	4.48	B	4.41	地
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	4.90	A	4.90	い
A	A	A	B	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	4.67	A	4.84	保
A	A	A	B	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	4.64	A	4.61	子
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	4.77	A	4.79	経
A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	4.82	A	4.76	環
C	B	C	B	B	A	C	A	B	A	B	A	B	A	C	B	C	A	B	A	C	A	C	3.91	A	4.70	建
A	A	B	C	A	A	B	A	A	A	A	A	B	B	B	C	A	A	A	A	A	A	A	4.65	A	4.55	都
B	A	B	B	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	B	4.39	A	4.55	下
－	－	B	B	A	A	B	B	B	B	A	A	A	－	A	A	A	A	A	A	A	B	A	4.73	A	4.66	会
B	B	B	B	A	A	B	B	A	B	B	B	B	C	B	C	B	B	A	B	A	B	B	4.40	B	4.33	病
C	C	D	C	D	D	D	D	C	C	B	B	C	C	A	A	A	A	A	A	C	C	B	4.06	B	4.18	選
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	4.96	A	4.96	監
－	－	B	A	A	A	A	B	A	A	A	A	－	－	－	－	B	A	A	A	A	A	A	4.59	A	4.64	議
A	A	A	B	A	A	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	4.55	A	4.54	学
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	4.65	A	4.54	生

5.2. 内部環境監査結果

Ⅰ．２０１６年度内部環境監査結果報告書

１　監査の概要

（１）監査実施期間

２０１６年度の内部環境監査は、２０１６年５月１６日（月）から５月２７日（金）にかけて実施した。

（２）監査対象部署の選定基準

過去の内部環境監査（２０１２年度、２０１３年度、２０１４年度、２０１５年度）において、監査対象となっていない課・施設からランダムに２０部署を環境管理責任者が選定した。

（３）監査対象部署

	部名	課名	施設名
1	政策経営部	広聴課	－
2	総務部	市政情報課	－
3	市民部	市民総務課	－
4	市民部	忠生市民センター	忠生市民センター
5	地域福祉部	福祉総務課	－
6	保健所	生活衛生課	－
7	子ども生活部	子ども家庭支援センター	－
8	環境資源部	循環型施設整備課	－
9	建設部	道路整備課	－
１０	都市づくり部	住宅課	－
１１	下水道部	下水道管理課	－
１２	学校教育部	保健給食課	－
１３	学校教育部	教育センター	教育センター
１４	市民病院	施設用度課	病院
１５	学校教育部	成瀬中央小学校	成瀬中央小学校
１６	学校教育部	鶴川第一小学校	鶴川第一小学校
１７	学校教育部	忠生小学校	忠生小学校
１８	学校教育部	忠生第三小学校	忠生第三小学校
１９	学校教育部	町田第一中学校	町田第一中学校
２０	学校教育部	薬師中学校	薬師中学校

（４）監査員

監査員選出課（各２０課）から原則として係長級以上の職員１名を選出し、２名１組でチームを編成した。なお、監査の客観性を確保するため、監査員が所属する部署の監査は担当できないことにしている。

（５）監査の内容

ア．監査の方法

監査員が各部署を実地に訪問し、責任者および担当者へのヒアリング、記録や関連文書の精査、実際の活動状況の観察（職員へのヒアリングを含む）を実施した。

イ．監査項目

以下の７項目について監査を実施した。

監査項目		チェック内容
1	共通の取組み	オフィス内の日常業務において省エネルギー省資源、廃棄物削減の取組みが効果的に実施されているか
2	独自の取組み	被監査部門の本来業務において効果的な環境配慮が計画され、実施されているか
3	環境投資、設備の適正管理	省エネルギー機器の導入や省エネを目的とした設備の管理が実施されているか
4	環境施策	アクションプランに掲げる環境施策を効果的に推進しているか
5	教育訓練	教育計画に則り、適切に教育が実施されたか、また、理解度は充分か
6	体制及び責任	各チェックにおいて、部門責任者、推進担当者が役割（職員指導、率先行動、環境意識、等）を果たしているか
7	是正対応	課題に対して適切な是正対応を実施しているか

ウ．監査の判定

各監査項目について以下の判定基準にしたがって判定した。

判定区分	判定基準（例）
優良	・改革の視点で新たな取組みが実施されている ・プログラムや決められた手順を実行するにあたり、独自の工夫や改善によって効果をあげている ・その他、他の部門に水平展開を図ることが望ましい事象
適合	・取り組みが適切に実施されている
改善事項	・不適合のうち軽微であるもの ・不適合には該当しないが、改善が望ましいもの ・新たな取り組みの推奨、提案
不適合	・プログラムや決められた手順を実行していない ・実施記録等における評価と実際の活動状況に著しい差異がある ・その他、ＥＭＳの継続的運用の妨げになる事象がある

２．監査の結果

（１）総括

各監査チームから報告された判定結果を基に、内部環境監査委員会で監査結果の妥当性を検討した結果、優良４件、適合６１件、改善事項１７件（改善提案を含む）、不適合４件であった。

		監査項目							
		1	2	3	4	5	6	7	合計
		共通の取組み	独自の取組み	環境投資、設備の適正管理	環境施策	教育訓練	体制及び責任	是正対応	
判定区分	優良	0	1	2	0	1	0	0	4
	適合	１２	１２	１０	2	１４	7	4	６１
	改善事項	6	1	3	1	4	1	1	１７
	不適合	2	1	0	0	1	0	0	4

（２）詳細

ア．優良（４件）

被監査課	監査項目	内容（概要）
成瀬中央小学校	5	参加型の職場研修を行うなど環境教育に工夫がされており、職場の意識啓発が効果的に行われている。
保健給食課	3	PC 用電源タップはスイッチ付のものを使用し未使用時には電源を切れるようにしている。併せてスイッチには使用者の名前を記載し電源の切断状況が他者からも確認できるようにしている。
鶴川第一小学校	2	地域と一緒に取り組む独自の環境教育として、稲刈りや梅ジュースを作る活動や分別回収したリサイクルごみを材料に工作集会を開催する等の活動をしている。
	3	校舎の LED 化や太陽光発電・屋上緑化等の先進的な設備投資を行っている。

イ．改善事項（１７件）

被監査課	監査項目	内容（概要）	改善方針 （被監査部署の回答）
忠生市民センター	3	貸し出し施設の各部屋のエアコンは、設定温度を守ってもらうような呼びかけがされていなかった。	貸し出し施設の温度管理については、エアコンスイッチに適正温度の貼り紙をし、かつ施設使用届けの用紙に温度調整の際の注意事項を追加するなどして利用者の方にも省エネにご協力いただけるよう啓発を行う。
下水道管理課	5	e-ラーニングの受講率が８割であり、取組みが不徹底であった。	e-ラーニングの受講率１００％にするために、環境推進員が朝礼で呼びかけるとともに、未受講者への声かけを徹底する。
施設用度課	5	e-ラーニングの受講者が９人中３人であり、取組みが不徹底であった。	今年度については、e-ラーニングを全員必ず行うように指導とチェックを徹底する。
循環型施設整備課	1	一部の PC で、離席時電源オフがなされておらず、徹底されていなかった。	環境推進員が、離席時には PC の電源をオフにするように声がけを行う。
忠生小学校	1	職員室の照明が必要以上に点灯されており、一部消灯が未徹底であった。 印刷室に掲示されている印刷部数の表に、「予備」という表現が見受けられた。会議不参加の職員分の部数であり、不要の印刷ではないとのことだったが、「予備」という表現については、今後改善を検討するように指摘した。	職員室の部分消灯を全職員に伝達し注意喚起を行う。 会議参加人数表に（記録用・予備３部）という記載があるが、余分な印刷をしている印象を受けるので表示の改善を検討する。
道路整備課	4	歩道の透水性舗装の整備に関する契約の不調が２０１６年度も続いている。	震災によるとみられる現場監督の不足や、原材料の高騰などの外部要因が影響し契約の不調が続いているが、年度内の着実な目標達成のため、早期発注の試み等引き続き工夫する。

被監査課	監査項目	内容（概要）	改善方針 （被監査部署の回答）
忠生第三小学校	2	排出量の多い「その他一般廃棄物」や「厨芥類」の内訳が十分把握されておらず、有効な対策の検討までには至っていなかった。	廃棄物の内容把握をし、更なる資源化、ゴミの削減に向けては、「その他一般廃棄物」及び「厨芥類」の分析を進めていく。
	5	使用エネルギー集計シートや廃棄物排出量の数値、リサイクル量チェック表の表記について、不明瞭な箇所があった。	項目の捉え方や基準等の引継ぎについて留意する。
広聴課	5	環境教育実施記録の不備があった。	今後、職場研修を実施した際には、環境教育実施記録を作成し、保管する。
市民総務課	1	紙の分別が徹底されておらず、新聞紙区分のところに雑紙が一部混雑していた。 裏面利用する紙を入れる箱に表示がされていなかった。	リサイクルボックスは、共同で利用する市民協働推進課と協力し、紙の分別の徹底を声掛けしていく。 裏面利用する紙を入れる箱に、表示をする。
	7	エコオフィスチェックシートの「実施方法または未実施の理由等」欄に取組内容または実施できない理由の記載がない項目が見受けられた。	エコオフィスチェックシートの「実施方法または未実施の理由等」欄に、内容をきちんと記載する。
町田第一中学校	1	可燃ごみのごみ箱に雑紙が混入していた。 表示の無い紙の分別ボックスがあった。	職員会議や資料配布等で、分別の周知を徹底する。 表示がない紙のボックスには表示を貼り付ける。
教育センター	1	相談件数の増加に伴い、例外的な時間外相談業務が常態化しており、ノー残業デーの取り組みが不徹底であった。	時間外の相談業務を極力避けられるよう調整を進める。
	3	照明の LED 化や空調についての省エネルギー対策が不徹底であった。	空調の対策として緑のカーテンや遮熱フィルムの対策を講じる。 LED 化については一括での交換は難しいが、使用頻度の高いところから順次交換していく。

被監査課	監査項目	内容（概要）	改善方針 （被監査部署の回答）
生活衛生課	7	エコオフィスチェックシートで実施方法または未実施の理由等の項目について、具体的な目標や行動への内容見直しが求められる。	今年度の行動計画を立てる際に具体的な実施方法を考え、チェックシートの内容の見直しを行う。
鶴川第一小学校	1	裏紙置場に、コピー過多と思われる同一内容の印刷用紙があった。	大量に印刷する際は、必要部数の確認や原稿内容の確認作業を行う様に、教職員に周知する。
	3	エネルギー消費量が増加しているため、新校舎になってからの推移を確認しながら、改善点を考えて行くことが求められる。	今年度、新校舎になったばかりで、２０１６年度はエネルギー消費量の変化がある見込みのため、今後のエネルギー消費量を確認しながら、改善点を考えていく。

ウ．不適合（４件）

被監査課	監査項目	内容（概要）	改善方針 （被監査部門の回答）
成瀬中央小学校	2	必要書類の提出期日が守られておらず、廃棄物処理量のデータの分析・活用が不十分であった。	計画的な廃棄物削減の取組が行えるよう、必要な書類を速やかに整理し、適切な情報の管理、分析を行う。
施設用度課	1	廃棄物の排出量削減及びリサイクルの意識が乏しい。 グリーン購入の徹底ができていない。	ごみについて職員の意識が低いことから、朝礼や環境推進員のチェックなどを活用し、意識付けをするところから地道に啓発を行う。 グリーン購入については、病院組織として対応する必要があるため、病院全体に周知すると共に、組織的に対応する。
薬師中学校	1	個人ゴミの持ち帰り、不在時のPCの電源オフが不徹底であった。	部門責任者、環境推進委員が環境配慮行動について再認識し、職員へ個人ゴミの持ち帰り、不在時のPCの電源オフについて周知徹底する。
	5	職場内環境研修・e-ラーニングが未実施であり、環境教育実施記録も未作成であった。	今年度は職場研修を実施し、e-ラーニングの実施も周知する。環境教育実施記録も作成する。e-ラーニングは２０１５年度版も実施するよう周知する。

Ⅱ．２０１６年度フォローアップ内部環境監査結果報告書

１　監査の概要

（１）監査実施期間

２０１６年度のフォローアップ内部環境監査（以下、フォローアップ監査）は、２０１６年１０月２４日（月）～１１月７日（月）にかけて実施した。

（２）監査対象部署の選定基準

２０１６年5月１６日（月）～５月２７日（金）にかけて実施した本年度の定期内部環境監査（以下、定期監査）において、不適合または改善事項と判定された事項を有する１５部署に対して実施した。

（３）監査員

２０課から原則として係長級以上の職員１名を選出し、２名１組の監査チームを編成。（監査の客観性を確保するため、監査員が所属する部署の監査は担当できない。）

尚、フォローアップ監査においては、指摘された事項に対する是正策の妥当性を検証でき得るという観点から、定期監査と同じ監査チームが再度監査を担当する。

（４）監査の実施方法

①是正措置報告書および関連資料の提出

内部環境監査において不適合または指摘事項の判定を受けた各部署は、実際に実施した是正措置の内容をまとめた是正措置報告書とともに、是正措置が行なわれたことを示す資料（文書、記録、写真など）を監査チームに提出する。

②フォローアップ監査の実施

監査チームは、提出された是正措置報告書および関連資料を精査し（書面監査)、必要に応じて、口頭で詳細な説明を求め（ヒアリング監査)、各部署を再訪問し、改善状況を確認し（実地監査)、適切な是正が行なわれたことを確認する。

③内部環境監査委員会の開催

内部環境監査委員長および全監査チームリーダーで構成された内部環境監査委員会を開催し、フォローアップ監査内容を報告し、監査の妥当性を検証する。

（今回のフォローアップ監査においては、各チームから提出された監査報告書を持って是正対応の完了を確認することができたため、委員会は開催しなかった。）

２．監査の結果

（１）結果の概要

各監査チームから提出された監査報告書及び根拠資料の妥当性を事務局・委員長で検討したところ、フォローアップ監査対象となったすべての部署において、定期監査時に提示された改善方針にしたがって適切な是正措置が完了していることが確認された。

（２）結果の詳細

被監査部署	判定		不適合または改善事項の内容	是正措置の内容	監査所見
	不適合	改善事項			
忠生市民センター		○	貸し出し施設の各部屋のエアコンは、設定温度を守ってもらうような呼びかけがされていなかった。	貸し出し施設の温度管理については、エアコンスイッチに適正温度の表示をし、かつ施設使用届けの用紙に省エネ協力への呼びかけ文を追加して利用者の方にも省エネにご協力いただけるよう啓発を行った。	忠生市民センターから提出された是正措置報告書/フォローアップ監査報告書に添付されていた「エアコンスイッチに適正温度の表示」「町田市忠生市民センター施設使用届に適正温度記載」の写真を確認し、電話にて貸出施設のエアコンスイッチすべてに適正温度の表示がされていることを確認したことにより適正に是正措置が完了したことを確認した。
成瀬中央小学校	○		必要書類の提出期日が守られておらず、廃棄物処理量のデータの分析・活用が不十分であった。	今年度の提出分については、環境監査があった日に資料を完成させ、提出が済んでいる。 今後は、書類の期限内の提出を行えるよう、事務と管理職の情報交換を密にし、必要な情報を速やかに収集して、資料作成を行っていく。 更に、そのデータを分析・活用し、環境配慮へ取り組んでいく。	是正措置の必要書類の提出は済んでいますが、改善方針であります計画的な廃棄物減量の取組について聞き取り調査したところ、書類の整理を適切に行っているとともに、排出された廃棄物の内容や増減等の情報の管理・分析をこまめに行い、廃棄物減量を学校全体で共通認識を持ち環境配慮に取り組んでいることを確認した。
下水道管理課		○	e-ラーニングの受講率が８割であり、取組みが不徹底であった。	① ５月１２日　課掲示板にて e-ラーニング受講の案内を掲示 ② ５月１３日　課朝礼にて e-ラーニング受講の案内 ③ ５月２３日　課朝礼にて e-ラーニング受講の案内 ④ ５月２４日　課朝礼にて e-ラーニング受講の案内 ⑤ ５月２６日　課内全職員の e-ラーニング実施を確認（休職中職員を除く。）	課内全職員の e-ラーニング実施を確認した。 電話にてヒアリングを行ったところ、「今後は環境推進員としての引継ぎをしっかり行い、来年度以降も確実に実施できるようにする」との回答があった。

被監査部署	判定		不適合または改善事項の内容	是正措置の内容	監査所見
	不適合	改善事項			
施設用度課		○	e-ラーニングの受講者が９人中３人であり、取組みが不徹底であった。	朝礼時に声かけを行い、今年度は全員受講した。	電話にてヒアリングを実施。e-ラーニングについては６月上旬に完了し、今後は徹底をしていくとのこと。 グリーン購入については、１０月から院内で試行し、１１月に開催される院内の合同部門会議にて、周知徹底が図られたことを確認した。
	○		廃棄物の排出量削減及びリサイクルの意識が乏しい。 グリーン購入の徹底ができていない。	廃棄物排出については、朝礼時に削減に向けての啓発を行った。また、資源化可能なものについては、処分ではなく売払いすることを検討している。 グリーン購入については、１１月より文具を対象に、順次院内で切り替えていく。	
循環型施設整備課		○	一部のPCで、離席時電源オフがなされておらず、徹底されていなかった。	一部のPCで、離席時電源オフがなされておらず、徹底されていなかったとの指摘を受け、環境推進委員より外出時はPCの電源を落とすよう声掛けを行うとともに、各自の机に「離席時はICカードを抜きましょう」と表示した。	指摘事項の内容について、電話で問い合わせたところ注意喚起の表示を課員各自のパーテーションの前面に掲示している回答があり、是正していることを確認した。
忠生小学校		○	職員室の照明が必要以上に点灯されており、一部消灯が未徹底であった。 印刷室に掲示されている印刷部数の表に、「予備」という表現が見受けられた。会議不参加の職員分の部数であり、不要の印刷ではないとのことだったが、「予備」という表現については、今後改善を検討するように指摘した。	職員室の部分消灯を全職員に伝達した。 印刷室の印刷部数確認の表示を教職員３９人、記録用１部と訂正した。	指摘事項については、部分消灯への配慮を全職員に伝達したとのこと。 また、印刷室の掲示表現は添付している写真から改善していることを確認した。

被監査部署	判定		不適合または改善事項の内容	是正措置の内容	監査所見
	不適合	改善事項			
道路整備課		○	歩道の透水性舗装の整備に関する契約の不調が２０１６年度も続いている。	指摘事項となった堺２０００号線道路改良工事については、２０１６年５月１１日（２０１６年度第１回目）において入札不調となり、再度設計内容の見直しを行い２０１６年６月２９日（第２回目）の入札にて落札者が決定し、２０１６年６月３０日に契約することができた。 工事もすでに着手しているため、工期内に完了するよう工程管理を行う。 また、道路整備課起工工事案件は早期発注に取り組み、２０１６年度工事すべての案件を契約することができた。工期内に完了するよう工程管理を行う。	指摘事項はアクションプランの重点事業の取り組みに係るものである。 工事進捗の遅れは主に外部要因に起因するところが大きいと思われるが、その中でも主管課の努力により全工事が年度内に契約、履行が行われることを確認した。
忠生第三小学校		○	排出量の多い「その他一般廃棄物」や「厨芥類」の内訳が十分把握されておらず、有効な対策の検討までには至っていなかった。	分析の結果、その他一般廃棄物（可燃物）のなかで占める割合が多い紙類を、資源化できるものは資源化していく。 厨芥類は給食残渣で、可能な範囲で食べ残しがないよう給食指導を行っていく。	被監査部門対象と面談を行い、指摘内容①について適切な分析、取り組み方針が示されていることを確認した。
		○	使用エネルギー集計シートや廃棄物排出量の数値、リサイクル量チェック表の表記について、不明瞭な箇所があった。	リサイクル量については、給食残渣がリサイクル文化センターで焼却処分されていると誤認し、再利用量にしなかった。保健給食課に確認したところ再利用しているとのことであるので再利用量にした。 使用エネルギー集計シートの数値入力ミスがあったので、今後入力ミスがないよう取り組んでいく。	指摘内容②については、適切な見直し、訂正が行われたことを確認した。
広聴課		○	環境教育実施記録の不備があった。	２０１６年５月１７日に課内で行った環境マネジメントシステム研修について、２０１６年５月２６日に環境教育実施記録を作成した。今後もエコオフィス活動に関する研修等を行った際は、環境教育実施記録を作成し、保管していく。	指摘事項であった環境教育実施記録について、作成された記録を確認した。なお、当該研修の受講者名簿がなかったため電話で問い合わせたところ、あらためてメールにて名簿の提出があり、これを確認した。

被監査部署	判定		不適合または改善事項の内容	是正措置の内容	監査所見
	不適合	改善事項			
薬師中学校	○		個人ゴミの持ち帰り、不在時の PC の電源オフが不徹底であった。	職員会議で個人ごみを持ち込まないことと、持ち込んだ場合は持ち帰ることを周知した。用務主事がゴミを処理する際に個人ゴミが混入していた場合は報告をしてもらい朝の打ち合わせ等で注意喚起している。 また、不在時の PC 電源オフについても周知した。	書面監査及び電話によるヒアリング監査により、個人ごみについては、環境推進員を中心にごみ箱の確認を行っており、無くなっているとのことである。 また、不在時の PC 電源オフについては、学校長からの周知もあり、長時間の離席時においては電源オフにしているとのこと。 さらに、職場研修や e-ラーニングの実施についても、当日欠席した職員に後日周知するなどし、全員が実施していることを確認した。
	○		職場内環境研修・e-ラーニングが未実施であり、環境教育実施記録も未作成であった。	９／１４の職員会議内で職場研修を実施。 研修内容は、推進員研修の内容を踏まえて「環境問題の現状と課題」の説明と教育総務課作成の「学校の廃棄物削減に向けて」を配布。 e - ランニングの実施についても周知し実施を確認した。	
市民総務課		○	紙の分別が徹底されておらず、新聞紙区分のところに雑紙が一部混雑していた。裏面利用する紙を入れる箱に表示がされていなかった。	紙の分別の徹底について適時職員に呼びかけを行った。 また、裏面利用する紙を入れる箱には、Ａ４、Ａ３用紙別に「裏紙」と表示することで、職員が利用しやすいように対処し、エコオフィス活動の徹底を図った。	裏面利用する紙を入れる箱への表示について、直ちに貼り付けるとともに、課内会議等で職員に分別の周知徹底を行っていることを確認した。
		○	エコオフィスチェックシートの「実施方法または未実施の理由等」欄に取組内容または実施できない理由の記載がない項目が見受けられた。	「実施方法または未実施の理由等」欄に、より具体的な実施方法を記載し、各職員がエコオフィス活動をより徹底して行えるように対応しました。	エコオフィスチェックシートの実施方法の内容を具体的に記載するとともに、課内会議で取り組み状況を毎月チェックしていることを確認しました。
町田第一中学校		○	可燃ごみのごみ箱に雑紙が混入していた。 表示の無い紙の分別ボックスがあった。	指摘を受け、教職員へ雑紙の件を報告したところ、生徒が学校へ持ち込んだ食べ物の包装紙であることが分かった。 指摘を受けた雑紙は、生徒から没収し、生活指導を行う関係で、ごみ箱へ廃棄させたものと判明した。また、紙の BOX への表示に関しては、監査後に表示を貼り付けた。 おそらく貼り付けてあった表示がこれまでの使用で剥がれたと思われる。(他の同じ BOX には表示があるため)	雑紙の廃棄について、職員会議等で注意喚起を行い、分別の徹底を図っていることを確認した。 また、紙の BOX への表示についても、直ちに貼り付け直し、対処したことを確認した。

被監査部署	判定		不適合または改善事項の内容	是正措置の内容	監査所見
	不適合	改善事項			
教育センター		○	相談件数の増加に伴い、例外的な時間外相談業務が常態化しており、ノー残業デーの取り組みが不徹底であった。	新規の来所相談日時を業務時間内に設定するよう調整。 業務時間内が難しい場合は、センター開所土曜日に設定する事により、業務時間外相談件数への対策を行った。	ヒアリング監査により、指摘内容の全項目について是正完了又は是正予定であることを確認した。
		○	照明の LED 化や空調についての省エネルギー対策が不徹底であった。	省エネルギー対策として、エアコン操作盤への適正温度シール貼付、事務室の一部ガラス窓への遮熱フィルムの貼付を行った。 LED 化については、安全性・効率性等の観点から、照明器具の修繕時や次期照明器具交換時に合わせて行う。	
生活衛生課		○	エコオフィスチェックシートで実施方法または未実施の理由等の項目について、具体的な目標や行動への内容見直しが求められる。	チェックシートの実施方法について、具体的な実施方法や確認方法を記載した。	エコオフィスチェックシートの実施方法または未実施の理由等の欄が、具体的な実施方法に変更されていた。 見直しした内容で、実施していけると良い。
鶴川第一小学校		○	裏紙置場に、コピー過多と思われる同一内容の印刷用紙があった。	職員の打合せの際、印刷は必要枚数のみ行うように声をかけ、『印刷は必要な数だけ！』というポスターを印刷室に掲示した。	印刷枚数の適正化の周知を声かけだけでなく、ポスター掲示して、視覚的にも訴える工夫が出来ている。
		○	エネルギー消費量が増加しているため、新校舎になってからの推移を確認しながら、改善点を考えて行くことが求められる。	省エネ節電、節水のため、無駄な電気は使わないよう、点灯するスイッチに節電表示をしたり、流しにポスターを掲示したり、節電や節水を心掛ける。	ポスター掲示する等の工夫が見られた。 今後も月に１回は朝礼で声掛けする等、継続的に啓発活動を行っていけると良い。

5.3. ２０１７年度環境マネジメントシステム外部評価結果報告書

２０１７年8月１７日

町田市長
　石阪　丈一　様

町田市環境マネジメントシステム
外部評価委員会委員長　松波　淳也

２０１７年度町田市環境マネジメントシステム外部評価報告書

１．はじめに

町田市では２０１２年度から町田市独自の環境マネジメントシステムを運用し、庁内の環境配慮活動と市域全体に対しての環境施策を推進している。

この環境マネジメントシステムの運用に関し、その評価を適正かつ公正に実施することを目的として、市民・事業者・学識経験者で構成した「町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会」を設置している。

外部評価委員会では、この環境マネジメントシステムの運用とこれに基づく活動に対して、客観性を担保し、透明性を高めるため、第三者の立場からの評価を実施した。

２．外部評価の方法等

（１）外部評価委員会の構成

・市民５名、事業者３名、学識経験者３名の計１１名の委員で構成
・委員の任期は２年、現委員の任期は２０１６年６月から２０１８年６月

（２）評価対象

①　組織
　全庁全課（市立の小中学校を含む）
②　活動
　「町田市第３次環境配慮行動計画」に基づくエコオフィス活動

（３）評価内容

①　環境パフォーマンス
　温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、廃棄物排出量、
　紙資源使用量、グリーン購入の実施状況
②　環境活動の状況
　各職場におけるエコオフィス活動、
　内部環境監査結果および是正状況

（４）実施方法

① 基礎情報の提示と説明（第１回外部評価委員会）

事務局が、環境マネジメントシステムの運用状況及び成果を示す（５）の文書および資料を第１回外部評価委員会にて外部評価委員に提示し、内容を説明する。

② 第１次評価の実施

外部評価委員は、事務局より提示された文書および資料を基に評価項目※1ごとに評価基準※2にしたがって評価点と評価意見を付し、事務局に提出する。

③ 現地確認の実施

外部評価委員は、実地による確認が必要であると判断した部署および施設を訪問し、取組み状況等を確認する。

④ 評価結果の審議（第２回外部評価委員会）

事務局は、第１次評価結果および現地確認による評価結果をとりまとめ、第２回外部評価委員会に提出する。

外部評価委員は、評価結果を審議する。

⑤ 第２次評価の実施

外部評価委員は、審議の結果を踏まえて、あらためて評価項目ごとに評価点と評価意見を付した第２次評価を実施し、事務局に提出する。

⑥ 外部評価報告書のとりまとめ（第３回外部評価委員会）

事務局は、第２次評価結果をとりまとめ、第３回外部評価委員会に提出する。

外部評価委員会は、すべての評価結果を精査し、外部評価報告書としてとりまとめる。

※１：評価項目

運用状況に対する評価	
評価項目	評価内容（例）
温室効果ガス エネルギー	・目標達成状況に対する評価 ・経年変化に対する評価
廃棄物 紙資源 グリーン購入	・目標達成状況に対する評価 ・経年変化に対する評価
エコオフィス 活動	・各職場の活動状況に対する評価
内部監査	・監査結果に対する評価 ・是正対応状況の評価

※２：評価基準

評価点	5	4	3	2	1
評価内容	評価できる	概ね 評価できる	普通	あまり 評価できない	評価できない

（５）外部評価委員会に提示された文書および資料等

a.　２０１６年度町田市環境マネジメントシステム実績報告書
b.　２０１６年度内部環境監査結果報告書
c.　２０１６年度町田市環境マネジメントシステム外部評価報告書
d.　２０１６年度町田市環境マネジメントシステム市長総括記録
e.　上記文書および資料に関連するデータ等

３．外部評価委員会の実施日時および実施内容

区分	日時	内容
第１回 委員会	６月３０日 １８時３０分 ～２０時３０分	（１）　外部評価の内容及びスケジュールの確認 （２）　環境マネジメントシステムの実績報告
第１次 評価	７月１日 ～７月７日	各委員による第１次評価の実施
現地 確認	７月１１日 ～７月１４日	・７月１１日　９時～１１時 町田市庁舎、土木公園サービスセンター ・７月１３日　９時～１１時３０分 成瀬クリーンセンター ・７月１４日　１３時３０分～１５時３０分 忠生市民センター、町田市民病院
第２回 委員会	７月２７日 １８時３０分 ～２０時３０分	（１）　現地確認結果の報告 （２）　事務局ヒアリング（各委員からの質疑応答） （３）　第１次評価結果について審議
第２次 評価	７月２８日 ～８月１日	各委員による第２次評価の実施
第３回 委員会	８月９日 １８時３０分 ～２０時３０分	（１）　第２次評価結果について審議 （２）　最終評価結果のまとめと市への提言

４．外部評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	主な評価意見
温室効果ガス排出量・エネルギー使用量	４．０	◆　２０１０年度比で、灯油等使用量（０．４％増）を除き電気使用量（９．４％減)、都市ガス等使用量（１４．４％減)、温室効果ガス総排出量（１０．６％減）は減少しており、概ね評価できる。 ◆　温室効果ガスを大量に排出するリサイクル文化センターや下水処理場において削減が進んだため、全体の温室効果ガス削減に大きく寄与したことは評価したい。 ◆　２０１０年度比１３．４％削減という目標が達成されなかったことは残念である。 ◆　小中学校の温室効果ガス排出量の増加は、外的要因（エアコン整備、排出係数の増加）が大きいが、組織行動として削減方法を検討すべきである。 ◆　活動成果を正確に伝えるという点において、報告書の記述の内容に工夫や改善の余地がある。（例えば、下水処理場で燃料を灯油から都市ガスに変更したことによる効果、温室効果ガス換算係数を固定とした場合の実績など）
廃棄物・紙資源・グリーン購入	２．８	◆　廃棄物排出量は２０１０年度比で５．９％減ではあるが、２０１３年度以降連続して微増傾向にあり、あまり評価できない。 ◆　紙購入量は２０１０年度比で１２．３％増、また２０１３年度以降連続して増加傾向にあり、評価できない。ペーパーレスのさらなる推進など対策が必要である。 ◆　小中学校の紙購入量が増加しているが、一斉メール配信や、コピー配布を家庭部数に変更するなど、小中学校の努力で減らせるものもある。 ◆　小中学校の紙購入量は多く、かつ、毎年増加している。学校ごとの実績の把握と要因分析の上、成果をあげている学校の取組み事例を共有、水平展開するといった対策が望ましい。 ◆　グリーン購入は、９０％を超える高達成率を継続しており概ね評価できるが、達成率の低い品目（適合品が少ないもの）については評価から外すなどの見直しが必要である。 ◆　グリーン購入率が９０％に満たないものについては、それがいかなる理由によるのかを明らかにしていくことにより、どこに改善の余地があるのかを見極めることが可能になる。

評価項目	評価点 (平均点)	主な評価意見
エコオフィス活動	３．８	◆ 概ね徹底されていると評価できるが、一部部署で自己評価が傾向的に低いケースがある。 ◆ 評価者の違いによる配点のブレについては、２０１７年度に実施したチェック方法見直しの効果に期待する。 ◆ 照明、空調、コピー機等に関する取組みは、部単位ではなくフロア単位の評価や、施設単位で評価した方がより正確な実態の把握と具体的な改善につながることも考えられる。 ◆ 同じ建物でも、階数また方角、時間帯、フロアの風通しの悪いところは、冷房の室温２８度は、厳しいとの声もあった。フロアごとや時間帯ごとの室温設定、サーキュレーターの活用なども有効ではないか。 ◆ 特に改善がない、あるいは悪化している部署については、状況を直接確認する機会があっても良いのではないか。 ◆ 教育の参加者が減少している傾向が続くと、活動全体の形骸化につながることが懸念されるため、注意が必要である。 ◆ 「ノー残業デーの徹底」は選挙や病院等、特殊な事情はあるものの全庁平均が低い評価であり、改善の余地がある。
内部監査	４．０	◆ 不適合または改善事項に関しては、フォローアップ内部環境監査で適切な是正措置が確認されており概ね評価できる。 ◆ 改善方針の記述について、誰が主体となって、いつ（までに）改善を図るかについての記述がない。また、「留意する」「検討する」「組織的に対応する」「周知徹底する」といった記述は、具体的な改善方針とは言えない。 ◆ 不適合の指摘については、改善方針を示す前に、そもそもの要因に関する記載が被監査部門の回答欄にあると良い。 ◆ 優良な被監査部門を「環境優良部門」として紹介するといった手法を考えても良いのではないか。 ◆ 例年内部監査の内容が変わっていないため、年度ごとに重点的に見る項目を設定しても良い。

５．おわりに（まとめ）

町田市環境マネジメントシステムは、市の全施設を対象範囲とし、環境配慮行動計画に基づく職員の環境行動を進行管理する仕組みである。さらに、「職員による内部監査」「市民等の第三者による外部評価」「取組実績、内部監査結果、外部評価結果の開示」等の透明性の高い評価プロセスを取り入れている。

活動実績では「温室効果ガス・エネルギーの削減」「グリーン購入」「日常的なエコオフィス活動」が着実な成果をあげていることは評価できる。

しかし、前回も課題として掲げた「紙資源の使用量の削減」について、逆に使用量が増加してしまっていることについては、各委員からも厳しい意見が相次いだ。職員一人ひとりの更なる意識向上に加え、ペーパーレス化などの全庁的な取組みの推進をはじめ、成果をあげている取組事例を丹念に拾い上げ、ベストプラクティス（優良事例）の水平展開を図っていくための方策を検討・実施するべきである。

また、実績報告書において、経年推移を含めた詳細なデータが記載されていることは評価できるが、増減の要因分析に対する記述が不足している。“実績の開示”で終わらせるのではなく、しっかりとした要因分析まで行ない、的確かつ実効性の高い改善策の立案・実施に繋げていただきたい。

5.4. ２０１７年度市長総括記録

総括実施日	２０１７年9月１２日（火）

総括結果（市長の総合的なコメント）
１．紙使用量削減のため、実績の要因分析や内部環境監査の結果から、成果をあげている取り組み事例を拾い上げ、優良事例の水平展開を図ること。 ２．エネルギー使用量、グリーン購入等の各種実績について、増減の要因分析に必要な情報を効率的・効果的に収集する仕組みを整理し、活用すること。

６．町田市環境基本条例*（平成 12 年 12 月 27 日　条例第６８号）

目次

前文
第一章　総則（第１条ー第８条）
第二章　環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策（第９条ー第 19 条）
第三章　環境管理の推進（第 20 条ー第 22 条）
第四章　環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進
（第 23 条ー第 26 条）
附則

前　文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権*を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷*の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者（以下「すべての者」という。）の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本と　なる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境　現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境*をいう。

(2) 歴史的文化的環境　歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。

(3) 環境への負荷　行政の施策、事業活動、日常生活等（以下「すべての活動」という。）により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 公害　環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁（雨水及び地下水の汚染を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。

(5) 循環型社会　すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制*、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

⑹ 地球環境の保全　すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。

⑺ 環境監査　市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。

⑻ 環境パートナーシップ*　市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体（以下「市民等」という。）が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権*の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。

２　環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷*を低減するよう行動することにより、循環型社会*を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。

３　自然環境及び歴史的文化的環境*の保全及び回復は、生物多様性*（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。

４　地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。

⑴ 公害の防止及び快適環境の創造

⑵ 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復

⑶ 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進

⑷ 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進

⑸ 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進

⑹ 地球環境の保全

⑺ 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に寄与すること。

２　市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

⑴ 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。

⑵ 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。

⑶ 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。

⑷ 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

⑴ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。

⑵ 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（在勤在学者等の責務）

第７条　在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

（環境配慮*）

第８条　すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。

⑴ 公害を発生させないこと。

⑵ 自然を大切にすること。

⑶ 歴史と文化を大切にすること。

⑷ まちをきれいにすること。

⑸ ごみを減らすこと。

⑹ 資源及びエネルギーを大切にすること。

⑺ 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。

⑻ 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。

２　すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。

３　前二項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

第二章　環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

（環境基本計画）

第９条　市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴ 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標

⑵ 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱

⑶ 前二号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第 10 条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境行動指針）

第 11 条　市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷*の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。

２　市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

４　前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

（規制措置）

第12条　市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

２　市は、生物多様性*を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。

３　市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

４　前三項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

（誘導的措置）

第 13 条　市は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

２　市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

（財政措置）

第 14 条　市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（調査、監視及び測定の実施）

第 15 条　市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

２　市は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

（施策等の報告）

第 16 条　市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

（市民意見の反映）

第 17 条　市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

（調整の体制）

第 18 条　市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

（国等との協力）

第 19 条　市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第三章　環境管理の推進

（環境監査の実施）

第 20 条　市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。

２　市長は、特に必要と認めたときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

（環境影響評価の促進）

第 21 条　市は、環境に著しい影響を及ぼすお

それのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（事業情報の公表）
第22条　市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷*の情報について、公表するよう努めなければならない。
２　市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

第四章　環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進

（環境学習*の推進）
第23条　市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

（自発的活動の推進）
第24条　市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

（情報の提供）
第25条　市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

（広域的協力）
第26条　事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附　則
この条例は、平成13年7月1日から施行する。

7. 参考資料

7.1. 環境基準*

（1）大気

表１　大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件	対象区域
二酸化硫黄（SO_2）*	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域
一酸化炭素（CO）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質*（SPM）*	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	
二酸化窒素（NO_2）*	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント*（Ｏｘ）	１時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。	
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。	
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。	
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。	

表２　光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物　質	環境上の条件	対象区域
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高一時間値 0.06ppm に対応する午前６時から９時までの３時間平均値は 0.2ppmＣから 0.31ppmＣの範囲にある	

（2）水質

表３　人の健康の保護に関する環境基準*一覧

項　目	基準値	対象水域
カドミウム	0.0030　mg/ℓ以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01　mg/ℓ以下	
六価クロム	0.05　mg/ℓ以下	
砒素	0.01　mg/ℓ以下	
総水銀	0.0005　mg/ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB*	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02　mg/ℓ以下	
四塩化炭素	0.002　mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004　mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.010　mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01　mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg/ℓ以下	
チウラム	0.006　mg/ℓ以下	
シマジン	0.003　mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02　mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01　mg/ℓ以下	
セレン	0.01　mg/ℓ以下	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10　mg/ℓ以下	
ふっ素	0.8　mg/ℓ以下	
ほう素	1　mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05　mg/ℓ以下	

備考１：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする
　　２：「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表４　生活環境の保全に関する環境基準*

ア

類型	市内該当水域	利用目的の適応性	基準値				
			pH*	BOD*	SS*	DO	大腸菌群数
AA		水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下
A		水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
B		水道３級 水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ 以下
C	恩田川	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	境　川 鶴見川	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E		工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	

備考１：基準値は、日間平均値とする。
　　２：ただし農業用利水点については、水素イオン濃度指数*6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。
　　３：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　水道　１　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道　２　級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道　３　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　水産　１　級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産　２　級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産　３　級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
　　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類　型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.0006 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下

備考１：基準値は年間平均値とする。

（3）地下水

表５　地下水の環境基準*値一覧

単位：mg/ℓ

項目名	環境基準値	項目名	環境基準値
カドミウム	0.003　以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01　以下
鉛	0.01　以下	テトラクロロエチレン	0.01　以下
六価クロム	0.05　以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01　以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02　以下
PCB*	検出されないこと	ベンゼン	0.01　以下
ジクロロメタン	0.02　以下	セレン	0.01　以下
四塩化炭素	0.002　以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　以下	ふっ素	0.8　以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　以下	ほう素	1　以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04　以下	1,4-ジオキサン	0.05　以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　以下	塩化ビニルモノマー	0.002 以下

（4）ダイオキシン類*

表６　ダイオキシン類による大気の汚染・水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準

媒　体	基準値
大　気	0.6　pg-TEQ/m^3 以下
水　質	1　pg-TEQ/ℓ 以下
土　壌	1,000　pg-TEQ/g 以下
※水底の底質	150　pg-TEQ/g 以下

備考

１：pg はピコグラムを表し、1pg は１兆分の１g

２：基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。

３：大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

４：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ／g 以上の場合には、必要な調整を実施することとする。

（5）騒音

表 7-1　騒音に係る環境基準*値一覧　　単位：デシベル

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
AA	清瀬市の地域のうち松山３丁目１番、竹丘３丁目１番から３番までおよび竹丘３丁目 10 番の地域		50 以下	40 以下
A	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考
１：車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注）地域の類型
AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（東京都内ではこの地域のみ）
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適応しない。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-1 に関わらず特例として表 7-2 のとおりとする。

表 7-2　幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

昼　間	夜　間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考
１：「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。
・2 車線以下の車線を有する道路　　15 メートル
・2 車線を越える斜線を有する道路　　20 メートル

２：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

表８　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度*

単位：デシベル

区域の区分		車線等	時間の区分	
			昼　間 （6 時～22 時）	夜　間 （22 時～6 時）
a 地域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 AA 地域	１車線	65	55
		２車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 地域	第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	１車線	65	55
		２車線以上 近接区域	75	70
c 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	１車線 ２車線以上 近接区域	75	70

備考

１：車道とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

２：近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および４車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が２車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、２車線を越える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。

表９　光化学スモッグ*緊急時基準および措置

段　階	地　域	発令路の基準	措　置		
			協力工場等	自動車等	一　般
予報	区 東部 北部 西部 南部 多摩 北部 中部 西部 南部 の８地域	気象条件からみて高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	不用不急の目的により、自動車を使用しないことについて協力を求める。	ばい煙を排出するものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。
注意報		オキシダント濃度が 0.12ppm 以上	通常の燃料使用量 20％程度の削減勧告	当該地域を通過しないように協力を求める。	注）屋外になるべく出ないよう周知する。 注）屋外運動はさしひかえるようにする。 注）光化学スモッグの被害を受けた人は、もよりの保健所に連絡する。
警報		オキシダント濃度が 0.24ppm 以上	通常の燃料使用量 40％程度の削減勧告		
重大緊急報		オキシダント濃度が 0.40ppm 以上	通常の燃料使用量 40％程度の削減命令	東京公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請する。	
学校情報		オキシダント濃度が 0.10ppm 以上			

7.2. 主な関係法とその解説

関係法令名	解　　説
環　境　基　本　法	多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。
循環型社会*形成推進基本法	「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル*法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法で、2000年に成立した。 同法に基づき、2003年3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成のための数値目標などが示された。物質フロー指標として①資源生産性（入口）、②循環利用率、③最終処分量（出口）を、取組指標として①廃棄物に対する意識・行動、②廃棄物の減量、③循環型社会ビジネスの推進が示されている。
地球温暖化*対策の推進に関する法律	通常「地球温暖化防止法」と呼ばれる。同法により、地方公共団体には、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画（「地球温暖化防止実行計画」）の策定が義務付けられている。また、地域の実情に応じた温暖化防止実行計画（「地球温暖化防止地域推進計画」）の策定も努力義務として定められている。一定規模以上の事業所を対象とした、温室効果ガス*算定・報告・公表制度を定めている。
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	通常「フロン回収・破壊法」と呼ばれる。オゾン層破壊の原因となるフロン類の適正な回収・破壊を行うため、カーエアコンを搭載した車や業務用冷凍空調機器を廃棄処分する者がフロン回収等の費用を負担することが義務付けられており、2002年10月より施行された。
エネルギー政策基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにしたもの。①エネルギーの安定供給の確保、②環境への適合、③市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月より施行されている。
国等による環境配物品等の調達の推進等に関する法律	通常「グリーン購入*法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷*型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。一般廃棄物の容積比で６割、重量比で２～３割を占める容器･包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン･缶･飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年４月に施行された。2000年４月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。
特定家庭用機器再商品化法	通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの４品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1997年６月公布、2001年４月より施行された。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。年間約400万台（中古車輸出もめると500万台）排出される使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。平成14年7月に公布され、段階的に施行される。
資源の有効な利用の促進に関する法律	通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制（リデュース*）、部品等の再使用（リユース*）、原材料としての再利用（リサイクル）の「３R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。

関係法令名	解　　説
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性*の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとしている。2003年1月より施行された。
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	通常「自動車NOx・ＰＭ法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域（町田市も含まれる）での大気汚染の改善を図ることを目的としている。2002年7月から施行。
ダイオキシン類*対策特別措置法	1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量（第６条）、大気・水質・土壌の環境基準*（第７条）、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準（第８条）土壌汚染に係る措置（第29～32条）などが定められている。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表することとなっている。
土壌汚染対策法	企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物*等による土壌汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壌汚染の状況を把握する調査の実施、汚染による人の健康被害の防止に向けた措置（汚染の除去等）について定められている。
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって健康被害が生じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。
環境保全のための意欲の増進及び環境教育*の推進に関する法律	通常「環境教育推進法」と呼ばれる。持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めて、一人ひとりが環境への理解を深め、自発的に環境保全に取り組むための支援を行っていくことを目的としている。2004年10月に完全施行された。 同法第8条において、地方公共団体も、その自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、または計画を作成し、公表するよう義務付けられている（努力義務）。
食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育(様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること)を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月15日に施行された。 同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。
エネルギーの使用の合理化に関する法律	通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年施行。2014年改正。エネルギーをめぐる内外の経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な活用の確保を目的に、工場や建築物、機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する措置などを定めている。改正により、電気の需要の平準化の推進及びトップランナー制度の建築材料等への拡大に関する措置が追加された。
生物多様性基本法	2008年6月施行。生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講ずべき13の基本的施策等、生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都公害防止条例を全面的に改正し、2001 年 4 月より段階的に施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷*低減、自動車公害対策等を強化した。

7.3. 用語解説（五十音順）

え

エコアクション２１

環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として、環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づく、事業者（中小企業、学校、公共機関など）のための認証・登録制度をいう。

エコドライブ

環境に配慮して、自動車を利用すること。具体的には、アイドリングストップや急激な発進・加速を止めることにより、燃料の節約に努め、排出ガスを抑制する運転のことをいう。

エコセメント・エコセメント化

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。2002 年７月に JIS 規格に定められた。

多摩地域 25 市１町では、日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場内に、エコセメント施設を建設し、現在埋立ている廃棄物の約６割を占める焼却残さをセメントの減量としての活用を進めている。

エコファーマー

堆肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、持続性の高い農業生産方式を導入した農業者の愛称（都道府県知事認定）。

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」（1999 年７月制定）に基づく制度で、認定を受けた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」に基づき、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）や税制上の特例措置が受けられる。

ＳＳ　→浮遊物質

ＳＰＭ　→浮遊粒子状物質

ＬＥＤ（ＬＥＤ照明器具）

発光ダイオード（Light Emitting Diode）を使用した照明機器。蛍光灯や発熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないことや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

ＮＬＰ

Night Landing Practice の略。夜間の航空母艦への着艦のための訓練で、基地の滑走路を航空母艦に見立て行う。着陸、接地、離陸（タッチアンドゴー）を何度も繰り返すため、非常に大きい騒音を伴う。

お

屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

温室効果ガス

太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象とされている。

Ｏｘ　→光化学オキシダント

か

カーボンオフセット

私たちが、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入、または他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせること。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育推進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義されている。

環境教育　→環境学習

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000 年 12 月に制定した。

環境権

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとしている。

環境パートナーシップ

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

環境配慮

環境問題の原因が、私たちの生活により生じている環境への負荷にあることをふまえ、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように行動することをいう。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第 16 条に「施策等の報告」として規定されており、2002 年 12 月に創刊号「町田市環境白書 2002」を発行した。今年で 16 年目となる。

環境負荷（環境への負荷）

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう（環境基本法第２条第１項）。

き

揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。

窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物資（ＳＰＭ）を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compounds を略して VOC とも表記される。

く

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

平成８年２月に、我が国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク（GPN）には、企業・行政・消費者が加入している。GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

こ

こどもエコクラブ

環境省が地方公共団体との連携の下進めている、小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995 年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進め、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。現在、1 団体が活動している。

光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。Ｏｘと略す。

光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4 月から 10 月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

さ

再生可能エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー（「再生可能エネルギー」）と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の２種類がある。

里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう（東京における自然の保護と回復に関する条例第 17 条）。

し　**資源化率（リサイクル率）**

排出されたごみの総量に対するリサイクル（再生使用）された量の割合をいう。

Ｊ（ジュール）

ジュールは、仕事量を表す単位でエネルギー量は、この単位で統一して示すことが決められています。ＧＪ（ギガ・ジュール）＝10^9Ｊ

市民農園

一般に、農家など農地の所有者などが、近隣の住民のために農作業の目的で使用させる農園。「市民農園整備促進法」によって、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進が図られている。

循環型社会

町田市では、すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう（町田市環境基本条例第２条）。

なお、2000 年４月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

す　**水素イオン濃度指数**

物質の酸性、アルカリ性を示す指数。pH＝7 の場合は中性と呼ばれる。pH が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

せ　**生物化学的酸素要求量　→BOD**

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、わが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系（生物生息環境）の多様性の保全を進めている。2007 年 11 月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

た　**ダイオキシン（ダイオキシン類）**

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーＰＣＢについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義され、約 233 種類が確認されている。

太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のことで、太陽光発電システムは、太陽の光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。

これまでの技術開発により、変換効率（光から電気にかえる効率：現在 10～15%）が向上し、コストも下がってきたため、一般家庭用の電源としても普及してきている。

ち　**地球温暖化**

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面の膨張や世界的な異常気象、生態系等への影響などが懸念されている。

て　**低公害車**

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費ガス認定車などをいう。大気汚染だけでなく、温暖化の防止にも寄与する。町田市では、東京都指定低公害車をさす。

電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

と　**東京都エコ農産物認証制度**

環境負荷の少ない生産技術を用いて、都が定めた化学合成農薬や化学肥料の使用基準から、一定程度使用量を削減して栽培された農産物を認証する制度。

透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

に　**二酸化硫黄(SO_2)**

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

二酸化炭素(CO_2)

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほとんどが二酸化炭素である。

産業革命以前の大気中の平均二酸化炭素濃度は 280ppm 程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2011 年には 390.9ppm に増加している。

二酸化窒素（NO_2）

窒素酸化物(NOx)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与える。

は

発生抑制

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出をできるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物（生ゴミ等）や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されている。

ひ

pH　→水素イオン濃度指数

ヒートポンプ

熱媒体を用いて低温から高温へ、また高温から低温へ熱を移動させる技術。給湯器や、エアコン、冷蔵庫などに利用されている。給湯や暖房といった加熱の場合、燃焼型に比べて同じ投入エネルギーで、大きな熱エネルギーを得られることから、CO_2の排出抑制手法として注目されている。

BOD

正式には、生物化学的酸素要求量〔Biochemical Oxygen Demand〕という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害（ひかり害）

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

PCB　→ポリ塩化ビフェニル

ふ

浮遊物質

水中に懸濁し、水のにごりの原因となる物質のことで、水質を表す指標の一つ。コロイド状の小さなものや目に見える程度の粒子まで、様々なサイズの物質を総称する。１リットルの水に含まれる重量で表し、一般河川では 25mg/□以下が正常な生育環境であるとされている。

Suspended Solidsを省略してSSともいう。

浮遊粒子状物質

SPM（Suspended Particulate Matter）ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10μm（1μmは100 万分の１m）以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NOx（窒素酸化物）等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが２～４割を占めている。また、特に粒径 2.5μm以下のものを微小粒子状物質（PM2.5)といい、健康への影響が強く懸念されている。

VOC　→揮発性有機化合物

ほ

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状（白色の結晶状の物もあります）の物質。Polychlorinated Biphenylを略し、PCB と記載される。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきた。しかし、PCB は難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCB の製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有する PCB は毎年届出が必要である。

ま

マスタープラン（master plan）

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつくられる。

み　**緑のカーテン**

ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外にはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのこと。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

や　**谷戸**

丘陵地において、河川等の浸食によってできた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、地形を利用した農業や、生態系を含めて指す場合もある。

ゆ　**有害化学物質**

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

よ　**要請限度**

環境省令が定めた自動車騒音又は道路交通振動の指定地域内における限度のこと。区市町村長は、自動車騒音等がその限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

り　**リサイクル〔再生利用：Recycle〕**

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リユース〔再使用：Reuse〕

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収･洗浄･再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑地をさす。

れ　**歴史的文化的環境**

歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。

町田市環境白書 2017

～ データ集 ～

編集・発行　町田市 環境資源部 環境政策課
所　在　地　〒194-8520　町田市森野 2丁目 2番 22号
電　　話　042-724-4386
発行年月　2017年12月
編集協力　アオイ環境株式会社
刊行物番号　17－53

リサイクル適性Ⓑ
この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。